

# 北海道社会福祉研究

## 第39号

〈論文〉

- 養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待の特徴と要因  
松本 望 ··· 1
- 母子生活支援施設を退所した子どもの生活  
熊谷 良介 ··· 15

〈研究ノート〉

- 福祉人類学における福祉の現場のエスノグラフィーの意義  
—2000年以降の主要な研究のレビューを通じて—  
福島 令佳 ··· 28

〈海外調査報告〉

- 地域における高齢者主体の活動についての考察  
—デンマークの高齢者の活動をとおして—  
錢本 隆行 ··· 39

〈調査報告〉

- 高等教育機関に所属する学生の抑うつ症状と首尾一貫感覚  
(Sence of Coherence) およびレジリエンスとの関連  
—性別検討—  
米田 龍大 ··· 54

編集規定・投稿規定・執筆規定 ··· 63

編集後記

2019年3月

(社) 日本社会福祉学会北海道地域ブロック  
北海道社会福祉学会



## 【論文】

# 養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待の特徴と要因

Characteristics and factors of the serious abuse to elderly people caused by staff members of nursing care facilities

松本 望（北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科）

## 要旨：

本研究では養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待（以下、虐待）の特徴と、影響を与える要因について明らかにすることを目的とした。研究にあたって、まず深刻な虐待に関する新聞記事を収集した。次に各虐待事例の特徴と影響を与えた要因を整理した。

その結果、ストレスや倫理観など「職員の要因」だけでなく、人員不足や制度上の問題など「社会・職場環境の要因」も影響していることが明らかとなった。また、ネグレクトに関しては施設全体の密室性や閉鎖性を背景に、徐々に深刻化していくプロセスがあると考えられた。一方、ネグレクト以外の虐待の一部には、予兆になるような要因や出来事に関する記述がない事例がみられ、夜間や個室など、人の目がない環境などが突然的な虐待を誘発している可能性が示唆された。今後は調査手法、分析方法も検討しながら研究を蓄積させ、有効な虐待予防策を明らかにしていく必要がある。

Keywords：養介護施設従事者等による高齢者虐待、深刻な虐待、要因、特徴

## I. はじめに

高齢化が進行し介護・福祉サービスのニーズが高まり続ける中、養介護施設従事者等による高齢者虐待<sup>1)</sup>が後を絶たない。厚生労働省の調査（厚生労働省 2018）によると、我が国における虐待は減少するどころか、むしろ増加傾向にあり一部の事例は深刻度が高く生命や生活に関する重大な危険があった事例だとされている。この厚生労働省の調査では、平成 24 年度より虐待の深刻度に関する調査結果も公表しているが、これによると毎年約 1.1～5.5% の被虐待者に「生命・身体・生活に関する重大な危険」があったとされており、平成 27 年度には被虐待者が死亡した事例もみられている。

いうまでもなく、虐待はその深刻度にかかわらず予防に向け取り組む必要がある。しかし生命や身体、生活に重大な危険を与える深刻な虐待に関しては、

被虐待者や家族への影響はもとより、加害者や発生した施設・事業所、ひいては社会全体にも多大な影響を及ぼすことになる（松本 2016a）。こうした背景をふまえると、深刻な虐待が発生する要因や特徴について明らかにすることは、その発生を未然に防ぐためにも重要だといえる。

しかし、これまで深刻な虐待に焦点を当てた研究がなく、そのメカニズムや関連する要因については不明な点が多い。例えば、先行研究では虐待の発生メカニズムを「不適切なケア」を底辺とする階層構造としてとらえ、不適切なケアや軽微な虐待が徐々に深刻化していくという説明がなされている（柴尾 2008、認知症介護研究・研修仙台センター 2009:13）。しかし、このメカニズムを実証した研究は見当たらず、また深刻な虐待に関してもこうしたメカニズムによって説明が可能なのか、明らかではない。さらに、徐々に虐待が深刻化していくのであれば、虐待の深刻化に影響を与える要因を明らかにすることが

予防策を検討する上でも重要だといえるが、そうした研究も見当たらない。

また研究手法に関して、これまでの虐待に関する調査研究の多くは実態調査や介護職員の虐待に対する意識・認識調査をもとに、重要な要因の解明を試みており(厚生労働省 2018, 岸ら 2010, Wang ら 2009), 実際に発生した虐待事例を詳細に分析した研究は極めて少ない(松本 2014)。一方で、深刻な虐待の場合は不適切なケアや深刻度の低い虐待とは異なり件数が少ないため、多くの介護職員は関与したことが多く、介護職員が深刻な虐待に関する重要な要因を理解しているとも限らない。そのため、介護職員への認識調査をもとに深刻な虐待の要因等を解明するよりも、実際に発生した事例の分析や直接虐待に関与した者に調査する方法が適していると考えられる。

以上のように、深刻な虐待の発生メカニズムや関連する要因について十分明らかになっていないことから、本研究はその基礎的な研究として深刻な虐待の特徴、および影響を与える要因を明らかにすることを目的とした。また研究方法に関しては、先行研究の課題等をふまえ実際に発生した深刻な虐待事例を分析することとした。

## II. 研究方法

まず本研究における「深刻な虐待」は、表1の内容を指すこととした。厚生労働省による調査(厚生

労働省 2018)では高齢者に対する虐待の深刻度を1～5段階に分類しているものの、各段階の具体的な判断基準は示されていない。認知症介護研究・研修仙台センターによる報告書では、この厚生労働省による調査結果をもとに、虐待の類型及び深刻度ごとに虐待の具体例を提示しているが(認知症介護研究・研修仙台センター 2018:20),これは平成28年度に発生した虐待の一部の事例を分類したものである。そのため報告書に記載されている具体例とは状況が異なる虐待事例については、分類するための基準が必要である。そこで本研究では、この報告書における具体例とともに、芝野が提示する児童虐待の判断基準(芝野 2001:62)を参考に、表1の「最重度」「重度」に該当する内容を本研究でいう「深刻な虐待」と操作的に定義した。

深刻な虐待の事例の抽出方法については、本研究では新聞記事から抽出することとした。その理由は第一に、虐待事例を扱った研究の場合、虐待事例にアクセスすること自体が難しく、仮に一般に公開されていない情報に研究者がアクセスできたとしても、論文として公開することが倫理的観点から難しいことが挙げられる(松本 2016b)。そして第二に、新聞記事を用いた研究では系統的なデータを扱うことができ、ある程度の信頼性と客觀性を担保した状態で出来事の全体像や因果連関を事後的に把握することができる点が挙げられる(梅原 2007, 大澤 2013)。

一方で新聞記事を用いる場合、抽出される事例や要因については当然、新聞報道された内容に限定さ

深刻度	具体的な虐待の内容
最重度: 生命の危機、生命に危険がある。	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体的暴力によって、生命の危険がある外傷を負っている、または、そのような外傷を受ける危険性が高い。たとえば、頭部外傷(慢性型・急性型硬膜下血腫、頭蓋骨骨折など)、腹部外傷(内臓損傷など)、窒息、その他重度の骨折や火傷、眼球への暴力による網膜剥離や眼球内出血、水晶体脱臼など。</li><li>・ネグレクトによって、死亡の可能性が高い。たとえば、高齢者の生理的欲求に対するケア不足、怪我や疾病的医療未受診・放置など。死亡の原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死など。</li></ul>
重度: 今すぐには生命の危険はないと思われるが、現に高齢者の健康に重要な影響が生じている、あるいは生じる可能性がある。高齢者を保護するため、介入が必要である。	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体的暴力によって、医療を必要とするほど外傷がある、またはそのような外傷を受ける危険性が高い。たとえば、骨折、裂傷、目の外傷、火傷、打撲症、その他傷害の後遺症の可能性のある症状がある。</li><li>・ネグレクトによって、生存に必要な衣食住のケアが不足している(閉じ込め、監禁を含む)。</li><li>・相当高額の金銭搾取。</li></ul>

表1 深刻な虐待の具体的な内容

れるという限界もある。また新聞報道の回数や記事の内容は、社会的関心の高さにも左右され、出来事の一部や断片的な内容のみ報道される可能性も否定できない（祖父江ら 1999）。

しかし、前述のとおり虐待事例の収集や情報公開の難しさもあることから、本研究では研究手法としての限界もふまえつつ、新聞記事を用いた虐待に関する先行研究（松本 2014, 任 2016）の手法を参考に、新聞記事をもとに深刻な虐待事例を分析することとした。そして事例を収集する上で、できるだけ客観性を担保するために本研究では複数の全国紙を対象に記事を収集し、さらに各事例についての報道回数が少ない事例は、分析から除外することとした。具体的には、各虐待事例に関する全新聞社の記事の数の合計を「報道回数」とし、報道回数が5回未満の事例を分析から除外した。

新聞記事の抽出方法としては、まず「G-search」および「日経テレコン21」を用いて、全国紙の中でも購読数の多い朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の5紙の記事を対象に検索した。各データベースでは1985年～2017年12月31日の期間を設定し、「虐待」と「職員」の用語に「利用者」

「入居者」「入所者」の3つの用語の組み合わせで検索した。そのうち「障害者」「児童」の用語が含まれる記事を除外し、抽出された記事の中から深刻な虐待の事例に関する記事のみ抽出した。また同じ記事が複数回抽出された場合はそれらをまとめて1回の報道として扱い、さらに上述のとおり1つの事例に関する報道回数が5回未満の事例も除外した。

抽出した事例は、深刻な虐待の特徴と関連する要因を明らかにするため、「事例の概要」「虐待の要因」「深刻な虐待以外の不適切なケア等の有無」の三つの観点から整理した。「虐待の要因」に関しては、先行研究（松本 2014, Buzgová 2009）を参考に、①「利用者の要因」（被虐待者の要因）、②「職員の要因」（加害者の要因）、③「社会・職場環境の要因」の三つに分けた。各要因の具体的な内容については、厚生労働省の調査（厚生労働省 2018）で発生要因として指摘されているものを参考に表2のように整理し、各事例の該当する記述を分類した。なお、被虐待者が複数いる事例や虐待が複数回発生している事例については、各要因に関する記述が一か所でもみられた場合は要因に該当する記述があった事例とみなし、整理した。また「深刻な虐待以外の不適切なケア等の有無」については、「本研究の対象となった深刻な虐待事例以外に、施設や事業所であった不適切なケア、虐待行為、トラブル、予兆になるような出来事の有無」を指すこととした。

### III. 倫理的配慮

倫理的配慮として本研究の分析で用いない、虐待が発生した地域、施設名、個人名などについては新聞記事に記載されている場合も伏せることとした。また係争中の事例も含まれているなど、新聞記事に記載された内容が今後、覆される可能性も考慮し、虐待の「疑いがある」という表記に統一した。

利用者の要因	職員の要因	社会・職場環境の要因
「年齢」	「教育・知識・介護技術等に関する問題」（知識・技術・経験の未熟さ、専門資格の有無）	「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」（人員不足、発生した時間帯、人の目になさ）
「性別」	「職員のストレスや感情コントロールの問題」	「管理体制の問題」（職員のマネジメント、職員間の関係性の悪さ、虐待への組織的対応）
「認知症の症状の有無」	「倫理感や理念の欠如」（故意性、罪悪感）	「組織の教育体制、職員教育の不備不足」
「身体的自立度」	「虐待を行った職員の性格や資質の問題」（性格、勤務態度）	「社会的要因の問題」（制度上の課題、行政機関の対応）

表2 虐待の要因

## IV. 研究結果

### 1. 抽出された事例の概要

抽出された記事の数は「虐待&職員&入所者」が769件、「虐待&職員&入居者」が281件、「虐待&職員&利用者」が325件であった。このうち、同じ記事が複数回抽出された場合はそれらをまとめて1回の報道としてカウントし、報道回数が5回未満の記事を削除した。さらに本研究が対象とする「深刻な虐待事例」に該当する事例のみ抽出した結果、全部で19件の虐待事例が抽出された。

最初に報道があった時期、報道回数、深刻な虐待が発生した施設種別、深刻な虐待の内容など事例の概要は表3のとおりだった。報道回数については5～252回と幅がみられ、特に被虐待者が死亡した4件の事例（No4, No11, No13, No18）のうち、No13を

除く事例については報道回数が50回以上が多い傾向がみられた。虐待が発生した施設種別に関しては、特別養護老人ホームと認知症対応型共同生活介護（以下、グループホーム）がそれぞれ6件と多かつた。

深刻な虐待の内容に関しては、本研究の対象となった19件中16件は身体的虐待が含まれる事例だった。そして身体的虐待が発生していなかった3件（No10, No16, No19）は、いずれもネグレクトによる事例だった。

加害者となった職員に関しては、関連する記述があつた事例のうち、No7, No13以外の14件の事例では、全て加害者の年齢が20代から30代と若い傾向がみられた。

事例No	事例の概要	初掲載日	報道回数	サービス種別	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
1	20代介護職員の女性が、90代の女性入所者の顔や腹部を数回殴った上、胸などを数回踏みつけ、顔や腕にあざができた疑い	2017	8	介護老人保健施設	○	—	—	—
2	30代介護職員の男性が、80代男性入所者をベッドから起こして車いすに乗せようとした際、左腹部と顔を素手で数回殴り、眼底出血や顔面挫傷と診断された疑い	2016	5	介護老人保健施設	○	—	—	—
3	30代介護職員の男性が、50代男性入所者をトイレ内で入所者の頭部を拳で数回殴り、暴言を吐いた疑い	2016	31	有料老人ホーム	○	○	—	—
4	20代介護職員の男性が、80～90代の男女の入居者3人をペランダから転落させ、殺害した疑い	2015	252	有料老人ホーム	○	—	—	—
5	30代介護職員の男性が、70代女性入居者の頭部やほおを平手打ちし、腰を蹴ったほか、首を数秒間絞め、もみ合った際に転倒させて頭部に3週間のけがを負わせた疑い	2015	13	有料老人ホーム	○	—	—	—
6	20代介護職員の男性が、90代女性入所者の首を両手で絞め、殺害しようとした疑い	2015	10	特別養護老人ホーム	○	—	—	—
7	50代介護福祉士の男性が、90代女性入所者の頭を殴るなどし、急性硬膜下血腫で全治1か月のけがをさせ左半身まひの後遺症を負わせた疑い	2015	7	特別養護老人ホーム	○	—	—	—
8	20代介護職員の男性が、90代女性入所者の顔や胸を何度も殴り、左まぶたの打撲傷や胸骨骨折などした疑い	2014	20	特別養護老人ホーム	○	—	—	—
9	20代介護職員の男性が、90代女性入居者2名の顔や腹部のやけど、肋骨や指の骨折をさせ、施設内で現金を盗んだ疑い	2014	13	グループホーム	○	—	—	○
10	70～90代の男女の入居者6人の栄養管理を怠ったため低栄養状態になった、適切な判断を怠り医療機関を受診せず重症化するまで放置した疑い	2013	40	グループホーム	—	—	○	—
11	20代介護職員の男性が、70～90代の女性入所者の胸付近を拳で殴り肋骨を折るなどの傷害を負わせ3人が死亡、1人を負傷させた疑い	2013	77	特別養護老人ホーム	○	—	—	—
12	20代介護福祉士の女性が、60代介護福祉士の男性が、60～90代の男女の利用者の後頭部を踏みつけたり蹴ったほか、浴室で利用者に洗面器内のお湯を浴びせかけ頭を平手で2回殴った、顔や胸を数回殴った、暴言を吐いた疑い	2013	19	デイサービス	○	○	—	—
13	40代介護福祉士の男性が、60代男性入居者の腹をけつたり殴ったり、首を手や腕で圧迫したりする暴行を加え腸間膜破裂、腹腔内出血、窒息により死亡させた疑い	2009	7	グループホーム	○	—	—	—
14	20代介護職員の女性が、入浴室で90代女性入居者の顔や首などに浴槽の湯をかけ顔などに2週間のやけどを負わせた疑い	2009	9	グループホーム	○	—	—	—
15	30代パート職員の男性が、65～100歳の入所者21人に対して、頭を殴ったり顔をつねったりの暴行を加え、暴言も浴びせていた疑い	2008	9	特別養護老人ホーム	○	○	—	—
16	70～90代の女性入居者5人に、衰弱させるような著しい減食や長時間の放置などの虐待を繰り返し栄養状態を悪化させ、衰弱させ放置した疑い	2008	11	グループホーム	—	—	○	—
17	20代介護福祉士の女性が、ベッドに横になっていた70代女性入所者の胸や腹に自分の両手を置き体重をかけて何度も強く圧迫し左の肋骨が9本折れるなどの重傷を負わせた疑い	2005	13	特別養護老人ホーム	○	—	—	—
18	20代介護職員（パート）の男性が、80代女性入居者に石油ファンヒーターの熱風を長時間当てて顔や腹部などにやけどを負わせ殺害した疑い	2005	98	グループホーム	○	—	—	—
19	60代の男性入所者が腸閉塞でショック状態に陥っていたのに救急車を呼ぶまで10時間以上かかった、心筋梗塞を起こしたのに1時間以上救急車を呼ばなかった疑い	2004	10	盲養護老人ホーム	—	—	○	—

表3 事例の概要

## 2. 深刻な虐待の要因

### 1) 利用者の要因 (性別、年齢、自立度)

利用者の要因については、表4のとおりだった。まず性別についてはNo2, No3, No13以外の16件の事例に女性の被虐待者が含まれていた。年齢に関しては、5件 (No3, No5, No13, No17, No19) 以外の14件の事例に80歳以上の被虐待者が含まれていた。

認知症に関しては、No1, No8, No19以外の16件の事例の被虐待者に、何らかの認知症の症状がみられた。具体的には「窓ガラスに向かって放尿した」

(No3), 「深夜に徘徊しており言うことを聞いてくれなかった」(No5), 「夜に入所者が勝手に服を脱ぐなど、思い通りに動いてくれなかった」(No15)など、職員の捉え方によってはストレスを感じてしまうような利用者による言動の他、「被害を申告できない」(No3), 「抵抗できない」(No11), 「通常会話もままならない」(No17)など被虐待者の脆弱性に関する記述もみられた。

身体的自立度に関しては「手足が不自由」(No2), 「歩行にも難があり、移動する時には手押し型の

歩行補助車を利用していた」(No4), 「寝たきり」(No6, No8, No11), 「病気でよく転倒していた」(No13), 「食事や入浴に介助が必要」(No14)などの記述がみられた。

### 2) 職員の要因

#### ①「教育・知識・介護技術等に関する問題」(知識・技術・経験の未熟さ、専門資格の有無)

職員の要因は表5のとおりだった。まず職員の教育や知識、介護技術に関しては、「経験年数1年未満」(No4, No6)「3か月の試用期間中」(No9)など経験年数が短い加害者、介護福祉士資格を保有しない加害者 (No4, No11, No18) がみられた。一方、介護福祉士資格を保有していた事例が4件 (No7, No12, No13, No17), 経験年数が「8年以上」(No17)と長い加害者もみられた。なお、ネグレクトの3件 (No10, No16, No19) の事例に関しては、明確な加害者としての職員に関する記述がみられなかった。

表4 利用者の要因

事例No	年齢、性別、人数	認知症の症状の有無、身体的自立度
1	90代女性	—
2	80代男性	軽度の認知症状、手足が不自由、要介護3
3	50代男性	認知症などにより被害を申告できない、男性が言うことを聞かない、男性が窓ガラスに向かって放尿した
4	A氏:80代男性、B氏:80代女性、C氏:90代女性	A氏:認知症、要介護3、特に言うことを聞いてくれなかつた、B氏:認知症、要介護2、C氏:要介護3、認知症、徘徊が多く世話を焼けた、歩行にも難があり、移動する時には手押し型の歩行補助車を利用していた
5	70代女性	自室を出て深夜に徘徊しており言うことを聞いてくれなかつた
6	90代女性	認知症、寝たきり状態
7	90代女性	抵抗できない、施設内を徘徊していた
8	90代女性	寝たきり、朝食を吐き出した、言うことを聞かなかつた
9	A氏:90代女性、B氏:90代女性	A氏:認知症、B氏:認知症
10	70~90代の男女6人	認知症
11	A氏:90代女性、B氏:80代女性、C氏:70代女性、D氏:70代女性	A氏:抵抗できない、B氏:寝たきり、(C氏、D氏含め、いずれも認知症や寝たきりで抵抗できない)
12	A氏:90代女性、B氏:60代女性、C氏:80代男性、D氏:70代男性、E氏:90代女性、F氏:80代男性	A氏:言うことを聞かなかつた、B氏:認知症、C氏:認知症
13	60代男性	認知症、病気でよく転倒していた
14	90代女性	認知症、いうことを聞かずじつとしているなかつた、食事や入浴に介助が必要で、手間のかかる入所者だった
15	65~100歳の入所者21人、女性(91)	認知症、夜に入所者が勝手に服を脱ぐなど、思い通りに動いてくれなかつた、おむつを外したりして仕事が多くなった
16	70~90代の女性5人	認知症
17	70代女性	重度の認知症、通常会話もままならない、食事・トイレ介助が必要な状態、指示に従わず仰向けになることを拒んだ
18	80代女性	認知症、要介護度4、寒さを訴えたため加害者がファンヒーターをつけたが再三、足でヒーターを揺らして消した
19	60代男性	—

## ②「職員のストレスや感情コントロールの問題」(ストレスに関する記述)

職員のストレスや感情コントロールに関する記述については、大きく二種類に分けられた。一つ目は、「入居者の介護、夜勤の仕事に関する不満やストレス」(No4), 「年下の女性介護士に指導を受け悔しか

った」(No11), 「責任あるポストに就いてストレスを感じていた」(No17), 「給料の使い道や交際相手との関係に口をはさむ家庭にも不満を抱いていた」(No18)など、深刻な虐待が発生する以前からの職場での待遇や利用者、家庭などに対する不満やストレスに関する記述がみられる事例だった。

No	事例 教育・知識・介護技術等に関する問題	職員のストレスや感情コントロールの問題	倫理感や理念の欠如	虐待を行った職員の性格や資質の問題
3	—	待機面でいらっしゃり一直到いた。仕事が忙しい中男性の介護に手がかかるることにいら立ち、きつかけは夜勤の時にコールが重なり対応しきれず、「いい加減にしてくれ」とかってなった。	暴力行為を加えたことについては「後悔している」	性格: おとなしい感じの人だったので、勤務態度・無断欠勤などもなく、特に不眞面目ということもなく、他の職員と変わらず普通だった。
4	経験年数1年未満 入社後に介護職員初任者研修修了の資格を取得	入居者の介護、夜勤の仕事に関する不満やストレスは夜勤させて寝室に及んだ、手がかり、以前の現金や貴金属を盗む行為を重ねた。おごることで周囲が自分を認めているように感じ入所者の気持ちが強かつた。よくカッとした	殺すつもりで男性の部屋に入った。(複数の入居者が亡くなつたことで)死に対しての感覚が底廻し、なんども思わなくなつた。及人におこるお金がない人所持タイプ、優しい、自分をよく見せたい、見えを張りたいという思い出をどちらかっこ気持ちを考えられなかつた	性格: 正義感が強い、まじめ、どちらかというと目立たない性格。おとなしい感じの人だったので、勤務態度・無断欠勤などもなく、特に不眞面目ということもなく、他の職員と変わらず普通だった。
5	—	同僚に「いつか手が出そうだ」と相談していた。かとくなつてしまつた。いらだちを抑えられなかつた。	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
6	経験年数1年未満	介護の現場はイメージと違っていた。次第に入所者の排せつ物の処理などが嫌になつた。日々の介護に疲れていれば、高齢者を介護する苦しみを誰かが気づいてほしかつた。	犯行を通じて介護する苦しみを周囲に気づかせようとした。止めてしましかつたが、手に力が入つていった。性格: おとなしい、勤務態度: 勤務態度に問題はなかった	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
7	介護福祉士あり	徘徊圆でいた女性に腰を立て	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
8	—	長時間の勤務や眠眼をしれない夜勤でため込んだストレスや悩みを誰にも話さず抱え込んだが、要介護度の高い入所者を担当しストレスを感じていた。感情を抑えきれずに暴行を繰り返した	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
9	経験年数1年未満 3ヶ月の試用期間中だった	本人が悩みを抱えている様子も見られなかつた	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
11	介護福祉士を事件後に取扱い、経験年数3年未満、事件当時は施設に採用されたばかりだった	年下の女性介護士に指導を受け悔しかつた。ライラとしてやつた、過度のストレスによる適応障害に陥つていた	容体が急変し死亡した入所者を差見して報告し施設長に伝められた。まだほめられるとためめに隣で黒板を作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
12	介護福祉士あり、経験は浅かった	利用者が言うことを聞いてくれず、(心理的に追いつめられた)、ライラ化するのを抑えがけはまつていて、性格的に合わない利用者もいた	社長から「利用者になめられるな」と指示されたいた	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
13	介護福祉士あり	自分の思いどおりに動かがないことに腹を立てた。手間のかかる入所者だったでの腹が立つた。	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
14	—	介助が恥通りにいかず、いらいらしくて恥づいた。	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
15	—	未経験者が多いスタッフをうまくまとめてストレスを感じていた。	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
17	介護福祉士あり、経験年数8年	未経験者が多いスタッフをうまくまとめてストレスを感じていた。	—	性格: おとなしいが指示されたことはきちんとこなすタイプ、利用者に暴力を振るううちは思えない、勤務態度: まじめに仕事をしている、遅刻や無断欠勤は一切ない、自分勝手でわがまま、おどない、勤務態度: 職歴に仕事をしていて、遅刻の報告があつた、できれば仕事をついつい作りだすと考えた、大きなかげをさせつるつもりはないがなつた。
18	ヘルパー二級の資格を取つたばかり、経験年数1年3ヶ月、専門知識が乏しかつた	変動がさせてもらえないなどと職場内での不満や悩みを嘆かせた。他の職員との人間関係のあつれき、自分の悪いところを指摘するのを感じるようになった。入居者が思い通りに行動してくれないと強くストレスを感じた。様々なストレスが重なり激高しやすい状態になつていて、給料の使い道や交際相手との関係に口をはさむ家庭にも不満を抱いていた	虐待発生時の要因:ほかの入所者への見せしめとしで熱風を当て続けた。当初から疑惑があつたわけでは入居者の部屋などで働いていた。ソファで寝ていた上司になく運動的で熱風をあつたのち不必要的な殺意を抱いた。告げ口され不満もあつた。こまめに巡回や介助などにあたる。勤務態度はまじめで仕事を持たせられた。日ごろから一生懸命に食事を食べさせるなど熱心に介護しており、被管理者の家族もA容認者の介護に感謝の気持ちを示していた	性格: おとなしい性格で、音量も良くて優しい人、勤務態度: 告げ口され不満もあつた。こまめに巡回や介助などにあたる。勤務態度はまじめで仕事を持たせられた。日ごろから一生懸命に食事を食べさせるなど熱心に介護している
19	—	—	—	性格: おとなしい性格で、音量も良くて優しい人、勤務態度: 告げ口され不満もあつた。こまめに巡回や介助などにあたる。勤務態度はまじめで仕事を持たせられた。日ごろから一生懸命に食事を食べさせるなど熱心に介護している

表5 職員の要因  
※職員の要因に関する記述がみられなかつた事例は除外し作成した

二つ目は、「夜勤の時にコールが重なり対応しきれず、『いい加減にしてくれ』とカッとなつた」(No3)、「利用者が言うことを聞いてくれず、(心理的に)追い込まれた」「イライラするのを抑えられなかつた」(No12)など、深刻な虐待の発生の引き金になるような、その場で生じたストレスに関する記述がみられる事例だった。

### ③「倫理感や理念の欠如」(故意性、罪悪感)

倫理観や理念に関しては、「暴行を加えたことについては後悔している」(No3)、「犯行を通じて介護する苦しみを周囲に気づかせようとした、止めてほしかつたが、手に力が入っていった。殺意があったかは分からぬ」(No6)、「当初から殺意があったわけではなく衝動的に熱風をあてたのち未必的な殺意を抱いた」(No18)など、虐待してしまったことに対する後悔や、当初から危害を加えようと意図していなかつた事例がみられた。

一方、「殺すつもりで男性の部屋に入った、(複数の入居者が亡くなつたことで)死に対しての感覚が麻痺し、なんとも思わなくなつた」「入所者の物を盗むことへの罪悪感が少なかつた」(No4)、「食事や排泄の介助がうまくできないことを入所者のせいにしては暴行を重ねた」(No8)、「容体が急変し死亡した入所者を発見して報告し施設長にほめられた、またほめられるために殴って異変を作りだそうと考えた」(No11)など倫理観の低さや罪悪感の無さに関する記述も一部の事例でみられた。

その他、「社長から『利用者になめられるな』と指示されていた」(No12)、「痛みでのたうち回る患者を尻目に上司は帰るし、救急隊が来るまで心肺蘇生していた同僚たちも『もうダメやね』と、休んだりしていた」(No19)のように、職員個人の倫理観というよりも職場全体の倫理観の低さが要因となつていた事例も一部にみられた。

### ④「虐待を行つた職員の性格や資質の問題」(性格、勤務態度)

職員の性格については、「おとなしい」(No3, No6, No9, No11, No18), 「まじめ」「優しい」(No4, No18),

「責任感が強く」(No17)など、虐待の要因になるとは考え難い性格に関する記述がみられた。一方、「自分をよく見せたい、見え(原文ママ)を張りたいという気持ちが強かつた」「よくカッとなつた」(No4)など深刻な虐待の発生に影響したと思われる性格に関する記述も一部みられた。

勤務態度に関しては、「遅刻や無断欠勤は一切ない」「まじめに仕事をしていた」(No9), 「勤務態度はまじめで仕事をまかせられる人だった、仕事熱心との評判だった」(No17)など、勤務態度に関する記述の多くは虐待の要因とは考え難い内容だった。一方、「職歴について虚偽の報告があつた」(No11), 「夜勤中に入居者の部屋などで寝ていた」「ソファで寝ていたと上司に告げ口され不満もあつた」(No18)といった記述がみられた事例が2事例あつた。

## 3) 社会・職場環境の要因

### ①「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」(人員不足、発生した時間帯、人の目なさ)

職場環境の要因については表6のとおりだつた。まず虐待が発生した時間帯については19件中、12件は日中以外の夜間等に発生した事例だつた。また、日中に発生した事例に関してもネグレクト(No10, No16)以外の事例に関してはすべて「個室」や「入浴室」「トイレ」など周囲に他の職員がいない環境で発生していた(No3, No6, No11, No12, No14)。

その他「人手不足の状態、夜勤では約30人の入所者を1人で担当していた」(No3), 「分割みで定められた業務表(ライン)に沿つて、おむつ交換や呼び出しの対応などに追われていた、横つながりがもちにくくライン通りにはこなせていなかつた」(No4), 「要介護度が高く手のかかる入所者が多く」(No8)など、人員不足に関する記述もみられた。

### ②「管理体制の問題」(職員のマネジメント、職員間の関係性の悪さ、虐待への組織的対応)

管理体制については、「対処が難しい入居者への対応が現場に任せられ支援体制が不十分だつた」(No4), 「4月から業務が拡大したために管理監督も行き届いていなかつた」(No15)など組織としての職員への

事例 No	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	管理体制の問題		組織の教育体制、 職員教育の不備不足
		時間帯: 午後11時~10分頃 施設の5人部屋	時間帯: 夕	
1	時間帯: 午後11時~10分頃 施設の5人部屋	—	—	—
2	時間帯: 夕	—	—	—
3	人手不足の状態、夜勤では約30人の入所者を1人で担当していた。時間帯: 午後1時~20分頃、人の目: 防犯カメラのない男性の部屋、人目につかない居室内のトイレに連れ込んで暴行した。	他の職員から上司へ報告があつたにもかかわらず、施設は虐待防止の措置を十分取らず虐待防止に関する研修などもあまり行われていなかった。	—	—
4	対応などに追われていた。業務にくらくらしながらがちにコミュニケーション通りにはこなせられなければならない業務(ライン)に沿って、おむづつ交換やひび出しがある事故が発生した。時間帯: 午前の時間帯(夜間)、人の目: 容疑者が1人で運動している間、人目のつかない裏庭を選んだ。	難職率が高い対処が難しい入居者への対応が現場に任せられたが、施設は全般的に運営や運営に対する問題があつたと思われる。(介護職員初任者研修は)施設が補助制度を設けて取得を得推奨する資格	介護の資格を持たずために働く職員も少なかった。	—
5	時間帯: 午前0時ごろ、人の目: 居室	職員は同僚に「いつか手が出そうだ」と相談していたが、同僚は上司に報告しなかった。	職員向けの虐待防止研修なども不十分だった。	—
6	職員数には余裕があり、残業もほとんどなかった。時間帯: 午後2時半ごろ、人の目: 個室	—	—	—
7	時間帯: 午前4時40分頃	—	—	—
8	要介護度が高く手のかかる入所者が多くストレスを感じていた。時間帯: 朝午前7時半頃、人の目: 場所は個室とみられる	施設長は繩行について認識はなく、介護工の不注意だとthoughtした。施設から市への報告が報告はなかったため込んだストレスや悩みを誰にも話さず抱え込んだ。	—	—
9	夜間の勤務負担が問題ではなく、時間帯: 午後7時~午前4時50分ごろ、人の目: 個室、3階を1人で担当	—	—	—
10	職員数が規定数よりも少ない	重大な危険が生じているのに速やかに町に通報しなかった、適切な判断を怠り医療機関を受診させ重症化するまで放置した。	介護福祉士は国の基準数以上の41人いた。	—
11	時間帯: 午前、人の目: 1人で巡回中に殴った、目撃者がいなかった。被害者の証言が得られなかつた	施設が市に通報したのは3人目の死者が出てから2日後だった。	介護福祉士になる訓練もなかつた。	—
12	職員1人で宿泊者を看守する宿直勤務(午後4時~午前9時)はひと月に10回近くになった。勤務者はは両施設を掛け持ち。時間帯: 午後2時頃、午前10時30分頃、人の目: 浴室	—	—	—
13	時間帯: 午後7時20分から約4時間の間、人の目: 居室で、当日1人夜勤	職員のストレスを察することができなかつたことを反省している。職員の管理体制を検討し、改めたい。施設は職員全員に聞き取り調査をしたが虐待は確認できなかつた。	—	—
14	時間帯: 午後1時45分頃、人の目: 入浴室	介護記録では向らかの異変に気付いた記述が3人分しかなく、内容が形式的で危機意識が低い職員が虐待を把握できていなかつた。4月から業務が拡大したために管理監督も行き届いていなかつた。職員間や上司との意思疎通に欠ける。	—	—
15	人の目: 一人で夜勤の巡回をした際	施設側は状況を把握していないから適切な対応をしなかつた。スタッフが運営資金として入所者の家族から10円を借りた。犬吠や啄、鳥などを銅つており狂犬病の予防接種を「受けた」と市に虚偽の回答をした。	—	—
16	時間帯: 午後7時半ごろ、人の目: 全館を担当するフリー介護士が1人配当されたが遠隔されただ	司施設は事故として市に事故報告書を届け出たが原因は書きかれていなかつた。	—	—
17	時間帯: 午後7時半ごろ、人の目: 全館を担当するフリー介護士が1人配当されたが遠隔されただ	ストレス対策を含む指導管理体制の問題、経験や知識のない職員1人が夜に18人担当するなど無理な勤務態勢、この施設が県に提出した報告書は、宿直者の人数が誤って記載され、入居者数や職員の資格は空欄のままだった。	—	—
18	時間帯: 午前1時ごろ、人の目: 人夜勤体制	園長に取り入つた係長が傍若無人な行動を始め、職員が園長に報告しても、入所者が直接訴しても、園長は係長をかいし、逆に指摘した職員を冷遇した。入所者も他の職員も、2人の顔色をいつもかがうよううな状態だった。当時の園長が職員3人に虚偽の従事証明書を書いて介護福祉士などの試験を受けさせていた看護係長がケア日誌に「団長の指示を仰いだ」とワソの記録をしていた。	—	—
19	時間帯: 午後7時10分ごろ、午前5時過ぎ	—	—	—

表6 職場環境の要因

支援・管理体制に関する問題、「他の職員から上司へ報告があったにもかかわらず、施設は虐待防止の措置を十分取らず、市への報告を怠った」(No3)など虐待が発生する前後の施設・事業所としての問題に関する記述がみられた。

また、「重大な危険が生じているのに速やかに町に通報しなかった、適切な判断を怠り医療機関を受診させず重症化するまで放置した」(No10),「介護記録では何らかの異変に気付いた記述が3人分しかなく、内容が形式的で危機意識が低い」(No15),「園長に取り入った係長が傍若無人の言動を始め、職員が園長に報告しても、入所者が直訴しても、園長は係長をかばい、逆に指摘した職員を冷遇した」(No19)など、施設全体の介護の質の低さに関する記述がみられる事例もあった。

### ③「組織の教育体制、職員教育の不備」

組織の教育体制、職員教育に関する要因は全体的に記述が少なかったが、「虐待防止に関わる研修などあまり行われていなかった」(No3),「採用後の教育およびフォロー態勢に問題があったと思われる」(No4),「管理者になる訓練もなかった」(No12)など、職員教育の不十分さに関する記述が一部にみられた。一方、「(介護職員初任者研修は)施設が補助制度を設けて取得を推奨する資格」(No4),「介護福祉士は国の基準数以上の41人いた」(No11)など、虐待の要因とは考え難い記述もみられた。

### ④「社会的要因の問題」(制度上の課題、行政機関の対応)

社会的要因に関する記述については、表7のとおりだった。まず行政の対応に関しては、「市・県警・消防局の情報共有が十分ではなく、同じ施設で転落死が続いていることの把握が遅れた」(No4),「施設は虐待の疑いがあると市に報告したが、市は加害者から話を直接聞くことはせず文書で回答を要請するにとどめ」(No11),「介護保険課の担当者が経営者に電話をし、事実確認もしないまま、『注意するように』と求めただけだった」(No12)など、虐待発覚後の行政の対応の問題が指摘されている事例があった。ま

た被虐待者が死亡した事例に関しては「『変死』として処理し死因などを詳しく調べるための司法解剖はしていなかった」(No4),「司法解剖せずに火葬された」(No11)など司法解剖に関する記述がみられた。

さらに広い社会的要因である法制度上の問題としては、「高齢者虐待防止法では虐待を見つけた場合に行政に『速やか』な通報を義務づけているが何をもって速やかと判断するのか具体的な基準は示されていない」(No11),「(監査項目は)職員の介護実態や内面に抱える問題などは点検できない」(No17),「夜間介護に関する法制度、無資格かつ正規の職員でない人間に複数の命を預けすべての責任を取らせることを許す仕組み」「人材育成の前にグループホームを急速に産業化させたツケ」(No18)などの記述がみられた。

### 4) 深刻な虐待以外の不適切なケア等の有無

本研究の対象となった深刻な虐待事例以外に、施設や事業所であった不適切なケア、虐待行為、トラブルに関して、19件中10件は何らかの予兆になるような出来事や複数の虐待が発生していた(表8)。具体的には、「他の職員らにばれないように暴行を加え、『これまでに10回程度やった』と述べた。」(No3),「(加害者が)入所者の現金、ネックレス、指輪など19件の盗みを重ねていた。(加害者とは別の複数の職員が),頭をたたいたりしていた、首を手でつかむ、『うるせえ』、『死ね』と暴言を吐く、投げるようにしてベッドの上に移動させる、ナースコールを鳴らないように細工をした」(No4),「21人に対し殴る、暴言を吐くなどを繰り返し、次第にエスカレートした」(No15),「施設内で入所者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置などの虐待が繰り返されていた」(No16)などの記述がみられた。

一方「日常的な虐待や他の入所者への暴行は確認できていない」(No2),「定期監査では入所者数や健康状態など異常はなかった」(No17)など、深刻な虐待の予兆になる出来事や他の虐待に関する記述がみられない事例もあった。

事例No	社会的要因の問題(制度上の課題、行政機関の対応)
4	検視官が3件とも別人だった、「変死」として処理し死因などを詳しく調べるための司法解剖はしていなかった。どの検視官も特異性を踏まえた検査の必要性を幹部に進言していなかった市・県警・消防局の情報共有が十分ではなく、同じ施設で転落死が続いていることの把握が遅れた
11	施設は虐待の疑いがあると市に報告したが、市は加害者から話を直接聞くことはせず文書で回答を要請するにとどめ、市は「虐待の事実は確認できない」と県に最終報告していた。施設に関連する病院の嘱託医がいずれも病死と判断し、司法解剖せずに火葬された。高齢者虐待防止法では虐待を見つめた場合に行政に「速やか」な通報を義務づけているが何をもって速やかと判断するのか具体的な基準は示されていない
12	介護保険課の担当者が経営者に電話をし、事実確認もしないまま、「注意するように」と求めただけだった
17	(事故報告書に)事件性があるなどの記載がなかったため、特別な対応はしなかったという。監査は1月に行い、身体拘束の廃止に向けた取り組みをすることなど、他施設でもある一般的な内容2点を指摘した。(監査項目は)職員の介護実態や内面に抱える問題などは点検できない、また、入所者の処遇が前提で、職員の処遇改善は、国の基準に定めはない
18	夜間介護に関する法制度、無資格かつ正規の職員でない人間に複数の命を預けすべての責任を取らせる許す仕組み、管理者などに認知症に関する研修が義務付けられているが現場の介護職員には何の資格も研修も求められていない。人材育成の前にグループホームを急速に産業化させたツケ

表7 社会の要因

※社会の要因に関する記述がみられなかった事例は除外し作成した

事例No	深刻な虐待以外の不適切なケア等の有無
2	(加害者による)日常的な虐待や他の入所者への暴行は確認できていない
3	入所者からの(加害者に対する)不満も出ていなかった。(施設では)加害者の当直明けの日における報告が多いなど不審な点があり、(加害者は)他の職員らにばれないように暴行を加え、「これまでに10回程度やった」と述べた。別の介護職員も入所者を殴っていた可能性が強まった
4	(加害者が)入所者の現金、ネックレス、指輪など19件の盗みを重ねていた。(加害者とは別の複数の職員が)頭をたたいたりしていた。首を手でつかむ、「うるせえ」、「死ね」と暴言を吐く。投げるようにベッドの上に移動させる。ナースコールを鳴らないように細工をした
5	(加害者は)5月にも計2回、この女性に対して顔をたたくなどの虐待をしていた
6	(加害者は)誰かに止めてほしかったが、両手にどんどん力が入った
8	(加害者は)逮捕されるまで少なくとも入所者5人の顔を殴るなどして虐待した
9	(加害者が)施設内で現金を盗んだ疑い(処分保留)、施設では夜間の勤務態勢に問題はなく過去にトラブルも報告されていない
10	(事業所では)一部ケアプランの未作成、重大な危険が生じているのに速やかに町に通報しなかった
11	(施設では)4日間で入居者3人が死亡し、1人がけがをした
12	(事業所では)定期指導で問題は見つからなかったが、先月、「利用者が暴行を受けている」との匿名の投書が同市にあり、告発を受けて同署が捜査
13	(事業所)他の入所者への虐待は確認されなかった。トラブルについても確認できなかった
14	(加害者が)恒常的に虐待していた事実は確認されなかった
15	(加害者が)21人に対し殴る、暴言を吐くなどを繰り返し、次第にエスカレートした。日常的に「座れ」「立て」と暴言を浴びせて約半年前から虐待が続いていたにもかかわらず、同園が把握していなかった。他職員の虐待はなかったとしている
16	施設側は状況を把握していくながら適切な対応をしなかった。施設内で入所者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置などの虐待が繰り返されていた
17	定期監査では入所者数や健康状態など異常はなかった。市は03年10月から介護相談員派遣事業を実施し同施設には今年1月から計6回派遣していたが虐待などの問題は明らかにならなかった
18	(加害者が)過去に入所者に暴行した事実はない。入所者の家族や付近住民などからも苦情などは1件もない
19	(施設では)骨折しても放置したり、「食べに来ん者は食べんでいい」と、体調が悪く食堂に行けない入所者への配膳を禁じるなど、エスカレートした

表8 深刻な虐待以外の不適切なケア等の有無

※深刻な虐待以外の不適切なケア等に関する記述がみられなかった事例は除外し作成した

## V. 考察

本研究の結果、深刻な虐待事例の特徴として、これまで指摘されてきたように不適切なケアや軽微な虐待が徐々に深刻化していったと考えられる事例以外にも、予兆となるような出来事に関する記述がみられない事例もあった。また利用者の要因、職員の要因、社会・職場環境の要因として、それぞれ深刻な虐待に関する特徴がみられたことから、ここでは深刻な虐待事例の種類・特徴をまとめた上で、各要因について先行研究と比較しながら考察する。

### 1. 深刻な虐待の種類と特徴

まず、虐待の種類に関しては本研究の対象となつた事例は身体的虐待によるものが多く、ネグレクトがみられた3事例(No10, No16, No19)では、いずれも職員個人の要因に関する記述がほとんどみられないなど、身体的虐待とは異なった特徴がみられた。つまり職員個人がネグレクトを行っているというよりも、むしろ組織全体で行われており、その背景には職場全体の要因が存在すると考えられる。

具体的には、ネグレクトの3事例のうち2事例は、予てから閉鎖性・密室性の高さが指摘してきた(外

山 2000:28) グループホームで発生しており、実際に「医療機関を受診させず重症化するまで放置した」(No10)などの記述がみられた。残る1事例(No19)に関しても「職員が園長に報告しても、入所者が直訴しても、園長は係長をかばい、逆に指摘した職員を冷遇した。入所者も他の職員も、2人の顔色をいつもうかがうような状態だった」など、施設内の閉鎖性、風通しの悪さに関する記述がみられた。さらに、3事例とも複数の被虐待者が存在し、虐待が継続的に繰り返し行われている事例だった。

このようにネグレクトに関しては特に、施設全体の密室性や閉鎖性を背景に、深刻な虐待が繰り返し発生していると考えられる。したがって、被虐待者の周囲にいる職員や家族など関係者の虐待に対する認識を向上させる取り組みの実施や、相談・通報義務や相談・通報先について関係者に周知することで、虐待の継続や深刻化を防ぐことができると考えられる。

虐待に限らずいじめなどの権利侵害の多くは、傍観者の存在がエスカレートさせる要因の一つとして指摘されており(梶川 2008, 森田 2010:128-142), 周囲の人間がいかに権利侵害を重大な問題として捉え適切に対応するのかが、事態の深刻化を防ぐためには重要だといえる。介護・福祉に携わる者はこのことを深く認識し、継続的かつ組織的に虐待が行われているような場合は特に、自分が「加害者」にならないのはもちろんのこと、「傍観者」にもならないよう努めなければならない。

またネグレクト以外の事例に関しては、深刻な虐待以外の不適切なケアなど、予兆になるような要因・出来事に関する記述がみられない事例もあった(No1, No2, No7, No9, No13, No14, No17, No18)。そして、これらの事例はいずれも日中以外の時間帯、居室等の人の目ない環境で発生していた。

つまり、これまで指摘してきたように不適切なケアや軽微な虐待など予兆になるような出来事があり、徐々に深刻化していくケースだけでなく、夜間帯など人の目のない環境や、突発的な出来事が虐待の引き金となり、深刻な虐待が発生するケースもあると考えられる。予兆がないということは事前にリ

スクを把握することが難しいことを意味する。そのため、虐待がそもそも起こりにくい環境とは何か、後述するようにこれまで指摘してきた夜勤体制の問題なども含め、検討すべきだと言えよう。

## 2. 利用者の要因

利用者の要因の特徴としては、女性や80歳以上の被虐待者が多いこと、被虐待者に認知症の症状がみられるケースが多いこと、そして被害を訴えられない・身体的自立度が低いといった「脆弱性」に関する要因がみられることがわかった。厚生労働省の調査においても被虐待者に女性が多いこと、80歳以上の高齢者が多いことが明らかとなっており(厚生労働省 2018), 本研究が対象とした深刻な虐待事例も同様の特徴がみられた。一方、認知症の症状に関しては、これまで認知症の行動・心理症状(以下、BPSD)が虐待の引き金となると考えられ、職員に対する教育の必要性などが指摘されてきた(吉川 2010)。しかし、本研究ではBPSDに関する要因以外にも、「被害を申告できない」「抵抗できない」「通常会話もままならない」といった被害を訴えられない被虐待者の脆弱性に関する記述もみられた。先述した利用者の要因の特徴でもある、女性や80歳以上の被虐待者が多いという特性も、この脆弱性と関係していると考えられる。

このことから、抵抗力や虐待を訴える力の弱い脆弱性を有する利用者は、潜在的に深刻な虐待被害に遭うリスクを抱えているといえる。これらの利用者の要因に対しては、当然のことながら利用者自身が予防に向けて取り組み脆弱性を克服するのではなく、職員の要因や社会・職場環境の要因への働きかけが必要となる。したがって、次に職員の要因、社会・職場の要因とその対策について具体的に検討していく。

## 3. 職員の要因

まず、「抽出された事例の概要」でも述べたように、本研究の対象となった事例のうち、加害者である職員に関する記述がみられたものに関しては、職員の年齢が20代~30代と若い傾向がみられた(No1, No2,

No3, No4, No5, No6, No8, No9, No11, No12, No14, No15, No17, No18). 厚生労働省の調査（厚生労働省 2018）においても、虐待者の年齢として 30 歳未満、30 代の者の割合がそれぞれ 19.7%, 21.9%と高い傾向がみられており、本研究の結果、こうした傾向が深刻な虐待事例においてもみられることが明らかとなった。したがって、若い職員のストレスや負担への配慮については、各施設・事業所で意識的に取り組む必要があるといえる。

一方で職員の年齢が若かった事例で、かつ加害者の現場経験の年数が 3 年未満だった事例（No4, No6, No9, No11, No18）をみると、いずれも夜間や個室で虐待が発生しているなど、必ずしも年齢の若さや経験年数の短さだけが虐待の要因ではない可能性も考えられる。より具体的には、No18 の「経験や知識のない職員 1 人が夜に 18 人担当するなど無理な勤務態勢」といった記述に代表されるように、経験年数の短い職員自身が問題なのではなく、こうした職員へのマネジメントの問題、支援体制の不備が背景にあると考えられる。また、「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理感や理念の欠如」に関する記述があった事例に関しても、いずれも社会・職場環境の要因に関する記述もみられており、深刻な虐待が職員の知識不足や性格、資質の問題だけに帰結できるものではないことが分かる。

さらに、被虐待者が死亡した事例（No4, No11, No13, No18）について、No11 の事例では「適応障害」などといった記述が一部みられたものの、その他には病的な加害者の気質に関する記述はみられなかった。それどころか、勤務態度などの記述には、虐待の要因とは考え難い要因もみられた。さらに「職員のストレスや感情コントロールの問題」についても、職場や入居者に対するストレスなど、ごく一般的な介護現場にもあるような内容であった。

以上のことから、深刻な虐待は加害者の要因も確かに存在するものの、それのみによって虐待が発生しているのではなく、社会・職場環境の要因も含めた様々な要因の積み重ねが虐待を引き起こしていると考えられる。したがって、職員への研修等により職員個人の知識や技術を向上させれば虐待は防げる

という単純な話ではなく、社会・職場環境の要因に対する働きかけも含め、対策を講じる必要がある。

#### 4. 社会・職場環境の要因

社会・職場環境の要因についてはまず、職員が少ない夜間帯や、個室・浴室など人の目がない環境が虐待を誘発する重要な要因であることが示唆された。夜間に発生した事例をみると、深刻な虐待が発生する以前から職員が不満やストレスを募らせていたと考えられる事例と（No4, No5, No8, No17, No18）、こうした記述がみられなかった事例（No1, No2, No7, No9, No13, No15, No19）があった。このことが意味するのは、夜間をはじめ人の目がない環境下では、不満やストレスを抱えている職員による深刻な虐待の発生リスクが高まるだけでなく、その場で生じた突発的な出来事が職員にストレスを与え、深刻な虐待のリスクを急激に高める可能性もある、ということである。

これまで養介護施設の夜間帯では、火災事故や虐待などが相次いで発生しており、夜勤労働の在り方に関しては多くの問題点が指摘されてきたが（下村ら 2005 : 59-62, 曽我 2010），人員配置の強化など具体的な対策は講じられていない。しかし、生命や身体、生活に重大な影響を与える深刻な虐待が、こうした夜間をはじめ人の目がない環境下で発生している事実がある以上、人員配置基準の見直しなど制度改正も含め、今一度検討すべきである。

また厚生労働省による調査では、これまで虐待が発生した時間帯については公表されてこなかった。しかし、深刻な虐待を含め虐待の予防に取り組むうえでは、どのような環境下で虐待が発生しているのか、発生しやすい環境や状況について把握できるよう、虐待が発生した時間帯や環境についても調査し公表すべきである。

その他、本研究によって管理体制に関する問題なども多く抽出され、先述したように職員の要因のみによって深刻な虐待が発生しているのではなく、職場に係る要因も深刻な虐待の発生に影響を与えていくことが分かった。また、こうした「社会・職場環境の要因」の多くが「職員の要因」と同様、一般的

な介護現場に存在する要因であった。このことは、深刻な虐待が特殊な職員や職場だけで発生するのではなく、あらゆる介護現場で発生する可能性があることを示唆している。したがって、深刻な虐待も含め、全ての介護職員、介護現場が虐待の予防に向けて取り組む必要があるといえる。

## VI. 研究の限界と今後の課題

まず、先述したとおり研究方法の限界として、本研究では新聞記事を研究材料したことから、事例に関わるすべての要因を抽出できていない可能性がある。例えばNo13に関しては被虐待者が死亡した事例ではあるものの、職員の要因、社会・職場環境の要因のいずれも該当する記述が少なかったが、これは記事の件数が他と比べ多くはなかつたことが影響しているとも考えられる。また本研究では、先行研究(任2016)を参考に報道回数が5回以上の事例を対象としたが、初めて記事として掲載された時期が2017年の事例(No1)に関しては記事が比較的少なく、抽出された要因も少ない傾向がみられた。したがって、虐待が発生した時期が新しい事例については、今後も報道回数が増える可能性もあり、今後は報道回数だけでなく、初めて新聞報道された時期から1年以上は猶予をもたせるなど、検索をする時期についても検討する必要がある。

しかし、例えば厚生労働省の調査では死亡事例について平成27年度の1件のみしか把握できていないが、本研究では4件の死亡事例が抽出されるなど、広く様々な虐待事例を抽出できたといえる。また、各事例に関する複数の記事をもとに、時系列に沿ってある程度、客観性の担保された情報を得ることができるなど、新聞記事を用いることのメリットもある。こうした新聞記事を用いる研究手法以外にも、裁判記録を用いる方法なども考えられるが、この方法では訴訟に発展していない事例は対象外となってしまい、本研究のように幅広い事例を収集できないデメリットもある。

このように、いずれの事例の抽出方法が適してい

るのか、研究目的に合わせて検討する必要があり、いずれの研究手法にもメリット・デメリットがあることをふまえ、今後も研究を蓄積させていきながら、本研究で得られた要因等について検証し続けることが重要である。とりわけ、具体的な事例をより詳細に分析し、影響力も含めた深刻な虐待の要因や、虐待が深刻化していくプロセスを明らかにし、効果的な予防策を解明することが求められる。

また分析方法に関しては、本研究では先行研究で虐待の要因として指摘されているものに当てはめ、抽出された要因を整理するという手法を用いた。その中で、各事例には複数の要因が関連していることが明らかとなり、また複数の事例に共通してみられる要因があることが分かった。今後は複数存在する要因の中でも、深刻な虐待の発生に強く影響している要因を明らかにしていくことが、実際の予防に向け取り組むうえでは重要である。

具体的な方法としては、QCA (qualitative comparative analysis) などが考えられる。QCAは、集合論や論理学をもとにした分析手法であり因果関係の分析に用いられることが多い、要因の影響力についても検証でき、また事例数が少なく統計的処理が難しい場合なども活用できるとされている(森2017)。

以上のように、今後は研究方法や分析方法も検討しながら研究を積み重ね、有効な虐待予防策やその効果について明らかにしていくことが課題である。

## 謝 辞

この研究はJSPS科研費16K17272の助成を受け行ったものである。

## 注

- 1) 本研究でいう「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の第2条に規定される「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者による同法に規定される虐待を指すこととする。そして単に「虐待」「施設」と表記しているものも上記の内容を指すこととする。

## 文 献

Buzgová, R. Ivanova, K. (2009) Elder abuse and mistreatment in residential settings. *Nursing Ethics*, 16 (1), 110–126.

任貞美 (2016)「高齢者虐待の定義および概念を確立するための研究課題の検討」『社会福祉学』57 (2), 15–28.

梶川義人 (2008)「高齢者施設における高齢者虐待への対応 (特集 高齢者虐待とソーシャルワーク)」『ソーシャルワーク研究』34 (2), 136–142.

岸恵美子, 岩沢純子, 松下年子, ほか (2010)「施設内高齢者虐待が生じる背景と介護職の認識および体験」『高齢者虐待防止研究』6 (1), 101–114.

厚生労働省 (2018)「平成 28 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-0000197120.pdf>, 2018.3.25).

松本望 (2014)「新たな高齢者の施設内虐待モデルの構築に向けて—組織事故におけるスイスチーズモデルを参考に」『高齢者虐待防止研究』10 (1), 74–82.

松本望 (2016a)「養介護施設従事者等による高齢者虐待が与える社会的影響—新聞報道の分析をもとに」『第 13 回日本高齢者虐待防止学会 横浜大会抄録集』横浜市立大学, 54.

松本望 (2016b)「養介護施設従事等による高齢者虐待が顕在化する背景と課題; 新聞記事の分析をもとに」『高齢者虐待防止研究』12 (1), 69–77.

森大輔 (2017)「質的比較分析(QCA)のソフトの使用方法—fs/QCA と R の QCA・SetMethods パッケージ (1)」『熊本法学』(140), 250–209.

森田洋司 (2010)『いじめとは何か—教室の問題、社会の問題』中央公論新社.

認知症介護研究・研修仙台センター (2009)『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト』(平成 20 年度 老人保健健康増進等事業) 認知症介護研究・研修仙台センター.

認知症介護研究・研修仙台センター (2018)『高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業報告書』(平成 29 年度 老人保健健康増進等事業) 認知症介護研究・研修仙台センター.

大澤卓也 (2013)「社会問題に対する社会的反作用のエスカレーションする過程分析—新聞報道における大津いじめ問題による検討」『立命館産業社会論集』49 (3), 113–131.

芝野松次郎編(2001)『子ども虐待ケース・マネジメント・マニュアル』有斐閣.

柴尾慶次 (2008)「施設内における高齢者虐待の実態と対応 (特集 高齢者虐待と虐待防止)」『老年精神医学雑誌』19 (12), 1325–1332.

下村恵美子, 高口光子, 三好春樹 (2005)『あれば自分ではなかったか; グループホーム虐待致死事件を考える』筒井書房.

祖父江文宏, 安藤明夫, 加藤悦子, ほか (1999)「子ども虐待死に関する統計的基礎研究—過去 5 年間に新聞報道された事件から読み取れる傾向と課題」『研究助成論文集』(35), 135–142.

曾我千春 (2010)「グループホーム『たかまつ』・『さくら館』, 『静養ホームたまゆら』の事件・事故に学ぶ」『月刊ゆたかなくらし』(333), 56–61.

外山義 (2000)『グループホーム読本—痴呆性高齢者ケアの切り札』ミネルヴァ書房.

梅原恵子 (2007)「メディアが創り出す『現実』—少年犯罪をめぐる新聞報道を手がかりにして」『文化環境研究』1, 86–94.

Wang JJ. Lin M. Tseng HF. et al (2009) Caregiver factors contributing to psychological elder abuse behavior in long-term care facilities ; a structural equation model approach, *International Psychogeriatrics*, 21 (2), 314–320.

吉川悠貴 (2010)「認知症者への虐待には適切に対応できているか」『老年精神医学雑誌』21 (1), 52–59.

【論文】

## 母子生活支援施設を退所した子どもの生活

Life of children who left maternal and child living support facilities

熊谷 良介（北海道大学大学院博士課程）

要旨：

本研究の目的は、母子生活支援施設を退所した子どもたちの退所後の生活における経験を、子どもの主体性に着目して分析し、子どもたちの生活にどのような制約があるのかを明らかにすることである。インタビュー調査の結果から、「お金のやりくり」、「家庭で担う役割」、「友人関係」、「将来に対する認識」という4つの側面について、子どもたちの行為と認識はどういった意味合いをもち、どういった制約があるのかを分析した。結果として、家計状況を考慮してお金を使う、親が担いきれない家庭での役割を引き受ける、という子どもの主体的な行動によって家庭の生活が維持されていた。しかしそれは、家庭の状況を考慮するという制約のもとでの行動とならざるを得ない。このことは友人関係の形成と維持においても、難しさを与えていた。また、将来に対する認識の形成においても他の側面同様、将来における家計状況や家族の生活を考慮したものとなっていた。

Key word：母子生活支援施設、家族、子ども、生活

### I. 研究目的と背景

本研究の目的は、母子生活支援施設を退所した子どもたちの退所後の生活における経験を、子どもの主体性に着目して分析し、子どもたちの生活にどのような制約があるのかを明らかにすることである。母子生活支援施設は、児童福祉法に規定された児童福祉施設の一つであり、自立困難な母子世帯への就職支援や子育て・生活支援を含んだ、母と子それぞれ、そして母子関係に着目した自立支援が行われている。母子生活支援施設利用者の入所理由について分析した堺は、母子生活支援施設に入所する母子世帯は「住宅事情」や「夫の暴力」、「経済事情」、「児童虐待」といった多様な困難を複数抱えているとしている（堺 2013）。では、施設入所に至った母子世帯は施設利用後どのようにになっているのか。平成26年度全国母子生活支援施設実態調査報告書によると、退所世帯の在所期間6か月未満が16.7%，これを含む1年未満は31.7%，全体の74.4%は3年未満と

なっている。多くの利用世帯は3年で施設を退所し、そのうち半数近くは1年という短期間での施設退所にいたっていることがわかる。退所決定の理由を見ると、「経済的自立が高まったので」が17.9%，「住宅事情が改善したため」が14.7%であり、経済的な事情や住環境の事情の改善を伴わずに短期間での退所にいたっている利用世帯が一定数存在していることが考えられる。また、退所後の住居形態を見ると、71.4%が単独の母子世帯として暮らしており、母親による子育てと労働の両立が必要である母子世帯がほとんどである。以上のことを踏まえると、少なくない退所母子世帯は、不安定な就労、低所得、そして子育てと労働との両立の困難を抱えながら生活していることが想定され、こうした世帯で育つ子どももまた困難や不利を抱えていると考えられる。このことが示す通り、母子生活支援施設は入所中だけでなく、施設退所後も含めた継続的な支援が求められている。

しかし、施設を利用した家族が施設を退所後の

ような生活を送っているのか、その実態の把握には至っていない。母子生活支援施設運営指針において退所後のアフターケアは位置付けられているが、目を向けられているのは入所中の支援困難事例に集中し、退所後にまで目が届いていない。施設利用母子世帯も含めて、施設を退所した子どもがその後どのような生活を送っているのか把握できていないのが現状である。施設退所後も一定の不利や困難が想定されるなかで、子どもたちがどのような生活課題を抱えているのかの理解を進めていく必要がある。

母子生活支援施設の利用世帯に関する研究は、入所世帯の抱える個別の困難に焦点をあてた支援の実践に対する分析が多数であり、また母親を対象としたものがほとんどである。利用世帯の退所後に関しての言及はいくつか見られるが、その実態に迫ったものは見られず、子どもを対象としたものもほぼ見当たらない。松原は母子生活支援施設が持つ子どもへの援助に関する役割と機能について明らかにする論稿の中で、「(蓄積してきた)事例全般が、母親への支援を取り上げたものが多く、子どもへの援助を表題とした事例でも、考察が母親への援助に傾斜する場合も見られる」と指摘している(松原 1999: 39)。また、武藤は母子生活支援施設の今日までの研究について、「現在の母子生活支援施設のあり方に関する研究と実践の到達点は、運営指針が示すように母子生活支援施設運営の取り組みの明確化とその内容と効果の検討まで」であり、「そのなかでも、アフターケアや地域支援、地域協働といった対象を施設外におく取り組みは、実践現場が入所中の支援困難事例に集中しきりでいることから有名無実化しがちである」としている(武藤 2015)。松原や武藤の指摘から考えると、入所中の支援困難事例として挙げられる際、それは母親が多く、また子どもに関わる場合でも養育者である母親に着目していることが、母子生活支援施設における研究対象として子どもや退所後の生活に目が向かれてこなかった背景にあると考えられる。また、子どもの援助についても養育者としての母親に着目してしまうことを踏まえると、母子生活支援施設の利用者としての子どもを研究対象とするとき、子どもを当事者としてとらえ、

子どもたちの抱える困難を把握する必要がある。

## II. 先行研究

本研究の対象となる母子生活支援施設退所世帯が一定の不利を抱えていることが想定されることは先に触れた。そこで、母子生活支援施設退所世帯の特徴と重なる、経済的な不利を抱えた世帯で育つ子どもについて研究が蓄積されてきた子どもの貧困に関する研究から、母子生活支援施設退所世帯の子どもたちが抱える生活課題を分析する視点を検討したい。子どもの貧困に関する研究分野では、低所得世帯で育つ子どもが生活をする上でどのような不利や困難を抱えているのかの分析が進められている。ここでは特に、低所得世帯で育つ子どもの生活の実態を子どもの主観的な説明から分析をすすめている、Ridge (=2010), 小西 (2003), 林 (2016) の研究をとりあげる。

Ridge (=2010) は「子どもたちの主観的な説明を通して、子ども期の貧困と社会的排除についての子ども中心的な理解を深める」ことを試みている。調査の対象となったのは、「少なくとも六ヶ月以上、低所得補助の受給家族の中で生活していた」子どもたち 40 名であり、彼らへのインタビュー調査から分析を進めている。「子どもたちの日々の生活と体験を焦点化」するにあたり、子どもたちの生活における重要な側面として、①子どもたちの生活の経済的・物質的側面、②学校生活に焦点を当てた、社会的・関係的側面、③家庭環境や子どもたちの個人的な生活並びに家族生活の三つの領域を挙げ、子ども期における子どもが経験する生活上の困難や不利について多角的に明らかにしている。①では、調査をしたほとんどの子どもは十分なお小遣いをもらっておらず、労働による収入によってニーズを支えていた。そして労働による収入は親にお金を貸したり、必要な物品を自分で購入したりすることで、直接的、間接的に家計に貢献していた。②では、子どもたちの半数がいじめを経験し、内何人かは長期間にわたっていじめを受けていたと述べており、友人関係に問題を抱えていた。それと同様に半数の子どもは友人

関係を作ったり、友人関係を維持したりすることに困難を感じていた。友人に会いに行くための移動手段の確保や、周囲にあわせて「適切な」服装を用意することの重要性を認識しているが、そのための費用はとても高いけれどもではなく、プレッシャーとなっていた。学校生活においても、十分に学校生活に参加することは困難であり、子どもたちの半数は費用が高すぎることから遠足や修学旅行に行けなかつた。③では、子どもたちの多くは移動手段と費用の問題からクラブや社会活動に参加できず、家族と休暇に出かける機会も少なかつた。また子どもたちは家庭の経済状況について自覚的であり、ほとんどの子どもは親に高価なものを頼んでも、手に入るとは期待していなかつた。

Ridge が指摘した子どもの生活は、子ども自身の経験から明らかにされたものであり、子どもたちが当事者として生活のどの部分に問題を感じているのかについて理解を進めている。Ridge の示した子どもの生活の 3 つの領域は、子ども期に子ども自身が問題と認識する生活領域であると捉えることができる。

小西（2003）は、子どもの生活全体を把握するには量的調査では限界があることをふまえて、生活保護世帯、低所得世帯の子どもへの聞き取り調査から、彼らの生活習慣や学力、勉強への意識、将来展望について分析を行い、世帯が低所得であるということがどのような形で子ども自身の問題となって表れているのかを明らかにしている。世帯が低所得であるということが、直接的な悩みの原因となっており、また経済的なこと以外でも、転居や転校、家族の離散、集合を経験していた。また、家庭学習の時間がほとんどなく、低学力であり、それによって狭められた選択肢の中で、自身の将来展望を明確に描くことの困難に直面していたとしている。小西はインタビューという手法により子ども自身が自身の生活をどのように感じているのかを示した点で、子どもを主体とした生活上の不利や困難の理解を進めている。

林（2016）は、生活保護世帯の子どもへの聞き取り調査を通じて、家庭生活の内実に着目しながら、子どもたちがどのようにしてそれぞれの進路へと進

んだのかを明らかにし、貧困の世代的再生産のプロセスについて検討している。調査から林は、被保護世帯の子どもたちは経済的に困窮していることに加え、ひとり親世帯が多いために家庭生活の中で家事などの役割を担っていると指摘している。そして、家庭での自分の役割の重要性が高まっていくとともに家庭以外での活動が狭められ、家庭生活での役割が子どもの自己肯定感へと結びついていくとする。そうした中で高校卒業時の進路を決める時期を迎え、準備もないままに次の進路へと進む必要に迫られるとしている。林の研究からは家庭生活、特に家庭での子どもが担う役割について子どもの側からの把握が進められており、子どもの生活において重要な視点を提示している。

Ridge、小西、林の研究において、共通しているのは子どもたちの経験の捉え方である。そこでは、低所得世帯で生活することで生じる問題にさらされている受動的な存在ではなく、問題に対して自身も関与し、問題に対応している行為者として子どもを捉え、子どもの生活を明らかにしている。このような子どもの主体性の理解は、生活上の問題を可視化するうえで重要である。だが、子どもたちの行動が社会的な構造からどのような制約を受けているのかという、行動の主体性と構造との関係についての課題がある。

当事者の主体性を認識するという視点から困難を理解する上で、社会的な構造との関係に注意しなければいけない。Lister (=2011) は、貧困についてより理解を深めるような貧困の概念化の議論において、行為における主体性 (agency) の重要性を論じるにあたり、貧困状態にある人々の行為における主体性について、行動の「日常的・戦略的」な次元と「個人的・政治的でシチズンシップに関わる」次元の 2 つの次元で形成された、①日々の対処である〈やりくり〉、②「日常的抵抗」を通じての〈反抗〉、③貧困からの〈脱出〉、④変化をもたらすための〈組織化〉という 4 つの側面から検討した (Lister=2011:181-182)。そこで示されたのは、「貧困を経験している人々が自身の生活の行為者であること、しかし多くの場合、強大で抑圧的な構造的・文化的制約に縛ら

れていること、そしてそうした制約自体も、他者の行為の産物であること」であった (Lister = 2011 : 227).

Lister の議論を踏まえると先の 3 つの研究において、特に家庭生活における行為、そして家族という構造をどのように扱うのかが課題であると考えられる。林はそれまでの研究において、「家庭生活での出来事や、そこでの変容に対して十分な検討を行っていない」として、家庭生活の内実に迫る必要性を指摘し、自身の研究においてその点に着目した分析を行った (林 2016 : 37)。しかし林の議論において、子どもの行動と家族との関係を、家事労働を始めとした子どもが担う具体的な役割から指摘しているが、それ以外の行動と子どもの家族への認識との関係については言及されていない。Ridge の調査でもあつたように、子どもが家庭の経済状況について自覚的である場合、具体的な家庭の役割を担っているかにかかわらず、子どもたちは家族の状況に応じた対処を行うと考えられ、子どもの行為の制約となる家族との関係を捉えるにはまた議論の余地がある。

### III. 分析の視点

子どもの生活に迫るうえで、Ridge の研究を手掛かりとして、「子どもたちの生活において重要な 3 つの領域」から、子どもの生活の経済的側面として「お金のやりくり」、家庭生活として「家庭で担う役割」、関係的側面として「友人関係」という 3 つの側面から分析を進める。また、生活における不利や困難は、その将来展望にも影響を与える。そこで、「子どもの将来の認識」についても分析を行う。

それぞれの側面において、子どもの主体性を認識するという視点から、子どもたちの行動にどのような制約があるのかを明らかにする。ここでは、Lister の貧困の概念化の議論における agency の扱い方を参考にして、今回取り上げる子どもの行動や認識にはどのような意味合いをもつのか、またそこにはどのような構造的な制約があるのかを分析する。構造的な制約において、経済的なものに加えて、家族との関係も含めた社会的文化的な制約も考慮する。

具体的には、「お金のやりくり」では、子どもたちが日々使うお金をどのように獲得し、どのように利用しているのかに焦点をあてる。また、家計に関する子どもたちの認識にも焦点をあてる。これによって、子どもたちがどのような認識のもと自身の使うことのできるお金を使っているのかを明らかにする。「お手伝いや家事」では、子どもたちの家庭での役割に焦点をあて、子どもたちが家庭の中でどのように役割を担っているのかを明らかにしていく。「友人関係」では、子どもたちがどのような関係性を構築しているのかに焦点をあてる。「子どもの将来の認識」では、子どもたちがもつ将来展望の形成過程に焦点をあて、子どもたちがどのようなことを考慮して将来を展望しているのを明らかにする。

## IV. 調査方法と基本属性

### (1) 調査方法

調査は北海道内の母子生活支援施設 10 施設に協力を依頼し、9 施設から以前施設を利用していた現在高校生である子どもを紹介してもらい、11 名の高校生への聞き取り調査を実施した。調査期間は平成 27 年 10 月中旬から 11 月末にかけてである。調査協力への同意に関しては、協力者本人に行うとともに、調査の実施に先立って調査協力者の保護者に調査実施の要項を送付し、保護者の同意書を調査実施日に調査協力者に持参してもらった。なお、調査の実施に当たり事前に「北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査」の承認を受けている。

インタビューは調査協力者と実施者の 1 対 1 で行われた。インタビュー内容についてはすべて調査票に記入し、記録を行った。実施時間は 1 時間から 1 時間半を予定し、すべての調査で予定していた時間を過ぎることはなかった。実施場所については、それぞれの施設の 1 部屋を借りて行った。

### (2) 対象者と世帯状況

調査対象となった高校生の基本情報については表 1 にまとめた。ただし、調査では 11 名に聞き取りを

行ったが、そのうち1名は母子生活支援施設で生活中であったため、今回の分析ではそのケースを除いた10名のケースで分析を行う。学年別にまとめると、高校3年生が2名、高校2年生が4名、高校1

年生が4名である。ほとんどの調査協力者が現在も母子世帯であるが、2名（B, H）は両親がいる世帯であった。また、Fは祖父母と同居しており、Gは同じマンションで別の部屋に祖母が住んでいる。

表1. 基本属性

識別コード	性別	学年	家族構成	仕事の有無	住居／自分の部屋	家族の健康上の問題
A	男性	公立高校3年	母 姉(就職している)	あり	市営住宅／あり	なし
B	男性	公立高専1年	母 弟(中学生)	あり	学生寮 (母と弟は母子生活支援施設)	なし
C	男性	公立高校1年	母 父 妹(小学生) 弟(幼稚児) 弟(乳児)	父あり 母なし	アパート／あり	弟あり
D	女性	私立高校1年	母 兄(短大生)	あり	賃貸マンション／あり	本人あり
E	女性	公立高校(定時制)2年	母	あり	市営住宅／なし	なし
F	女性	通信制2年	母 兄(大学生) 祖父 祖母 叔母	あり	持家(祖父)	祖父母あり
G	男性	公立高校1年	母	なし	マンション／なし	なし
H	女性	通信制2年	母 父 弟(中学生) 弟(幼稚児・双子) 弟(幼稚児・双子)	父あり 母あり	貸家／あり	本人あり
I	女性	高校3年生	母 弟(養護学校)	あり	アパート／あり	母あり 弟あり
J	男性	高校2年生	母 弟(小学校) 弟(小学校) 妹(小学校)	あり	マンション／あり	なし

今回の調査では1名自分の部屋はないという者もいたが、ほとんどの子どもが自分の部屋を持ち、居住環境の不満は見られなかった。母子生活支援施設では自室を持つことは困難であり、施設利用当時と比べて子どもたちが満足に感じているということもあるだろう。Aは「ここ(施設)にいたので、わかりません」と現在の居住環境が十分かどうか判断で

きないと語っている。ただし、母子生活支援施設を利用することで、ほとんどの子どもが自室を持てる広さのところに引っ越ししていたのは事実と言えるであろう。

健康状態をみると、本人や母、きょうだいが問題を抱えていることがわかる。こうした健康上の問題は、子どもの活動や家庭での役割にも影響を与えて

いた。

母子生活支援施設に入所した時期についてみると、生後間もない時からの場合（A, B, D, F, I）と小学生の後半から入所した場合（C, E, G, J）の二つのパターンがみられた。また施設を退所した時期は、高校入学前や中学3年の途中の場合（B, C, D, E, G, J）が半数であった。入所や退所にともなった転校の有無については、小学校の途中から施設へ入所した場合はすべて転校もしていた。さらに施設入所以前から数回転校を経験している（C, G, J）ことがわかった。一方で退所時の場合、ほとんどの子どもは転校をしていない。これは退所時に学区が変わらなかつたことや、退所して学区の違う地区に引っ越したが同じ学校に通えるような対応をしていたことが理由に挙げられた。転校した場合は、本人が当時いじめにあっており、本人の希望もあり退所と同時に転校を選択していた。

## V. インタビューの結果

ここからは、インタビュー結果を先述した4つの側面に基づいて整理していく。表2は、4つの側面で取り上げた子どもの経験を整理してまとめたものである。

### （1）「お金のやりくり」

子どもの家庭の経済状態に対する認識について、ほとんどの子どもたちは家庭の経済状態がよくはない感じていた。具体的にはDのように部屋の広さや家賃といった施設と退所後の住まいとの違いから、またはCのように親の生活費のやりくりについて目の当たりにすることで、家庭の経済状態が良くないと感じていた。

D「いいとは言えない。マンションに住んでいるとここ（施設）にいるときより大変で。ここよりも高い家賃払わないといけないから。」

C「少し父親の収入が少ないので、切り詰めたり、節約したりしています。（父親の稼ぎに応じて）買い物を減らしたり、電気とかガスとか、節電

しています。」一方で日々の生活に不自由を感じていない場合も見られた。しかし経済的に何も問題がないというわけではなく、EとIの語りにもある通り、より大きな支出には耐えられるほどではないとも感じている。日々の経済活動を日常生活とそれ以外とに区別して捉え、より日常生活の維持を重視していることがうかがえる。

E「そこそこ安定しているんじゃないですか。特別不自由しているわけではないし、生活する分には問題ないので。」「（就職に）固定したのが今年の春ぐらいで、それまでは進学の方がいいのかなと思ってました。専門的な知識を学ぶなら独学では限界があるので、でもお金ないからなど。」

「顧問の先生と話した時に、就職してから学びたいことを見つけて大学に入った方が見につくよと言われて、そうだなと思い、それだったらとにかく働いて稼いでからでも遅くはないかなと。」

I「別に困っていないと思う、生活する分には。でも、最近家賃が高いって言ってて、安いところに引っ越す予定です。（自分が就職して離れるから）私の部屋もういらないよねって、部屋が一つ少ないところに行くみたいです。」「大学に行きたかったんですけど、大学ってお金かかるじゃないですか。弟も多分お金かかると思うし。それで就職にしました。」

こうした認識のもと、子どもたちはお金をどのように使っていたのか。まずお金の獲得について、全員何かしらの方法で自分が使用できるお金を手にしていた。ただし親からお小遣いをもらっている場合、月々決まった金額を受け取っているのは2名で他は定期的にお小遣いをもらっているわけではなかった。ほとんどは必要な時に必要な分を親からもらうことでお金を手にしている。お金の使い方に関して、ほとんどの子どもは手にしたお金を貯金しながら自分の使いたいことにお金を使用していた。Aは月々のお小遣いを上手くやりくりすることで部活動に支障なく参加できていた。Eは貯金しておき、そのお金

表2 4つの側面における子どもの経験

	「お金のやりくり」			「家庭で扱う役割」			「友人関係」			「子どもの将来の認識」	
	家計状況の認識	お小遣い	アルバイト	使い道	家事の手伝い	付き合いの多い友人	転校の有無	高校進学の時	高校進学の時	卒業後の進路	卒業後の進路の時に考慮していること
A	よくはない	月5000	なし	本 勉強関係 部活動関係	していない、 高校一総のクラスに なった友人	ー	なし	小1のとき、高校の跡を直して、その跡の高校生 の姿が怖いと思って、それ以後ずっとそこに 行きかなかった。	叔父が(以前)高校に行ついて、話を聞いていた。 重庆が一里に行つてからでね(志望校に決 めた)。	高校進学の時	教師になるために製薬系の大学への進学を 目指す。大学選びに際しては、自己進学可能か どうかが基準になっている。奨学金を借りるが、それが他のためには返済のためにはお金を貯める必要を感じている。
B	よくはない	(奨学生が月5千)	なし	お菓子 友達と遊ぶ 日用品	いつもしている (弟の世話・風呂掃除)	クラスの友達	なし	叔父が(以前)高校に行ついて、話を聞いていた。 重庆が一里に行つてからでね(志望校に決 めた)。	一番は自分の学力が悪いところを。 次は中学でやっていた部活動が強いところを。	高校進学の時	卒業後は製薬系の会社に就職することを目指し、 卒業院のコース選択では生物学系のコースを選択 しようと考えている。そのコースに進むことがで れば、製薬系の会社への就職も可能であるとい う。
C	よくはない	(必要な時必要な 分だけ)	なし	勉強関係 友達と遊ぶ	いつもしている (弟の世話・風呂掃除)	中学から一緒に部 活動の友達	あり	特にしないことがなく、進路の先生と相談して。 お金を貯めて寮計画を実現するように、就職しよう と。	現在は就職か進学か迷っている。たゞ、進路時は 選択コースに行こなどと考えておらず、進学するなら保 育、就労などから選ぶなど、どちらにしても選択に關 わる仕事をしたいと考えている。	高校進学の時	特にしないことがなく、進路の先生と相談して。 お金を貯めて寮計画を実現するように、就職しよう と。
D	よくはない	(たまに祖母から もらう)	なし	お菓子 遊び時の交通費	ご飯を作っている	同じクラスの子	なし	志望校が不合格で、溝り止めで受験した高校に 合格した。	高校の要望である、転勤に対応できるような高校に 合格した。	高校進学の時	現在は就職か進学か迷っている。たゞ、進路時は 選択コースに行こなどと考えておらず、進学するなら保 育、就労などから選ぶなど、どちらにでも選ぶなどと考えている。
E	困っていない	(CD代として月に 3千も使う)	なし	(時給80円から 1万円)	室内にいる (1万円が手元) 日用品	同じクラスの友達と、同 じクラスの友達、あと同じ部 芦仲間	あり	学校からの友達と、同 じクラスの友達、あと同じ部 芦仲間	高校の要望である、転勤に対応できるような高校に 合格した。	高校進学の時	パソコン関係の仕事に就きたいと考えている。当 初は専門的な知識を学ぶが目的で進学を考えていた が、お金の問題や、先生から勧められてからも、今は ことを見つけながらでも選ぶなどと考えている。 これまで見つけたところを決める。
F	よくはない	(欲しいものがある 時、親に頼ら ずともううつとも う)	なし	あり (時給780円)	貯金 服 日用品	小学生のころクラブ活動 での仲の良いかっこ友達	あり	(最初の高校は)就職するまつりで商業高校 に。転校する時はあまりほかわらないところに	最初の高校は就職するまつりで商業高校 に。転校する時はあまりほかわらないところに ある。自分が進学してお金の面倒をかけることはできなくて、いわば自負している のだが、母母親のやり取りを通して進学を考え てもいいと感じ、現在は看護系士になるために 進学を考えている。	高校進学の時	進学を考える前は、どこかで就職するこ とを考えていた。お金の問題が主な理由があり、 自分が進学していくことから自分は進学してお金の 面倒をかけることはできないよ、いわば自負してい るのだが、母母親のやり取りを通して進学を考え てもいいと感じ、現在は看護系士になるために 進学を考えている。
G	よくはない	(遊びに行く時によ くいる、約3千円)	なし	漫畫 おままに服 遊び時の交通費	友達と遊ぶ なし	あまり知らない 自分の先輩はするねと言われる	なし	中学校で同じ部の友達	友達も行く高校に行きたかったが、学力的にこれ だといけないと先生言われて、今の高校に	高校進学の時	介護を始めとした医療看護系の資格を取れる学 校への進学を考えている。
H	よくはない	(これまでの貯金 から)	なし	(以前はしてい た)	漫画 おままに服 遊び時の交通費	結構するねと言われる	なし	中学校で同じ部の友達	一番は、学力的にどこにもいけないからうなって 思つて、あとは双子が生まれたときに、あとへと譲るの もあんまり好きじゃないので。	高校進学の時	母親のことなどを考えた時に、なるべく人と会える仕 事がないなど思い切られるので、保育園の迎 えなども喜んで行けるように、あとへと譲るの もあんまり好きじゃないので。
I	困っていない	今はなし	あり (月6万くらい)	服や化粧品 友達と遊ぶ 貯金代 貯金	よくする	小学校から同じ学校に 通っている友達	なし	一番は、体力的にどこにもいけないからうなって 思つて、あとはお金がかかるところが3つある からうなって、その中で行くなら今このところがなっ てしまなくて、そこからもうろ進学してほしいと言 われていたのが就職に決まる。	高校進学の時	当初は進学を考えていたが、お金のこと、そして 自分がいるある所にお金がかかると思、就職を 考えるように、親からはじめて進学してほしいと言 われていたのが就職に決まる。	
J	よくはない	(お年玉を貰な がら)	なし	お菓子 ゲーム 遊び	肩もみくらい	高校の友達	2回(小3と大 4)	鶴西の先輩から説かれて、部活の選択に行き、 部活を行っていた。	現在所属する部活は就職に有利があり、その関 係で就職できたり、親が受け入れている。特に就職にこだ わりはない、給料が良いらしいと考えている。	高校進学の時	現在所属する部活は就職に有利があり、その関 係で就職できたり、親が受け入れている。特に就職にこだ わりはない、給料が良いらしいと考えている。

A 「月5千円、8月はコンクールと定演があって市民ホールでの練習では、移動でタクシーを使

うんですけど、それでお金がかかるんで、ただ(それを)見越して使っているので、足りなく

て困ったことはない。」

D「学校の帰りにコンビニでお菓子を買ったり。あと、お金を貯めておいて、月に結構、ライブ（路上ライブ）に行ったりします。」

アルバイトをしている場合は、自分のお金で貯う部分をより大きくしていた。Iは身の回りのものに加え携帯電話の利用料をバイト代から支払っていた。Eは直接親にお金を渡すことで、家計に貢献していた。

I「服とか、化粧品ですね。それが一番の使い道。携帯代も自分で払ってます。服も言えば買ってくれるんですけど、いくらまでって決まっていて、それより高いときは自分のバイト代って感じです」

E「まず家にお金入れて、残りは身の回りのものとか。」「(家に入れるお金は) 1万円か5千円。渡しても受け取らないので、茶封筒に(1万円と5千円をそれぞれ) 入れて、どっちか取れといって渡しています。(親に頼まれているとかではなく) 自分で入れています。バイトもそのために始めて。」「(お金を家に入れているが) 入れなくても生活できると思う。2人でしか生活していないので、母だけに負担をかけるのは嫌なんですよね。母と祖父母との関係もそうゆうのだったので、お金入れとけば大丈夫だろという感じです。」

以上から、子どもたちは、お金が無いという事実に対して受け手に回るのではなく、家計状況を認識しながら、家族に頼らず自分のお金から出す、もしくは我慢するという形で自ら対応していたことが明らかになった。中には、自らのアルバイト代を活用することで直接的に家計に貢献するという子どもも見られた。ここから、自分の行動が家計に影響を与えることを一部自覚している姿が確認できる。EやIの語りにもあるとおり、日々の生活に影響を与えるような大きな出費に対して親からのお金に頼っていないことから、経済的な制約と同時に家庭生活の

維持という制約も受けていると考えられる。

## (2) 「家庭で担う役割」

家庭での子どもの持っている役割については、ほとんどの子どもが家事の手伝いを行っていたが、インタビューからはちょっととした親の手伝いではなく、時には主な担い手として役割を引き受け、それが日々の生活に組み込まれていることが確認できる。Hは親が保育園に兄弟の迎えに行けない時には積極的にその役目を引き受けており、その他にも多様な役割を担っていた。

H「けっこうするねとは言われるけど、洗濯物と洗い物はするし、やれと言われたら掃除機もかけるし、料理もする。お風呂沸かすのは自分の仕事だし、お米炊くのも。料理は手抜きもするけど、料理の買出しではしないですね、やれと言われたらするけど。」「中学校の頃は、授業中とかはないけど、学校終わってお母さんから電話きて、迎えに行ってって言わいたら行ってました。学校からも近くて、歩いて5分位だったので。」「保育園へのお迎えは、弟と行ったり、お母さんといっしょに行くのが多いですね。(双子が病気で保育園に行けない時とかは)、学校ない日は私とか、お母さんとか、パパとか、誰もできない日はベビーシッターさんにお願いするときも。引っ越ししてからは(シッターを使ったのは) 一回くらい。」

Dは食事の準備という、より重要な役目を担っており、それは施設で生活をしていたころから続けられていた。Cも同様に施設にいた頃からきょうだいの世話を引き受けており、それは日常として日々の生活に組み込まれたものであった。

D「ご飯を作っている。お母さんにお腹すいたといわれたら、自分で作る。洗濯も自分でお米といだりとか。ここ(施設)にいた時から作ってきて、(作るようになってから) 結構長いですね。」

お兄ちゃんもバイトない時は作ったり。バイトある日は帰りに食べて帰ってくる。」

C「家事の手伝いはいつもしている。弟(1歳と3歳)の世話と風呂掃除。(部活が終わって)19時くらいに帰ってから、中学のときからずっと(やっている)。特に大変とは思わず、日常ですね。」

家庭内での仕事を主要な担い手として子どもが引き受けている一方で、親に代わり子どもが家事をすることで弊害を生んでいる場合や、親子共に家事を担えていないという場合も確認された。

E「(家事は) 気まぐれですね。」「午後から学校に行くので、手が空いていれば(ご飯を)作るっていう感じですね。2人そろうことがあまりないので、いるときは「何食べたい」って聞かれて「何々食べたい」って答えて、(結局)食べないとかありますね。食事に執着しないので、一日一食とかもあります。休日とか二人でお茶とかコーヒーを飲んでいつの間にか寝て一日過ごすとかあります。朝は基本食べないです。」

J「お母さんが料理できないから、いつもコンビニで買ってきて食べてますけど、おばあちゃんに料理したらって(自分が)言われて、できたら(ご飯も)楽しくなるのかなって。コンビニに行くんだけど、同じものばっかりになるから。土日とかはおばあちゃんのところで晩ご飯を食ます。朝はあんまり家では食べない。夜コンビニに行ったときに夜ごはんと一緒にいくつかパンを買って、それを持って学校で食べてます。昼は冷凍食品を弁当に適当に詰めてくれるんでそれを食べてます。」

ここから、親の手が回らない部分を子どもが担うことの困難がうかがえる。今回確認された食事場面に絞って考えてみると、食事の栄養バランスや食事を楽しむ習慣は親がその役目を専業していたとしても容易なことではない。その部分を子どもが積極的に担うことは、よりその困難度が増すと考えられる。

ひとり親世帯の場合、家事と仕事の両立は簡単で

はなく、家庭の中で必要となる仕事を子どもが引き受けていることは注目しなければいけない。今回の語りからも、仕事との関係で親が担いきれない、もしくは担うことが難しい家事労働があるということが分かる。こうした親が担いきれない家庭内での役割を、子ども自身が担うことで家庭生活を維持していることが明らかになった。そして、家事における役割を担うということは、部活動もあるなかで役割を引き受けているCのように、子ども自身も親同様に家庭外の活動との両立が求められるということである。

### (3) 「友人関係」

よく付き合う友達として同じ学校に通う友達を挙げる場合が多く見られた。Cの語りから、同じ学校に通っている事と共に、同じ時間を共有する機会が多い友達を挙げていることがわかる。

C「中学から一緒の3人と、クラスは別で、同じ吹奏楽部です。」「こっち(部活の友達)の方が(クラスの友達より)仲がいいかもしれない」

一方で通信制高校や定時制高校に通っている場合、同じ学校ではなく、以前通っていた学校でできた、別の高校に通っている友達を挙げていた。通信制高校の場合、学校のシステム上友人関係を構築することが難しくなってしまっていることが分かる。

F「転校した先の小学校からの友達で、ミニバスで仲良かった子ですね。中学校も一緒に、高校も前の学校では一緒にでした。」「(今の学校は)火曜と日曜どっちも行っても、どちらかだけ行っても、行かなくてもいいので、いつ行っても同じ人にあわなくて、あれあの人いないとかよくあります。」

友人関係の形成と維持にかかる機会の一つとして部活動が挙げられるが、その部活動への参加自体に困難を抱えてしまった場合も語りからは見られた。D, Fの語りから、学業の問題、健康の問題、人間関

係での問題を抱えたことによって、部活動の継続が困難になり、時には転校にまで至っていた。

D「中学校で吹奏楽をやってたけど途中でやめました。一度部室でてんかんで倒れて、勉強もできなかつたから、(母に) 辞めて勉強しなさいって。一度休部して、テストで言われた点数を取れれば続けられたけど、取れなくて(辞めた)。」  
「吹奏楽部は続けたかった。」

F「(転校したのは) 部活やってたんですけど、部活の先生に目を付けられたというか、言い争いになって。」「それで、人付き合いというか嫌になつて、あんま人と関わらないところがいいと思って、通信制に。」

部活動への参加での躊躇から転校に至る場合が見られたが、今回の調査対象者には、母子生活支援施設への入所と退所のタイミングがあり、そこには転校が伴うことが考えられる。今回の協力者のうち転校を経験していた子どもは、先述したように、4名で、うち3名は転校を複数回経験していた。転校に伴い友人関係を新たに形成していく時に問題があつたという語りは見られなかつた。一方で、友人関係の形成において転校がいい機会となつたと捉えている場合もあつた。Fは転校することで人間関係を一度リセットし、新しい友人関係を形成することが可能になつていた。

F「前の学校(小学校)ではうまくいつなかつたので、(転校してからは上手くいきました。(上手くいつなかつたというのは) いじめにあつてて。(転校して) 自分も変わろうかなという感じで。」

以上から、友人がいないという子どもは見られなかつたが、中には友人関係の形成と維持において難しさを抱えている子どももいることが明らかになつた。また「お金のやりくり」、「家庭で担う役割」で見た結果を踏まえると、友達との交際費の捻出や時間の確保を容易なものと捉えることは難しい。

Ridge (=2010) の研究では、子どもたちが友人関係の形成と維持において仲間と会うための移動手段や適切な服装の用意が重要であると認識していたことを指摘されたが、先に見た「お金のやりくり」の語りのなかで、Aは部活動への参加のための費用を自分で管理しているお金から捻出し、Iは自分のアルバイト代で服や化粧品を用意していた。友人関係の形成と維持においても、家計状況と家庭生活による制約があることが示唆される。

#### (4) 「将来に対する認識」

まず進学する高校を選択する際には、自分の持つ学力、高校での部活動、親からの要望、人付き合いの少なさといったことを考慮しており、これらの要素を複数考慮したうえで高校を選択していたことが確認された。Gは志望していた高校には学力の面で進学が難しく、教師との話し合いの末現在の高校に進んでいる。

G「最初は違う高校に行きたかったんですけど、勉強してなくて、先生にこれだと行けないと言われて、今の高校にした。」「最初行きたかった高校は、友達で行く人も多かつたので、自分も行きたいなど。」「今の高校は、先生にそこぐらいしかないんじゃないかと言われて、じゃあそこにしようと。私立は受けないで、公立一本でと思っていたので、選択肢が少なかつた。」

親の仕事の都合から、親の要望に沿つた進学を行っている場合も見られた。

E「今通っている学校とは別の学校に行きたかったんですけど、親に転勤するかもしれないから、その時に手続きがめんどくさくない高校に行って欲しいと言われて」「今通っている学校は定時制の3部制の学校(午前部)。」「特に(決め手とかは)なく、その学校以外に知らなかつた。」「あとは通信ですけど、通信するぐらいなら、定時制通つてその近くでバイトしたほうがいいなと思つて。」

Jは中学に所属していた運動部の先輩からの紹介で興味を持ち、学力的に難しかったものの進学を果たしている。

J「俺、高校のこととか全然分かんなくて、どうしようかなと思ってたんですけど、中学の先輩に話したら、うちのどこに来いよって言われて、お前なら野球で来れるからって。」「それで見学に行って、監督にいいなって言われて、はじめ特待で行けることになったんですけど勉強の方がダメで、それだと特待ではできないってことになって。」「でも特待はできないけど、単願なら優遇してやれるからそれでも来て欲しいって言われて、学校にも（監督の先生）2、3回話に来てくれて、それで今の高校に行きました。」

また、前節で部活動でのトラブルから転校にまで至ったことについてのFの語りについて、転校の際に考慮したことについて改めて見てみると、Fは人付き合いの多寡も考慮に含んで進学先を考え、現在通っている通信制の高校への転校を決定していた。

高校卒業後の見通しの形成については、二つの傾向が見られた。一つは、自分が将来就きたい職業を軸としながら、それに向けてどのようなアプローチをしていくのかを考えている場合である。Dは進学か就職かで迷っていたが、将来的には介護福祉関係の仕事に就きたいと考えており、そのことを軸として将来に対する展望を描いていた。

D「就職するか、大学に行くかで迷って。」（親からは）大学はお金掛かるからだめと言われています。」「お兄ちゃんは、高校の先生に相談して、その高校から兄の通う大学に進学すると最初のお金、入学料？が安くなるということを教えてもらって、それをお母さんに伝えたら、じゃあ行ってもいいよ、ってなった。」「自分がこれから進むコースが福祉コースで、そこに行ったら資格？がとれるから、就職できたら介護の仕事に。」「大学にいくとしたら、短大にでも行って、保育士になりたいと思っています。子どもが好

きで。」

Aは、教師になるために進学を目指しているが、進学後の費用については奨学金を考えており、さらに卒業後の返済を見越して在学中からアルバイトで返済費用を貯めておく必要を感じていた。

A「吹奏楽は大学では考えていません。」「バイトで忙しくなりそうだから。」「奨学金も返さないといけないし、お金を貯めておきたいのでバイトをしないといけないので。」

もう一つは、高校卒業後に働いてお金を稼ぐかどうか考え、そのうえで自分の就く職業を考えている場合である。Iは当初進学を考えていたが、お金のことや、障がいを持つ弟にも今後お金がかかることを考慮して将来について考えていた。母親からは進学を望まれていたが、最終的には就職することに決めていた。Cは、家計の助けになればと、卒業後は就職を考えている。Fはきょうだいが進学しており、自ら家計を配慮して高校卒業後は就職しようと考えていた。Fの場合は、家族とのやりとりを経て、調査時点では進学を考えていた。

I「最初の頃は進学を考えてて、（大学に）行きたかったんですけど、大学ってお金かかるじゃないですか。弟も多分お金かかると思うし、それで就職にしました。」「決めたのは高2の終わりぐらいですね。」「ママは、進学したいのであればしたらいいって言っていて、むしろ進学して欲しいって言われてました。」「ママと話して、お金かかるよねって言われ、奨学金もあったんですけど、後から苦労するって言われてるじゃないですか。」「そこ（内定をもらった企業）にしたのは条件が一番良かったからです。」「学校の決まりで最初の面接はひとつしか選べなくて、それ以降は複数出来るんですけど、ひとつしか選べないなら一番条件がいいそこにしようと。」C「就職してお金を貯めようかなと。」「高校の進路の先生と話して、したいことがなかったので相

談したら、こういうところがいいんじゃないかと勧められて。」「(お金を貯めようと思うのは)家計を助けられるかなと思って。」「特に何か言われてではなく、自分で考えて。」「(家族が)何不自由ない生活ができたらなど、切り詰めたりしているので。」

F「最初の高校は商業高校だったんですけど、すぐ就職するつもりだったので、そこに決めました。」

「(最初の高校進学のとき、すぐに就職と思っていたのは)経済状態を考えて。」「兄が進学したので私は就職したほうがいいのかなと思って。」

「(高校卒業後進学しようと考え始めたきっかけは)親子喧嘩ではないんですけど、みたいなのをして、親が『誰も就職しろなんて言ってない』って言われて、お互いに冷静になって話し合って、進学してもいいんだよってなったので。」

「お金のやりくり」、「家庭で担う役割」で確認されたことは、子どもの将来に対する認識の形成にも関係していると考えられる。「お金のやりくり」では、家計状況に考慮していたことを、「家庭で担う役割」では、親が担いきれない部分を引き受けることで家庭生活を維持していることを確認した。これらは、家計もしくは家庭生活に与える自身の影響を無視できずにいることを示している。そして同じ様子が将来に対する認識の形成においても確認できる。自ら部活動に必要なお金をやりくりしているAは、進学にかかる費用についても自分で何とかすることを考えている。家庭での役割を持っているCは、就職することで家計に貢献できるのではと考えている。さらにIとFの語りからは、親の意向とは関係なく家計、家庭生活を意識していることが確認できる。ここから、将来どのようにするのかを考える時に、費用の調達が可能かという経済的な制約だけでなく、お金のやりくりや家事を担う場面と同様に、今後の家計を含めた家族の生活への影響を考えていることが示唆される。

林(2016)の研究においては、離婚や再婚等を通じた家庭の養育機能低下にともない、子どものもつ家庭における役割が大きくなること、それによって

家庭への準拠を強めることを指摘しているが、今回の語りでは、家事労働を積極的に子どもが引き受けている場合だけでなく、一般的なお手伝いや、Aのように家庭でのお手伝いをしてない場合でも家族の状況への考慮が見られた。この結果を踏まえると、家事労働を積極的に担う状況に無くとも、子どもの行動や認識は家庭状況の制約を受けていると考えられる。このことは、「お金のやりくり」で確認された、自分の行動が家計に影響を与えることを一部自覚しているということと、将来に対する認識の形成とに関係があることを示唆している。

## VII. まとめ

本研究では、母子生活支援施設を退所した子どもの退所後の生活について、子どもたちがどのような経験をし、それらはいかなる制約を受けているのかを明らかにしてきた。家計状況を考慮してお金を使う、親が担いきれない家庭での役割を引き受ける、という子どもの主体的な行動によってある程度安定した生活が維持されていた。しかしそれは、家庭の状況を考慮するという制約のもとでの行動とならざるを得ない。このことは友人関係の形成と維持においても、難しさを与えていた。そして、今の生活だけでなく、将来に対する認識の形成においても、将来における家計状況や家族の生活を考慮したものとなっていた。

今回の調査では、家庭の経済状態の認識において安定しているとする子どもも一部いたが、総じて家計に余裕が十分にあるという認識ではなかった。そうしたなか、子どもたちの行動は経済的な制約を受けていることが確認され、先行研究で指摘された知見と重なる点も多く見られた。母子生活支援施設を退所したといえども、一定の経済的な制約を受けていることが明らかになった。

その一方で、家庭内で具体的な役割を担っているかにかかわらず、子どもたちの行動は家庭の生活の維持を意識したものとなっていたことも明らかになった。子どもが家庭の経済状況をどのように認識し行動しているのかということと、将来の認識に対す

る形成との関係が示唆された。このことから、今後は、実際の家庭の経済状況に加えて、子ども自身が家庭の経済状況と生活状況を理解しているのかも、子どもの将来に対する認識を形成する制約を考察する上で重要となると考えられる。

## 文 献

小西祐馬 (2003)「生活保護世帯の子どもの生活と意識」『教育福祉研究』9, 9-22.

堺恵 (2013)「母子生活支援施設の利用世帯における入所理由の分析」『龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学』20, 69-78.

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 (2015)『平成 26 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』

林 明子 (2016)『生活保護世帯の子どものライフヒストリー - 貧困の世代的再生産』勁草書房.

松原康雄 (1999)「第 2 章 母子生活支援施設に生活する子ども」松原康雄編著『母子生活支援施設 - ファミリーサポートの拠点』エイデル研究所, 35-42.

武藤敦士 (2015)「施設敷現象からみた母子生活支援施設の研究と実践の課題：戦後母子寮研究からの示唆」『立命館産業社会論集』51, 105-124.

Ridge, T (2002) *Childhood Poverty and Social Exclusion : From a Child's Perspective*, The Policy Press. (= 2010, 中村好孝・松田洋介・渡辺雅男訳『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店.)

Lister, R (2004) *Poverty, Polity.* (= 2011, 松本伊智朗監訳『貧困とは何か—概念・言説・ポリティクス』明石書店.)

## 【研究ノート】

# 福祉人類学における福祉の現場のエスノグラフィーの意義 —2000年以降の主要な研究のレビューを通じて—

The Significance of Anthropological Studies on Social Work Practice.  
—The Review of Major Previous Studies after 2000—

福島 令佳（札幌心療福祉専門学校）

## I. 序論

### 1. 関心の所在と研究目的

近年、福祉の現場では既存の価値や支援内容を問う流れがある。当事者に関するものには、当事者主権（中西・上野 2003：3）という言葉の誕生と当事者の側から問題を可視化する当事者運動、当事者が主体となる当事者研究（浦河べてるの家 2005：3）とそこから生まれる新たな支援のスタイルがある。ソーシャルワークの倫理や価値を問うものには、ソーシャルワークの抑圧的内容のほとんどは支配関係を再生産するものである（ドミネリ 2002）という「専門職」への批判、ソーシャルワークのグローバル定義（国際ソーシャルワーカー連盟ほか 2014）の「民族固有の知」を尊重すること等に象徴されるような先住民と支援者の非対称性への批判がある。フェミニズムからは、ひとは傷つき依存して生きるのであり、それは自律的主体の下位概念ではないという批判（岡野 2012）がある。そこで問われていることのひとつは、例えば介護に限定されない広い意味でのケア（気遣い、世話等）の関係性である。そして、既存の支援枠組みを超えた新たな発想が福祉の現場には求められているといえよう。では、どのようにして我々は新たな発想を手に入れることができるのであろうか。どのようにして、支援する側／される側といった二分法をこえてゆくのか、どのようにして、既存の枠組みである「利用者のニーズ把握」という起点から自由になり、他者を理解するという根源に立ち返ることができるのだろうか。そのよう

なことが達成されたとき、どのような福祉の現場の風景が新たに立ち現わってくるのだろうか。本研究では、このような問い合わせに対して、社会福祉学と人類学のディシプリンの垣根を超えた学際的共同研究という営みの中に答えを探求していく。

近年、人類学のフィールドに福祉の現場が選ばれ、人類学の下位領域として福祉人類学が確立されつつある。そこには、エスノグラフィーを得意としてきた人類学が、調査協力者へのフィードバックにとどまらずにより広く、応用人類学の流れのなかで、いかに社会に役立てるのかという課題がある。確かに、人類学の文化相対主義は、多様なニーズの当事者を理解する助けとなる。また、エスノグラフィーによって描き出される福祉の現場の実態は、支援ありきという前提や社会福祉の価値を搖るがし、当事者側から課題を可視化する力がある。エスノグラフィーの手法により福祉の現場を見たとき、どのように見えるのか、その見え方が福祉研究にとってどのような意義があり、また可能性があるのであろうか。本研究の目的は、福祉人類学における福祉の現場のエスノグラフィーを概観し、その意義を示し、可能性を示唆することにある。

### 2. 研究の背景

福祉分野における学際的共同研究に関しては、ソーシャルワークのグローバル定義（国際ソーシャルワーカー連盟ほか 2014）において、ソーシャルワークは複数の学問分野をまたぎ、その境界を越えていくものであること、人類学などの人間諸科学の理論

を利用するものであることが明記されている。

また、人類学者であるクラインマン（2011）は、DALY（障害調整生存年）を例に出し、社会政策や医療改革などの介入を血の通ったものにするためには、問題をエスノグラフィックなコンテクストでとらえることが重要であると述べている。そして、人文科学、社会科学、健康科学などの学際的な取り組みの必要性を指摘している。その背景のひとつには、近年の人類学の動向として、人類学をいかにして社会に役立てていくのかという応用／実践が重視されていることがあげられる。

福祉人類学という下位領域の存在を示したのは、1990年代のエドガーら（Edgar and Russel 1998）のモノグラフである。そこでは、コミュニティケアから児童福祉などの多様な福祉の現場がエスノグラフィーで描き出されている。老いをテーマに研究している人類学者の高橋（2013）は、福祉を題材に含む人類学的研究は、様々な編著や雑誌論文に散見されるものの、一冊のモノグラフになっているものは非常に少なく、いまだ人類学的下位領域としては成立していないという。しかし、現在の福祉制度は、厚みのある民族誌を記述するに足るテーマであると述べている（高橋 2013）。

日本では2000年代に入ってから、若手研究者を中心に亀井ら（2008, 2011）と内藤ら（2014）のモノグラフ、単著では高橋（2002, 2008a, 2008b, 2009a, 2009b, 2011, 2013），六車（2012, 2015）等の研究がみられる。また、近年の学術学会においても、福祉人類学への関心は高まっている。2017年の日本文化人類学会研究大会の分科会のテーマには、ケアの現場、児童福祉施設、生活困窮者施設や精神障害者通所施設等、多くの福祉の現場が選ばれている（日本文化人類学会 2017）。そして、若手研究者を中心とした人類学と社会福祉学の共同研究が行われていることもこうした研究動向に影響を与えていている。例えば、関西学院大学21世紀COEプログラム「『人類の幸福に資する社会調査』の研究—文化的多様性を尊重する社会の構築」（拠点リーダー：高坂健次関西学院大学大学院社会学研究科教授）の一環として「多文化と幸せ」というワー

クショップが行われている。発起人は、国際ソーシャルワークを専門とする武田と人類学を専門とする亀井である（亀井ら 2008）。社会福祉学においても、人類学のエスノグラフィーという手法に着目し、福祉の現場を問い合わせ直すという研究が、近年散見されるようになってきた（横山 2013, 茶屋 2016）。

### 3. 研究方法

本研究で分析対象とするのは、人類学は何ができるのかという社会的なニーズに呼応する形で始まった亀井ら（2008, 2011）や内藤ら（2014）などの若手研究者が中心となって生まれつつある近年の人類学の動向を踏まえた日本における福祉人類学の研究である。エスノグラフィーの手法を役立てたいという近年のこうした人類学の研究動向は福祉の現場にとっての利益をより効果的に見せてくれるだろう。しかし、前節で述べたように福祉を題材とした研究は非常に少なく、本研究では、以下三つの特徴が顕著にみられる亀井ら（2008, 2011）と内藤ら（2014）のモノグラフ、単著では高橋（2002, 2008a, 2008b, 2009a, 2009b, 2011, 2013）と六車（2012, 2015）の研究を取り上げる。三つの特徴とは以下のとおりである。

一つめは、人類学の主要な方法論であるエスノグラフィーを用いていることである。エスノグラフィーとは「人々が生活し実践する具体的な現場に調査者が直接入り込み、一定の期間かかわりを持って、そこで見つけた事象をその文脈も含めて理解し、理論化するための調査研究のアプローチ」（小田 2015: 34）である。つまり、エスノグラフィーとは「現場」に入り込み、内側から理解することを得意としているのだ。それは、支援を必要とする当事者にならなければ、なかなか見てこない閉鎖的な福祉の現場を外側の人間に向けて「開く」機会となるだろう。同時に福祉の現場で働く人間にとっても、自分たちの状況を紐解く機会となり、新たな発想が生まれる可能性がある。

二つめは、多様なアクターが存在する“福祉の現場”を描き出していることである。また、本研究では以下の文脈で現場という言葉を用いる。小田

(2009) は、現場を発見の場であり、あらかじめ持っている知識や既存の理論では説明できない事柄と出会う、新しい知見が開かれていく『これまで』と『これから』のあいだで進行し続ける『今』である（小田 2009: 22）としている。そして、こうした現場性を踏まえてエスノグラフィーするということは、その人はどんな現場を生きているのかというように、生きていることの具体性に立ち返ることであるとしている。また、特定性を特徴とする現場から得られた知見であっても、違った文脈で同じ問題に取り組む仲間がいかなる創意工夫をしているかを知ることは、現場のリソースになりうるとしている（小田 2009）。

三つめは、エスノグラフィーの特徴（小田 2010）の中でも、参与観察を行うことで、五感を総動員して関わり、現場を内側から理解し、問い合わせを発見していることである。その問い合わせは、あたり前を相対化し、ある世界を内側から理解して、それを別の世界へと伝える橋渡しとなる。そのためには、ディテールにこだわること、非言語的なものごとの意味、あり方、関係性や歴史、政治経済的な文脈をみていくことも必要になる。また、これらから得られたことを概念化することも大事な特徴である。

エスノグラフィーのこうした手法により福祉の現場を見ることで、何が新たに可視化されてきたのかを以下にみていく。

## II. 福祉人類学における福祉の現場の エスノグラフィー研究

### 1. 高橋絵里香の研究

老いをテーマとしている人類学者の高橋は、フィンランドでフィールドワークを行い、在宅介護システムを利用する独居高齢者の様子を描き出した。高橋の研究群の特徴は、初期人類学の負の遺産である文化の矮小化と全体性の規範化という課題に対応した分析視角が貫かれていることである。

高橋(2013)の分析視角は3つあり、①制度そのものの社会的背景を分析して、合理化や標準化を強いられる権力として記述することを避けること、②個人の

視点・自治体・福祉国家の理念枠組みといった複数のスケールを同時に取り扱うこと、③一定の領域を分析の枠組みとすることにはどのような意味があるのかを問うていくことである。これによって、「福祉制度の機能性を診断して解決策を提示する語り口を小手、より複雑な記述が可能となる」（高橋 2013:72）としている。これは、エスノグラフィーの特徴である非言語的なものごとの意味、あり方、関係性や歴史、政治経済的な文脈をみていくことである。

高橋の研究群は、高齢者の日常のエスノグラフィーから、福祉国家フィンランドの老いをどのように描いているのか、三つの分析視角とエスノグラフィーの特徴との関係性からみていく。

高橋（2008b）は「自立のストラテジー——フィンランドの独居高齢者と在宅介護システムにみる個人・社会・福祉」において、福祉制度が実現しようとする人々の「幸福（welfare）」とは全体的な概念として、「ありたい」と願う生活を常に想定しており、高齢者福祉の場合は、人間はどのように老いていくべきかという命題を暗に含んでいるとしている。しかし、高橋によるフィンランドの群島町での詳細なエスノグラフィーは、制度に規定される想定を超えたより複雑な様相を明らかにしている。例えば、転倒・急変時の安心電話という支援をヘルパーへの意思表示、他者とのコミュニケーションに利用する様子が描き出される。この女性は殆ど最後まで自宅で暮らすことができた。そして、この女性の自立生活は、誰の決定でもなく、ホームヘルパーと高齢者のインテラクションの中に形成されたものだと分析している。また、高齢者たちが、誰かとコミュニケーションをとるために、行政の思惑とは異なる転倒・徘徊のフォローシステムの「利用」を行っていること、その必要性をある意味で認めているヘルパーの姿を描写している。

分析視角①の在宅介護システムを「合理化や標準化を強いる権力」（高橋 2013: 72）として記述することを避けることによって、制度が一方的に与える命題を超えた他者との繋がりを求める営みがみえてくる。このように、高橋はフィンランドの福祉の現場を参与観察し、高齢者だけではなく、ヘルパーや

行政職員の関りや捉え方の違いも描写し、まさにその人がどんな現場を生きているのかという具体性（小田 2009）から、「自立のストラテジー」（高橋 2008b : 150）という概念を導き出した。「自立のストラテジーは、常に曖昧である。その曖昧さこそが、繋がりという形の「幸福」を求める営為としてのエンジニアリング—福祉において、身体—自己の自立をめぐるコミュニケーションを可能にしている」（高橋 2008b : 150）と結論付けている。

このエスノグラフィーによって高橋は、福祉国家の規範としての自立とは対照的に実践の場では、明確に定義できるような自立状態は存在しないと述べている。高橋の研究で興味深いのは、福祉国家といったマクロな視点も含めながらも、それだけでは見えてこない高齢者の老いていく営みが「自立のストラテジー」（高橋 2008b : 150）として描かれ、さらにそれは「曖昧」であると結論付けられていることだ。つまり、高橋（2008b）は、福祉国家が前提とする「自立」を遵守するのでも、抵抗するのでもなく、フィンランドの群島町で在宅福祉サービスを受ける高齢者は、「他者との繋がり」（高橋 2008b : 149）を希求しているというように描いている。その他者には多様なアクターのひとりとして、在宅システムを提供するヘルパーも入る。ヘルパーに同行して高齢者と関係性を築くことで、参与観察によるディテールから、その生活を内側からの理解し、物事の前後の文脈もみている。そして、独居高齢者が転倒・急変時の安心電話を使用する本当の意味を明らかにし、在宅システムの意図と高齢者の意図の“ズレ”を見事に描き出しているのだ。

「老いを歩む—フィンランドの年金生活者達の合宿にみる身体変容への展望—」（高橋 2009b）では、フィンランドにおける一般的な老いのライフコースと実際に老いていく状況の相対性にはどのような関係があるのかを現場から問うている。その現場とは、フィンランドの群島町における年金生活者の合宿である。高橋は、この合宿におけるフィールドワークから、二人部屋に寝起きする参加者たちが互いに協力関係を自然に築いている様子を記述している。腰の悪い相手のベッドメイキン

グをしてあげる参加者の姿や活潑で先導的な立場の参加者に対して、受動的立場をとっていた参加者が、歌や詩の朗読の場面では、誰よりも素早く歌いだすというように立場が変わるという様子を描いている。このエスノグラフィーから、ディケアと違って、年金生活者たちの合宿では、ケアギバーとして固定化された役割の人間が少ない分、参加者の能動的な関与が引き出されていることを指摘している。ケアする者がケアされる者にもなりうるという能動／受動関係を詳細に描いているのだ。そうした複雑な状況を描くことによって、地域福祉システムが一方的にライフコースを課しているという図式を覆し、老いは、こうしたケアの関係性にみられるような「状況的相対性に依存している」（高橋 2009b:485）という研究結果を示している。

また、高橋は「在宅介護—家族／社会という「幸福」を求めて」（高橋 2008a）において理想化されている北欧フィンランドの在宅福祉に対しても疑問を投げかけている。近代国家の福祉制度の自宅での自立した生活を平均的な生活、そして「平均」を「普通」と言い換えるならば、「普通の暮らし」はすべての人間にとて幸せな状態にあるのだろうかと指摘している（高橋 2008a）。

現場を厚く記述することで得られた内側からの問いは、福祉国家の掲げる「平均」という政治的な文脈をみるとことによって、さらに掘り下げられる。つまり、分析視角の②にあるように近代国家の福祉制度という単一のスケールが示す平均ではなく、「複数のスケール」（高橋 2013 : 72）を重視している。その一つである「個人の視点」（高橋 2013 : 72）が「普通の暮らし」に疑問を投げかけている。それは、以下の研究にも現れている。

高橋（2013）の老いと福祉の研究の集大成でもある『老いを歩む人びと』の中で、フィンランドの群島町の高齢者たちが互いを扶助する行為に関係づけられた構図を示しつつも、「つながりへの懷疑」（高橋 2013 : 256）について言及している。そして他者との交流を望まない「孤独な」高齢者たちが不幸であるのかは判断できないとしている。「単独者としての風貌を備えた彼らの姿は、安易な同情やエンパワ

メントの提言を拒んでいるように思えるからだ」(高橋 2013 : 257)とも述べている。見逃されてしまいそうな「個人の視点」も微細な参与観察によって尊ぶ姿勢が「複数のスケール」による「複雑な記述」を実現している。福祉の支援枠組みならば、この場合は「いかにして、コミュニティの輪の中にこのような“孤独な”高齢者を取り込み、彼らの生活の質を上げていくか」という視点のもとで調査研究は進められていくだろう。しかし、エスノグラフィーの特徴であるディテールや文脈を重視した詳細な描写によって、はじめて彼らの”沈黙“する姿が単に”孤独“としてではなく「単独者としての風貌」(高橋 2013 : 257)としてみえてくる。このように「ニーズ把握」という枠組みでは見えてこない高齢者の姿が人類学の文化相対主義による「他者理解」を起点としたときにみえてくることもある。

分析視角の③一定の領域を分析の枠組みとすることにはどのような意味があるのかを問うていくことに関しては、施設外の文脈にも目を向けることによって、そこで行われていることの意味を自覚することが重要であるという。その上で、「施設内の行事、レクリエーション等はどんな情報源を元に企画され、遂行されていくのか」(高橋 2002 : 336-337)という視点を持つ必要性があると述べている。そして、老年人類学と福祉の人類学の意義は、現代システムに取り込まれ、意図的に創出された共同体制の本質を明らかにすることであると主張している(高橋 2002)。その意味を問うことによって、分析結果がどのように受け止められるかにも留意すべきであると以下の指摘が示している。

「<在宅>の思想—フィンランドの南西部の地域福祉にみる市民社会の範域とエイジング」においても、「結果として成立している地域福祉のシステムをある種の『成功した事例』として紹介することは、福祉国家運営のグローバルな潮流やローカルガバナンスを推進する地域中心主義的論理を研究者自身が肯定していると受け取られかねない」(高橋 2011 : 71)ことに触れている。よって、現代世界の人類学は、より視野を拡大した記述を求められると同時に分析概念の規範性を再考する理論的反省の態度が求

められると指摘している(高橋 2011)。

このように高橋は、エスノグラフィーの特徴である文脈を重視する姿勢を調査研究に活かすだけではない。上記のように明確に自身の立場を示すことによって、自分の研究がどのような文脈に位置づけられるのかを認識し、研究の持つ影響力にも配慮している。

高橋は理想的な福祉制度の追求や在宅介護に対する価値の至上性という一面的なものの見方で、結論付けることはせずに、制度の思惑と現場の営みのせめぎあう様相から疑問を投げかける姿勢を貫いている。文化の矮小化や全体性の規範化に対抗する三つの分析視角を持つことによって、エスノグラフィーの特徴である多様な文脈や他者理解の立場からの「複雑な記述」による福祉の現場が描き出された。これによって、われわれは、従来の社会福祉研究の制度研究では、浮かび上がらせることが難しかった現場の自立の曖昧さ、福祉国家が掲げる在宅生活という価値と「他者との繋がり」(高橋 2008 b : 149)を求める高齢者の真意の“ズレ”や一方で他者との交流を望まない存在から「つながりへの懐疑」(高橋 2013 : 256)をみることができる。

## 2. 六車由美の研究

高橋が実践サイドと距離を置いた研究を行ったのに対して、実践家となって、介護の現場を民俗学的に研究したのが六車である。六車の研究の一つ目の特徴は、実践サイドに身を置いたことで、重度の認知症の方に対して何ができるのかという想いから生まれた。それは、エスノグラフィーの特徴である参与観察とクリフォード・ギアーズの「分厚い記述」等のディテール描写の醍醐味が生かされるというものである。このような人類学の参与観察や記述の技術は、介護の現場での利用者、特に認知症の利用者への理解に応用できそうだと述べている(六車 2012)。

利用者の「ハルさんに寄り添って歩き、その様子を見守り、できるだけ詳細に記録を重ねていくと、帰宅願望にはハルさんなりの理由があるようと思えてきた」(六車 2012 : 88)という記述がある。“一

方的にしゃべり、内容に脈絡がなく「たそがれ症候群」によって徘徊する当事者”というものの見方で収まってしまいがちな状況であり、六車自身もそういうイメージをもって、関わっていた。しかし、聞き書きで何かできないかという想いから、その手法を用いて、語る言葉で、聞き取れるものをとことん記録し、人生訓が多いことを導き出した。そして、参与観察から浮かび上がった他者のことを気にかけているという生活文脈と照らし合わせて解釈した。それによって、「不穏」というレッテルを貼られたハルさんは、「家族思いで、心配性で、そしてユーモアあふれる魅力的なおばあちゃん」（六車 2012：91）というように現場でのイメージが変わり、六車との支援関係も変わったことを伝えている。

この事例から、介護の現場において非言語的な「受容」「傾聴」に重きが置かれ、イメージが作られると、それ以上の「利用者理解」を深める突破口を見つけるのが難しくなる構造が浮かび上がってくる。このような語られる言葉が聞かれないと、そのような語られる言葉を徹底的に記述し、その人の生活の文脈から解釈し、驚き、より観察を深めることで、一見バラバラで見過ごされてしまう「語り」に世界があることが分かってくる。このズレを描き出すことによって、「利用者のニーズ把握」という既存の支援枠組みでは見えてこなかった他者としての姿がみえてくる。エスノグラフィーの手法そのものが実践方法としての可能性を有しているともいえよう。

二つ目の特徴は、話者に教えを請うという聞き書き独特の姿勢である。六車は、話者つまり利用者に「教えを請う」という関係性は介護の現場でどのような意味を持つだろうか（六車 2012）と問いかけている。六車（2012）は社会福祉士の養成テキストを取り上げて、ソーシャルワーカーが言語的コミュニケーションよりも非言語的コミュニケーションを過剰に重視していることに疑問を呈している。ソーシャルワークで重視されている「傾聴」に関しても、応答技法に重きがおかれて、「語られる言葉が示す内容そのものよりも、『言葉のなかに隠された利用者の気持ち、想い、心の動き』を『察する』こと」（六車 2012：98-99）が目的とされているのではないかと指摘し

ている。例えば利用者のお話を聞くという点では同一だが、回想法と聞き書きは根本的な違いがある。そのひとつは、関係性であるという。回想法では、利用者の行動の変化を「促す側」と「促される側」になる。つまり、非対称性が生まれる。これに対して、民俗学の聞き書きは、話者を尊重し、教えを請う姿勢で、相手の言葉を聞き、書き留める。相手の生活や文化を理解するという民俗学の手法が認知症の利用者への対応においても有効であるとしている。徘徊を繰り返していた正さんという利用者が聞き書きを重ねるごとにじっと席に座り、「しょうがないなあ」と言いながら説明をしてくれたエピソードを紹介している。この話を聞いた介護現場の反応はよくこれだけ聞き出した、そもそも認知症の方の言っていることを丁寧に聞こうとしたことがすごいというものだったという。それに対して六車は、介護の現場では、認知症の利用者の「心」や「気持ち」を察することをしているが、語られる言葉を聞こうとはしてこなかったということなのだろうかと問を投げかけている。認知症の利用者の言葉は、一見すると脈絡もなく、意味のないものとみなされがちであると指摘している。「語られた言葉を言葉通りに理解すること、もしかしたら認知症の利用者たちもそう望んでいるのではないだろうか。」（六車 2012：111）と述べている。

三つ目の特徴は、文化の矮小化や全体論の規範性に対応し、認知症高齢者の生きる姿に接近していることである。2冊目の『介護民俗学へようこそ！「すまいるほーむの物語』（六車 2015）では、利用者の故郷、時代が反映された思い出の味を再現する行事、踊りの得意な利用者に行事ごとに振付を依頼する、灯篭流しによって亡くなった利用者や家族の死を悼むこと等が描かれている。それは、外側から支援側が考案し、「家族」「地域」「伝統」「文化」の称揚を図るものではなく、聞き書きによって、明らかになつた当事者の想いから生まれた支援であることが記述から伝わってくる。特に死を悼むことに関しては、從来利用者の死をタブー視してきた福祉の現場への重要な投げかけである。現在はようやく福祉の現場でも利用者の死が取り上げられるようになってきた

が、六車の実践はさらに積極的に当事者とともに職員も「死」というものをどう受けとめ、乗り越えていくのかについて大きな示唆を与えてくれる提言になっている。

六車（2012）は、人類学の参与観察による「分厚い記述」や民俗学の話者を尊ぶ姿勢によって、“認知症による脈絡のない話”としてその言葉を退けることなく、利用者の発する言葉を尊重し、その世界に“驚き”，「お年寄りの経験知を尊重する」（六車 2015：282）ことによって、高齢者福祉の介護の現場をより“開かれた場”にすることを試みているといえよう。

### 3. 亀井らの研究

先述したように、若手研究者が中心の亀井らの研究は、実践サイドに身を置き、エスノグラフィーの特徴である不確実性・即興性・偶発性といった“現場の現場性”を重視している。何が起こるかわからないなかで、五感を総動員した参与観察をしながら、自分自身の存在がどのように受け入れられ、その役割が変化していくのかといった“調査の文脈”を描き出している。それによって、これまでの社会福祉などの専門性を軽視するのではなく、「専門性を活かしつつも、その支援技術の束をいちどフィールドでほどいてみて、場の状況に応じて組み立て直す」（亀井・小國 2011a：10）という柔軟な支援スタイルの提案をしている。その結果、社会福祉などの実践をいつそう効果的かつ魅力的に世界中のフィールドに置き直すことができるのではないかと述べている。（小國・亀井・飯島 2011）。

『アクション別フィールドワーク入門』（亀井ら 2008）という本では、ふみだす・まきこまれる・分かちあう等のアクション別に、まさに五感を総動員したフィールドワーカー自身のその時々の感情が豊かに描き出されている。そこでは、“ふみだす・まきこまれる”といったアクションに表現されるように、エスノグラフィーの特徴である素材を活かすことが行われている。フィールドワーカーは、現場で出会う事象やデータを活かすために、対象が主で方法が従という姿勢で、現場の出来事に柔軟に反応してい

る。その後、亀井はさらに実践とフィールドワークのつながりを重視した『支援のフィールドワーク開発と福祉の現場から』（小國・亀井・飯島 2011）を刊行している。「3章 精神障害をもつ人たちの隣へ」（間宮 2011）を担当した間宮は、精神障害のあるべての家のメンバーと国際会議に参加した際、間宮自身も含めてみんなでパニックになってしまったこと、空腹や脱力感に見舞われたこと、お互いに意思疎通が難しいところで強がり、言葉を詰まらせ、慰め合うという予想しない“現場の現場性”を描き出した。間宮はまさに“五感を総動員した参与観察”を行うことで、自分自身の感情も記述し、自分の存在を振り返ることで、“調査の文脈”を描いた。協力し合ってプレゼンをやり終え、「濃密な経験の共有者」（間宮 2011：72）となったことで、支援の場の構図や障害を持つ人の隣にいるための自分自身の姿勢がはっきりとみえるようになったとしている。そして、自分がどのポジションに立つかによって、「障害」、「苦悩」や「病い」との出会い方や見え方も変化するとしている。このように、“調査の文脈”を記述することによって、その場にいる一人一人が、現実構築のリソースになる可能性を持っていることを指摘している（間宮 2011）。

同様に、「4 章 音声言語と手話のはざまで」（亀井 2011）を担当した亀井の研究も自分自身の存在がどのように受け入れられ、その役割が変化していくかといった“調査の文脈”を重視している。エスノグラフィーの特徴である現場を内側から理解し、そこから問い合わせを発するということに関しては、当事者を尊重する姿勢が求められる。亀井は丁寧にフィールドに入り、ろう者の当事者との関係性を築き、その文脈も記述し、重要視している。亀井は、言語学的に意義深いことであっても、その国のろう者を取り巻く状況を知らずに調査・発信することは、現地の政府とろう者の力関係のバランスを崩し、多くのろう者を怒らせ、混乱させる事態を招きかねないと指摘している。そして、その構図は、1か月間暮らして数え切れないほどの人たちと手話で語り合う中で見えてきたのだと述べている。さらに、関係性を築くための途中の過程を明らかにすることは、よ

い方法を真似る、得られた教訓を一般化するうえで役に立つと指摘している。当地で話されている手話の調査などの目に見える活動は、お酒を飲みながらのおしゃべりといったような日常的なやりとりから生まれるという生活の文脈が具体的に示されている。亀井はレクチャーをしたら、ずっと黙り、ろう者の当事者たちが手話の本を作ろうなどと夢を膨らませると具体的な提案をして、時には“便利屋”となつて奔走する(亀井 2011)。このように、思いの共有に至るまでの相互作用的なかかわりこそが、次の所作を生む原動力を培っていること、支援の場では、そういう力を持った過程に手を貸すことが重要ではないだろうかと述べている(小國・亀井 2011b)。

#### 4. 内藤・山北らの研究

「応用／実践人類学」が福祉の現場を選択する流れは、内藤・山北らの研究(内藤ら 2014)にみられる。彼らによる国立民族学博物館のプロジェクト、若手研究者の共同研究「<アサイラム空間>の人類学—社会的包摂をめぐる開発と福祉のパラダイムを再考する」では、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの「全制的施設」(Goffman 1961)とそれにかかる地域社会や制度などが複雑に絡み合うことで形成される包摂と排除の入り組んだ空間を「アサイラム空間」と概念化した。このように、現場を内側から理解し、問い合わせを発見して概念化するというエスノグラフィーの三つの特徴(小田 2010)が顕著にみられる。『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』(内藤ら 2014)では、序章と終章以外の全ての章のタイトルが問い合わせになっている。そして、当事者の生の営みが概念化されている。

「第10章 野宿者の日常的包摂は可能か」(山北 2014)を担当した山北は、制度からもれた野宿にとどまる人びとに対して我々はいかなる応答をとることができると問うている。野宿者が地域の子どもたちと交流を持っている・子どもを野宿者に預ける親もいる・一方で苦情や嫌がらせを受けたこともあるというエピソードを紹介している。そういう本来結びつかない社会関係であるが故の交流を「ひかれめな交流」(山北 2014: 212)と概念化している。

さらに、制度的包摂に対して、贈与・支援・交流などの何かしらの社会的行為を契機とした営みを「日常的包摂」(山北 2014: 201)と概念化した。日常的包摂の原理と制度的包摂の原理は完全に分離していないという。一見制度・アサイラムから逃避している野宿者は制度的包摂から逃れているようでも、他の介入・接触を避けることはできず、野宿の当事者自身も支配的な慣習を内面化し、引け目を感じていることを指摘している。だからこそ、山北が描き出したエピソードは、法外でも無法でもない日常的包摂という困難と様々なかたちで向き合う人びとの姿を浮かび上がらせている(山北 2014)。これによって、“支援が必要なのに、制度的包摂から逃れた野宿者”という見方から解放され、「排除が完結しない、完全な包摂でもない—野宿者の日常的包摂」(山北 2014: 201)の営みをみることができる。

「第11章 精神障害者の世界は受け入れられるのか」(間宮 2014)を担当した間宮は、浦河べてるの家を拠点としたフィールドワークから、現場を内側から理解して、問い合わせを発見している。それは、精霊や神々などの民俗宗教は非科学的なものとされ医学や福祉の支援パラダイムから排除されてきたこと、幻聴や妄想を取り入れた文化装置は、国内では一部の地域や宗教にしかないように触れ、彼・彼女たちの体験していることを社会がどう受けとめているかを問うている。そのような発想は間宮が参与観察によって、共に生活し、彼・彼女たちが外の環境や言葉に敏感で影響を受けやすい、やわらかい身体を生きていることを知ったことによる(間宮 2014)。医療や福祉のパラダイムでは、非科学的とされる精神障害者の感受性を「やわらかい身体」(間宮 2014: 220)と概念化することで、幻聴・幻覚の世界を支援の対象とのみとらえるのではなく、むしろわれわれがどう受け止めていくのかという姿勢を問うているのである。これは、間宮の指摘するように従来の主な「福祉の支援パラダイム」にはない視点であるといえよう。誰が誰を包摂するのか、むしろ包摂されるべきなのは健常者の世界なのではないかという問い合わせを持つことも可能である事を思い出させてくれるのである。

「第12章 脱施設化は眞の開放を意味するのか」を担当した有菌は、ハンセン病者の運動と実践は、隔離政策の不当性を告発しつつ、療養所という生活の場を防衛し、拠点として活動を展開することで現状の変革を試みるものだったと述べている。そして、彼らは自らに押し付けられた「動けないこと（移動不可能であること）」という条件を「動かないこと」という手段で取って返すことで、制度の要求をはねのけ、自らの住処である療養所を守ろうとしたこと、このような状況を目的へとつてかえすポジティブな展開の契機はどこにあるのかを問うている。それに対して、彼らは自分たちの側から、切断する線を絶えず引き直し、不可侵の効果を招来させるための結界を作り、自らのおかれた条件を肯定的なものへと転じていったと結論付けた（有菌 2014）。排除されてきたハンセン病者たちが、療養所を守ろうとした「ポジティブな展開の契機」（有菌 2014：236）を「不可侵の効果」（有菌 2014：236）と概念化している。こうした視角も、隔離された人びとをどのように支援するかを思考の起点とする研究にはみられないものであるといえよう。社会的包摂を価値として掲げているソーシャルワークにとって、福祉人類学のこのような問いの提起は、支援の前提を問う契機となりうるといえよう。

### III. 結論

人類学的エスノグラフィーを通じて、福祉の現場はどのように見えただろうか、その見え方にはどういう意義があるだろうか。その大きな意義は、課題を示し、安易に現場を批判する事よりも、ものの見え方を提示することにある。それは、人類学者が現場から「言葉を与えられた」（波平ら 2010:138）と評価されることに現れている。本論で取り上げた実践サイドと距離を置いた高橋の研究では、権力を一方的に批判する立場や地域中心主義的論理と距離を置くことで、高齢者の老いていく姿を「自立のストラテジー」（高橋 2008b:150）と概念化した。これによって、福祉国家が掲げる在宅生活という価値とつながりを求める独居高齢者の真意の”ズレ“という

様相を示した。一方六車は、実践サイドに身を置き、自ら支援者として苦悩する中で、非言語的な「心」を受容することに重きを置く介護の現場と「語られた言葉」（六車 2012:111）をそのまま聞いてほしい認知症高齢者の間の”ズレ“を見事に描き出した。また、間宮は支援者という役割ではなく、当事者とともに一人の人間として一から関わったこと”非科学的“とされる精神障害者の感受性を「やわらかい身体」（間宮 2014:220）と概念化した。これによって、精神障害者の世界が感覚的に身近で肯定的な印象へと転化される。そして、あたり前とされる前提に対して、誰が誰を包摂すべきなのかを問う新たな発想へと導かれる。このように、福祉人類学といつてもそのアプローチは多様であり、その分だけ多様に開かれていくという意義があるといえよう。これらの概念化は、調査者自身の五感といった身体的な関りが生み出すものである。そういった意味でも、日々五感を使っているソーシャルワーカーや当事者等を含めた福祉現場との共同研究が重要になる。

最後に福祉人類学の今後の課題と展望を述べておきたい。ここ 20 年で人類学研究の領域は西洋の多文化主義から「自然の單一性と絶対性を転覆する」（石倉 2016:316）という“多自然主義”（Viveiros de Castro 2005）や「人間という種を超えた範囲に民族誌的な記述を拡張しようとする」（石倉 2016:316）といった“マルチスピーシーズ人類学”（Kirksey and Helmreich 2010）によって大きく拡張し、コミュニケーションの領域を人間だけでなく非人間の世界へと広げる新しい特徴がある（石倉 2016）。しかし、今回取り上げた研究で論じられている福祉現場には、支援者や利用者、制度政策や社会的な文脈、地理的な条件や経済情勢などは描かれていたが、人間と自然のインタラクションをみていく文脈は見当たらない。例えば、高橋（2013）の研究では、フィンランドの高齢者が自分たち以外の住人がいない島に住み続けることを希望した事例、住宅周辺の植物の情報や海の近さなどの自然環境の豊かさが強調されている住宅広告が紹介されている。マルチスピーシーズ人類学の視点を得たならば、島の自然や住宅周辺の植物との交流や

互いをケアしあう様子を描くことで、人間のみの視点では捉えきれないフィンランドの高齢者の老いの様相が明らかになるかもしれない。今後は、人間が自然を見ているように自然も特徴的な視点から人間を見ているという視点、そしてその自然は、比較的感覚表現が見られやすい動物だけではなく、植物たちも含まれるという視点が求められる。これらの理論枠組みが加わることで、福祉人類学のエスノグラフィーは、人間が人間とだけではなく、植物や動物とケアしあう様相といったより多様なケアの関係性を描き出し、山積した課題の陰にある福祉の現場の豊かな風景を描き、新たな発想へと導いてくれるだろう。

## 文 献

有薗真代(2014)「脱施設化は真的開放を意味するのか」『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』内藤直樹・山北輝裕(編), 昭和堂, 228-242.

茶谷智之(2016)「複数の関係性を媒介としたスマート住民の交渉可能性：デリー・スマート地域における生活 環境向上の試み」『社会福祉学』57(2), 93-105.

Dominelli,L(2002) *Feminist Social Work Theory and Practice*Palgrave Macmillan. (=2015, 須藤八千代訳『フェミニスト・ソーシャルワーク：福祉国家・グローバリゼーション・脱専門職主義』明石書店.)

Edger,I and Russel,A ( 1998 ) *The Anthropology of Welfare*.Routledge.

Goffman,E(1961)*Essay on the social Sition of Mental Patients and Other inmates*,Doubleday and Company,Inc.(=1984, 石黒毅訳『アサイラム 施設被収容の日常世界』誠信書房).

石倉敏明(2016)「今日の人類学地図 レヴィ=ストロースから「存在論の人類学」まで」『現代思想』44(5), 311-323.

飯嶋秀治(2011)「日本の児童福祉施設で」『支援のフィールドワーク』世界思想社, 37-53.

亀井伸孝(2011)「音声言語と手話のはざまで」『支援のフィールドワーク』小國和子・亀井伸孝・飯

島秀治(編) 世界思想社, 76-98.

亀井伸孝・武田丈(編)(2008)『アクション別フィールドワーク入門』世界思想社.

亀井伸孝・小國和子(2011a)「はじめに 支援のある風景を描く」『支援のフィールドワーク』小國和子・亀井伸孝・飯島秀治(編) 世界思想社, 1-11.

Kirksey,S.Eban and Stefan Helmreich (2010) "The Emergence of Multispecies Ethnography" *Cultural Anthropology* 25 (4):545—576. (=2017,近藤祐秋訳「複数種の民族誌の創発」『現代思想』45(4).96-127).

Kleinman,A(1997)*Social Suffering*: University of California Press. (=2011, 坂川雅子訳「苦しむ人々・衝撃的な映像—現代における苦しみの文化的流用」『他者の苦しみへの責任 ソーシャルサファリングを知る』みすず書房, 1-31).

国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーカー学校連盟(2014) 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会(訳)『ソーシャルワークのグローバル定義(日本語訳版)』

間宮郁子(2011)「精神障害をもつ人たちの隣へ」『支援のフィールドワーク』小國和子・亀井伸孝・飯島秀治(編) 世界思想社, 58-75.

間宮郁子(2014)「精神障害者の世界は受け入れられるか」『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』内藤直樹・山北輝裕(編), 昭和堂, 216-227.

六車由美(2012)『驚きの介護民俗学』医学書院.

六車由美(2015)『介護民俗学へようこそ！「すまいるほーむ」の物語』新潮社.

内藤直樹(2014)「「社会的包摂／排除」現象への人類学的アプローチ」『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』内藤直樹・山北輝裕(編), 昭和堂, 1-13.

内藤直樹・山北輝裕(編)(2014)『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』昭和堂.

波平恵美子・小田博志(2010)『質的研究の方法—いのちの現場を読み解く』春秋社.

中西正司・上野千鶴子(2003)『当事者主権』岩波新書.

日本文化人類学会(2017)『第51回研究大会 大会

- 日程プログラム』。
- 小田博志 (2009) 「「現場」のエスノグラフィ——人類学的方法論の社会的活用のための考察—」『健康・医療・身体・生殖に関する医療人類学の応用的研究』国立民族学博物館調査報告 85, 11-34.
- 小田博志 (2010)『エスノグラフィー入門 <現場> を質的研究する』春秋社
- 小田博志 (2015)「文化人類学と質的研究」『文化人類学』医学書院, 25-50.
- 岡野八代 (2012)『フェミニズムの政治学 ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房
- 小國和子・亀井伸孝 (2011b)「おわりに 支援からみえるフィールドワーク」『支援のフィールドワーク』小國和子・亀井伸孝・飯島秀治 (編) 世界思想社, 235-244.
- 小國和子・亀井伸孝・飯島秀治 (編) (2011)『支援のフィールドワーク』世界思想社.
- 高橋絵里香 (2002)「ナーシングホーム民族誌の展開」『民族学研究』67 (3), 328-339.
- 高橋絵里香 (2008a)「在宅介護—家族／社会という「幸福」を求めて」『人類学で世界を見る—医療・生活・政治・経済』春日直樹編, 有斐閣, 3 - 19.
- 高橋絵里香 (2008b)「自立のストラテジ—フィンランドの独居高齢者と在宅介護システムにみる個人・社会・福祉」『文化人類学』73 (2), 133-154.
- 高橋絵里香 (2009a)「福祉<社会>と人類学 二〇世紀福祉思想にみるホリズム」『社会人類学年報VOL.35 2009』村武精一・松園万亀雄監修, 33-56, 弘文堂.
- 高橋絵里香 (2009b)「老いを歩む—フィンランドの年金生活者達の合宿にみる身体変容への展望—」『文化人類学』74 (3), 478-488.
- 高橋絵里香 (2011)「<在宅>の思想—フィンランドの南西部の地域福祉にみる市民社会の範域とエイジング」『国立民族学博物館研究報告』36 (1), 35 - 76.
- 高橋絵里香 (2013)『老いを歩む人びと 高齢者の日常からみた福祉国家フィンランドの民族誌』勁草書房.
- 上野千鶴子 (2011)『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- 浦河べてるの家 (2005)『べてるの家の「当事者研究」』医学書院.
- Viveiros de Castro,Edurdo (2005) *Perspectivism and Multinaturalism in Indigenous America in THE LAND WITHIN -Indigenous territory and perception of environment*,pp36-74.(=2016, 近藤宏訳「アメリカ大陸先住民のパースペクティヴィズムと多自然主義」『現代思想』44(5)41-79).
- 山北輝裕 (2014)「野宿者の日常的包摂は可能か」『社会的包摂／排除の人類学 開発・難民・福祉』内藤直樹・山北輝裕 (編), 昭和堂, 200-215.
- 横山登志子 (2013)「虐待問題を抱える母子の生活支援における「多次元葛藤」—支援者の経験的側面からみた子ども虐待の状況特性—」『社会福祉学』54 (3) : 16-28.

## 【海外調査報告】

# 地域における高齢者主体の活動についての考察 ～デンマークの高齢者の活動をとおして～

Study about the elderly's selfactivities in local communities～through the activities of the elderly in Denmark～

錢本隆行（日本医療大学）

## 要旨：

超高齢社会の中で、地域における高齢者の存在感は増している。そして地域が高齢者にとって安全・安心かつ豊かに暮らせる社会になるには、高齢者本人の関わりが必要となってきた。しかし、日本人は主体的な関わりが苦手で、ボランティアや政治的関わりを積極的には担わない傾向がある。一方、デンマークでは、各自治体に設置されている高齢者委員会は、委員が60歳以上の高齢者から直接選挙で選ばれ、自治体から高齢者に関する施策の諮問機関として大きな影響力を持っている。さらに、高齢者が主体となって地域のボランティア活動を行う高齢者ボランティア団体「エルドア・セイエン」が、地域のインフォーマルサービスの多くを担い、高齢者のための社会を実現している。本稿では、高齢者委員会とエルドア・セイエンの活動を考察し、今後あり得るべき日本の高齢者の主体的な活動への示唆を得ることが目的である。

Keyword：高齢者、主体、デンマーク、高齢者委員会、ボランティア

## I. はじめに

### 1. 研究の背景と目的

超高齢社会の中で地域包括ケアシステムの構築が各地で進められている。さらに国が2016年に決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う」ことを期待される「地域共生社会」の創造も打ち出されている。社会の中で少子・高齢・晩婚化・独居など医療・福祉ニーズが複雑化してきており、地域における行政や専門職だけではなく、地域に暮らす住民の主体的な関わりの重要性が今後は増すとされている。

一方で、日本人は主体的に関わっていくことが苦手ともいえる。船曳(2003:174-176)は、「市民」を「西欧式の社会に対して主体的に関わっている自立した個人というのであれば、日本はそうした個人によって成り立っている社会ではない」とする。日本

社会の主体的関わりが弱い受動的な姿勢がみえてくる。

しかし、日本においても住民の主体的な関わりは重要であり、高齢化の進展とともに地域における割合を高める高齢者本人の関わりは、地域における複雑なニーズを解決していくためには、以前にも増して不可欠となってきている。2018年の高齢社会対策大綱では、「全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会」を念頭に、「高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり」を目指すとしている。そこには、希望し、共につくっていく高齢者の主体的な役割が期待されている。

こうした高齢者の地域における主体的活動が重要視されながら、社会的活動（貢献活動）を実施している60歳以上は2016年で30.1%に過ぎない。世代すべてをふくめたOECD諸国におけるボランティア活動者率でも、2000年で日本は16%であるのに対

し、米国では65%と半数以上の国が30%を超えている。

北欧のデンマークでは、ボランティア活動者率は33%と日本の倍以上となっており、ボランティアの活動は社会に大きなウェートを占めている。

小池(2017:98)は、デンマークのボランティア部門の特徴について、①活発なボランタリー活動、②有償労働が多い、③自治施設（独立法人に類似）が存在する-としている。さらに、「社会福祉活動」と「文化・スポーツ等の活動」を区別しており、特に「社会福祉活動」については「主として公共セクターを補完」していると分析している。

原田ほか（2005:124）は「高齢期の人生を受け身ではなく主体的に選び取っていく人々の姿、そして自らによって自らを支えようとする仕組み」がそこにはあると指摘している。つまり、ボランティア活動はフォーマルサービスの補完的な位置にあるとはいえるが、フォーマルサービスの不足を補うことを前提としたインフォーマルサービスとして整備されたわけではなく、国民の主体性がもとになっているというわけである。

松岡(2005:105)は「こうした活動とネットワークは政治を動かすほどの力をもっている」とし、各コム一ネに設置が義務付けられている高齢者委員会の存在を示している。高齢者委員会は60歳以上の高齢者が公選で選ばれ、自治体から高齢者に関する施策の諮問機関として大きな影響力を持っている。高齢者委員会について、福島（2005:176）は「政策決定過程への住民参画、ユーザー・デモクラシー(利用者民主主義=著者追加)が制度的に保障された例」としている。

こうしたデンマークの高齢者ボランティア団体と高齢者委員会のような活動に対し、日本では、地域におけるボランティアや住民活動、市民会議などがある。しかしながら、ボランティアへの参加率は決して高くはなく、2016年の社会生活基本調査によれば、60歳以上のボランティア参加率は30%を下回る。今後、高齢化が進む中で、地域社会において重要な位置を占める高齢者が主体的に地域に関わっていくためには、デンマークの高齢者主体の活動は示

唆に富むのではないかと考える。

そこで、本稿の目的は、デンマークの各コム一ネに設置されている高齢者委員会と、高齢者ボランティア団体の中でも最大の「エルドア・セイエン」<sup>1</sup>の活動を考察し、今後の日本の高齢者の主体的な活動について示唆得ることである。

## II. 方法

### 1. 調査対象と方法

1) 先行研究のレビュー  
2) 2018年8月、デンマークにおいて以下の関係者に半構造化面接を行った。ミドルファート・コム一ネは、ミドルファート・高齢者委員会が、高齢者委員会全国連盟から、運営がうまくいっている高齢者委員会の一つであると紹介を受け、ノアフュン・コム一ネは、高齢者委員会にデンマーク在住日本人の千葉忠夫氏が委員を務めており、状況把握が容易であるとの想定から選定した。

- ①ミドルファート・高齢者委員会の委員、ハンナ・ラウリットセン氏
- ②ミドルファート・エルドア・セイエン理事長、ヘルイェ・ピーターセン氏
- ③ノアフュン・高齢者委員会の委員、千葉忠夫氏
- ④ノアフュン・エルドア・セイエン副理事長、ビアギッテ・マドセン氏
- ⑤高齢者委員会全国連盟事務局、マリアンヌ・レンスゴー氏、
- ⑥エルドア・セイエンの高齢者施策コンサルタント、リッケ・ソーレンセン氏

### 2. 調査内容

面接項目は以下のとおり。

各高齢者委員会向け

- ①設立経緯と目的
- ②委員構成、経歴、動機
- ③選挙の投票率
- ④運営
- ⑤委員会の活動内容、範囲

- ⑥委員会と社会委員会、市役所との関係
- ⑦認知症への取り組み
- ⑧影響力を行使できた事例

各エルドア・セイエン向け

- ①設立の経緯と目的
- ②会員数、会員の経歴
- ③活動内容
- ④高齢者委員会と市（国）との関係
- ⑤取り組み事例
- ⑥認知症への取り組み

### 3. 倫理的配慮

研究協力者には、口頭により、研究目的、調査の趣旨、データの取扱いなど、調査協力は自由意志によるものであること、質問内容によって回答拒否しても不利益を被らないことなどについて事前に説明を行い、回答を持って同意とみなし、面接を実施した。

### 4. 用語の定義

「地域共生社会」とは、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる（社会）」（ニッポン一億総活躍プラン 2016）である。野口（2018:22）は、現代の地域コミュニティや家族が抱える福祉問題として、①単身家族や高齢者世帯の増加などの家族の変化、②子どもの貧困や不登校などの児童問題、③外国人やホームレスなどの差別・排除や異文化交流の問題-を指摘している。こうした問題を背景に、地域共生社会は「地域包括ケアシステムの深化」（白澤 2018:536）とされている。

「フォーマルサービス(FS)」について川上（2009:31）は「制度的なサービス」とし、「インフォーマルサービス(IFS)」を「市場原理によって提供されるものと共感原理によって提供されるものとでは、その性格や役割が大きく違っている」とし、ボランティア活動、地区社協等をはじめとする共助・互助活動としている。また、笠原（2009:18）は、FSを「公的な社会資源（制度、専門職など）

による公式の援助」とし、IFSを「家族や友人、隣近所、地域のボランティアなどによる援助」としている。「ボランティア」については、「様々な課題に無償・有償で取り組むインフォーマルな民間の活動」と定義している。

本稿では、これらをまとめ、IFSを「共感原理によって提供される制度化されていない地域におけるボランティア的支え合い活動」とする（笠原 2009:291）。

「高齢者委員会」については、松岡（2005）と福島（2005）は「高齢者住民委員会」と訳しているが、原語の「Ældre råd（エルドア・ロー）」の直訳は「高齢者委員会」であり、その機能からも必ずしも「住民」を挿入する意味は感じられないため、「高齢者委員会」とする。

「エルドア・セイエン」についても、松岡（2005）と原田ほか（2005）は「エルドラセイエン」としているが、原語の「Ældre Sagen」の発音は、「エルドラ」ではなく、「エルドア」のため、原音に忠実にこのままでいく。

## III. 調査結果

### 1. デンマークの高齢者ケアシステム

#### 1) 国の概要



図1. ヨーロッパ地図

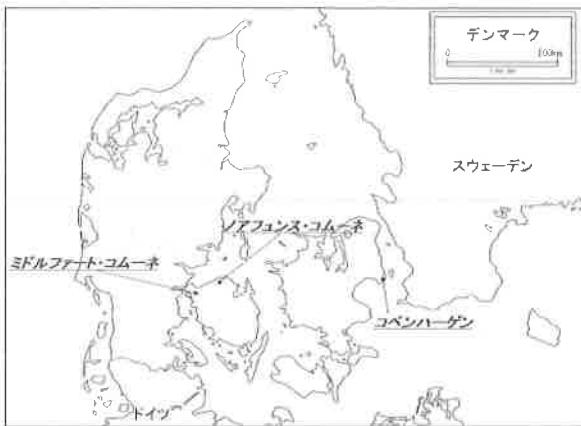


図2. デンマーク地図

デンマークは、ドイツの北、北欧諸国の中で最南部に位置する。面積は43,098 km<sup>2</sup>で、九州(36,783 km<sup>2</sup>)より少し大きな規模である。しかし、国土は平坦で山らしい山は存在せず、一番高い地点のモレホイで標高約171mしかない。可住地面積は日本が32.8%であるのに対し、87%に上る(国土交通省2015)。

この国土に、北海道(約538万人)や兵庫県(約553万人)に近い約578万人が暮らす。

表1. デンマークと日本の比較

	デンマーク	日本
面積	43,098 km <sup>2</sup>	377,873 km <sup>2</sup>
人口	578万1,190人 (2018)	1億2,659万人 (2018)
外国人	12.3%(2016)	1.8%(2016)
平均寿命	女性 82.9(2017) 男性 79.0(2017)	女性 87.14(2017) 男性 80.98(2017)
高齢化率	19.68%(2017)	27.05%(2017)
出生率	1.8(2017) 1.38(1983)	1.44(2016) 1.26(2005)

※各種データから筆者作成

平均寿命は、2017年の女性が82.9歳、男性が79歳である(DANMRAKS STATISTIK:6)。2017年の日本の女性87.14歳、男性80.98歳と比べれば高くはないが、2015年のOECD平均の女性83.1歳、男性77.9歳と比べるとほぼ同じである(Health at a glance 2017)。

## 2)行政の仕組み

デンマークでは2007年、自治体の大合併が実施された。これにより、14のアムト(都道府県に相当)を廃止して5つのレギオーンに、275あったコムーネ(市町村に相当)が98に統廃合された。平均すると、レギオーンは100万人前後、コムーネは5~6万人の規模となった。大合併の目的は、「地方自治体の行政効率化とサービス向上」であり、背景には「人口の高齢化」「グローバル化」「情報知識社会」があったとされる(野口典子編2013:63)。

大合併による自治体規模の変化に伴い、自治体の役割はより明確化され、医療はレギオーン、福祉、初等教育、労働はコムーネが担当することとなった。

福祉分野を所管するコムーネは、日本の特別養護老人ホームに相当する高齢者センター、デイセンター、トレーニングセンター、24時間在宅介護・看護といった福祉サービスを運営しており、ケアプランを作成するヴィジテーターや認知症コーディネーターもコムーネの職員である。デンマークでは福祉サービスの中で民間が占める割合は少なく、コムーネ提供の公的サービスが中心である。

医療を担当するレギオーンは病院を運営している。ここでも民間が占める割合はごくわずかであるが、経済・効率性は常に考慮され、入院日数を可能な限り短縮するために早期退院が行われている。この早期退院を支えるために、地域における在宅看護・介護は24時間体制で整備され、コムーネとレギオーンの連携は密に行われている。

また、すべての医療は登録している自分の家庭医を最初に通さなければならない。家庭医はレギオーンとの契約に基づいて各地域に配置されているが、地域の中ではコムーネと連携しながら、予防接種、

検診、ターミナルケアなどを受け持っている。

### 3) 高齢者福祉

#### (1)高齢者ケアシステム

「地域包括ケアシステム」という概念は日本で造語されたものであり、外国に同様のものを求めるわけにはいかない。しかしながら、高齢者を地域でケアしていくにあたって、実質的には、日本の地域包括ケアシステムに相当するようなケアシステムがデンマークには存在する。中田（2015:216）は、デンマークでは高齢者を中心に、①ヘルスケア・アクティヴィティ（アクティヴィティセンターなど）、②居住（高齢者住宅など）、③ケア（訪問介護・看護など）、④医療、⑤経済（年金、家賃補助など）-といった分野ごとにサービスが連携、展開されているとしている。

デンマークの高齢者ケアシステムの背景として、「基礎自治体をベースとした地方分権」があり、「高齢者に限らず、何らかのケアが必要となった一人ひとりに対し、必要な『住まい』と『ケア』が提供される体制が整っている」としている（中田 2015:203）。さらにデンマークの福祉・介護サービスの特徴について、野口（2013:66）は「徹底した地方分権と住民や当事者参加で運営されている」とし、コムーネにケアシステムの運営の基本的責任がある一方で、住民や当事者参加による地方自治が行われているとする

#### (2)サービスの流れ

ケアシステム内の公的サービスを受給するためにはまず、コムーネに申請しなければならない。申請は、本人のほか、家族、ホームヘルパー、家庭医などでも可能である。認知症が進んで、最近隣人の状態がおかしい、というような通報によってコムーネが動く場合もある。

連絡を受けて、コムーネの「ヴィジテーター」と呼ばれるケアプランを作成する職員が訪問し、プランを作成後、コムーネ内のケアプラン審査チームが決定する。決定に対して不服があれば、不服を申し立てることも可能である。

## 2. 高齢者活動

#### 1) 高齢者委員会全国連盟

以下、質問事項に対する全国連盟事務局、マリアンヌ・ルンスゴー氏の回答と先行研究から補足する。

#### (1)設立経緯と目的

福島（2005）によれば、1975年に社会省は、障害者や高齢者をはじめとした社会的弱者を支援する法律である社会支援法に関して、各コムーネでサービス利用者委員会設置を認める通知を出した。デンマークでは自己決定や社会への影響力を国民のだれもが持つことは大変重要な意味を持つ。この通知以後、各コムーネで高齢者に関するサービス利用者委員会の設置が自発的にはじまり、80年代に増加した。その際の理由は、①高齢者増加、②高齢者の意見を聴く場の必要性、③近隣コムーネで設置による影響増-であった。

こうした背景をもとに、1997年に成立した「社会分野における権利保障法」によって各コムーネで設置が義務化された。同時に、直接選挙で委員が選ばれることになった。高齢者委員会の法制化を進めたカーン・イエスパーセン元社会大臣は、直接選挙を導入した背景として、「幅広いユーザー・インフルエンスの確保」を挙げ、「高齢者個人は、年金受給者団体やそのほかの団体の代表に投票するよう強いられるのではなく、自分の好む高齢者に投票することができるのです」と説明している。1999年に

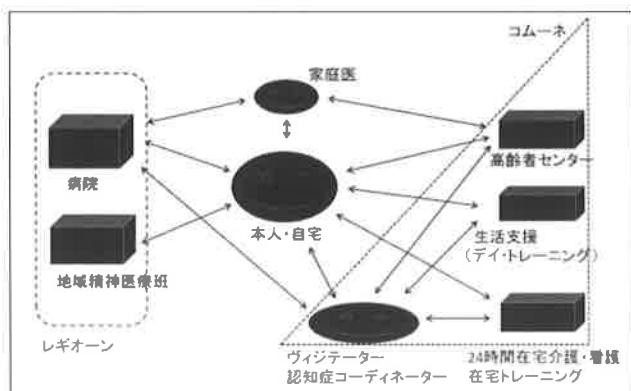


図3. デンマークのケアシステム

※筆者作成

は全国の高齢者委員会が加盟する全国連盟が発足した。

高齢者委員会の設立時から関わってきた全国連盟事務局のマリアンヌ・ルンスゴー氏によれば、高齢者委員会は、ノルウェーとフィンランド、スウェーデン、ドイツ、フランスで存在している。しかし、フィンランドとノルウェーでは委員は自治体からの指名制、他の国はボランティアであり、デンマークだけが公選制を取っている。

#### (2)委員構成、経歴、動機

以下は一般的な各地での高齢者委員会についてである。

- ①委員は60歳以上の現地の住民から4年ごとに直接選挙で選ばれる。
- ②委員は最低5人。男女は半々ぐらいの割合で、70歳以上が多い。以前の職種はさまざまで、元政治家や元市長もいる。
- ③障害者委員会（高齢者委員会の障害者版。しかし公選ではない）との併設もあり得る。
- ④給料は支給されない。しかし、交通費や委員会に出席した参加の手当は支給される。

#### (3)投票率

投票率は全国平均で50%程度。

#### (4)運営

全国の委員会からの会費と国からの補助金で運営。フルタイム換算で職員4人。

#### (5)活動内容

コムーネは高齢者が関わる施策について、常に高齢者委員会の意見を聞くことが義務付けられている。

全国連盟は国からの高齢者に関する諮問に対し、回答する。各地の高齢者委員会の個別の施策には関わらないが、求めに応じてアドバイスする。

#### (6)国との関係

あくまで独立した組織。全国連盟には国から年間約70件の諮問がある。多くは賛否程度だが、15件程度はしっかり吟味した返事が必要な内容であるという。

#### (7)認知症への取組み

国が作成した認知症アクションプランの作成に関

わった。

#### (8)影響力を行使した成功例

コムーネが提供する高齢者ケアサービスのクオリティースタンダード（サービス基準）において、シャワー介助は週1回しか認められていなかった。しかし、各地域からの声をもとに、週2回のシャワー介助をサービス基準に含めるべきだと政府に提言した結果、週2回のシャワー介助がサービス基準になったという。

松岡（2001:220）によれば、フレデリクスベア・コムーネの高齢者委員会では、高齢者施設を巡回するバスが土曜日に運行していなかった。高齢者からの希望が出て、委員会が働き掛けて土曜日運行が実現したという。

#### (9)その他

ルンスゴー氏によれば、コムーネによっては高齢者委員会が形骸化し、行政やコムーネ議会から軽視され、影響力を十分行使できないことが起き得るという。これは、コムーネ議会の一般的な政治活動とは異なり、高齢者委員会は活動はネットなどで公開はしているが、住民の関心の薄さからも日々の業務が見えにくいことに起因する。さらに、市民の声を代弁するとしながら、行政と市議会のはざまに立ち、決議に強制力はなく、十分な立場を取りにくい。通常の委員はボランティア的な立場として参加しているが、委員長や委員があまりにイニシアチブを執ろうとすると、意識のズレから委員会が空回りすることもあるという。

### 2) エルドア・セイエン

エルドア・セイエンの高齢者施策コンサルタント、リッケ・ソーレンセン氏への質問事項への回答内容と先行研究などによる一部補足する。

#### (1)設立経緯と目的

コペンハーゲンを中心に1910年から高齢者の環境をよくするために活動してきた。「孤独な高齢者を守る会」を前身として、1986年10月に全国組織として設立された（原田ほか2005:125）。

エルドア・セイエンのホームページによれば、設立時に掲げられた目的は以下のとおり。

- ①高齢者は同じ価値を持つ国民として認められなければならない
- ②高齢者は自身の生活に関して決定する権利を持たなければならない
- ③高齢者は自身の条件の中で可能な限り自分で対処する可能性を持たなければならない
- ④弱った高齢者は適切で価値あるケアを受けなければならない

そして、2021年までの現在の目的は以下のとおりである。

①良き労働生活と確実な収入に基づいた全人生

②健康で積極的な生活を持った全人生

③強力な介護と福祉

④共生と存在

⑤さらなる促進

## (2)会員

ソーレンセン氏によれば、1986年の設立年の会員数は、約87,000人から年々増え続け、現在の会員数は、814,859人(2018年1月時点)。50歳以上のデンマーク人の3分の1が会員となる計算である。デンマークの高齢者自身による最大のボランティア団体であり、ボランティア団体としても赤十字に次ぐ2番目の大きさである。

各コムーネに最低1支部あり、全部で計215支部ある。現在のコムーネ数の98よりも多いのは、コムーネが合併しても支部は必ずしも統合されず、旧コムーネの地域ごとに支部が残ることもあるからである。こうしたコムーネでは、複数の支部の連携を図るまとめ役が置かれる。

全国は10地区に分けられ、それぞれから代表が出される。代表数は計224人で、その中から9人の理事が選ばれる。そのほか、全国組織には1人の事務局長があり、職員が128人雇用されている。

高齢者ボランティア団体ではあるが、高齢者だけが会員になるわけではなく、規定上は18歳以上の成人であればだれでもなれる。しかし、提供するサービスは高齢者向けであり、50代から60代にかけて会員になることがもっとも多いという。

エルドア・セイエンの活動を担うのは、高齢者自身であるが、一般会員はサービスなどを受けるだけ

で、活動を担う「活動的ボランティア」は、全国で現在、19,400人が登録している。活動的なボランティアの平均年齢は70.6歳で、3人のうち2人が女性である。

## (3)活動内容

エルドア・セイエンの活動は、主に会費によって支えられている。会費は独り暮らしの場合は年間250kr(デンマーククローナ、約4,500円)、夫婦の場合は2人で年間410kr(約7,380円)である。

年間約7万回のイベントやアクティヴィティーを全国の支部で開催している。会員であれば、割安な参加費用でさまざまなイベントやアクティヴィティーに参加できる。たとえば、歌と一緒に歌う催しが地域の集会所で開かれたとして、コーヒー付きで会員30kr(約540円)、非会員40kr(約720円)の参加費、という仕組みである。

主な活動は以下の表2のとおり。歌の集い、映画上映会、バス旅行、講演会などさまざまなイベントやアクティヴィティーを開催しているほか、「ITとテクノロジー」では、地域に暮らす高齢者で、IT関連で働いていたり、その分野に精通しているボランティアが、講習会を開催したり、訪問してIT機器の整備や利用の手伝いを行う。デンマークはデジタル化が大変進んでおり、役所への申請から銀行の支払いまでさまざまな手続きがネットで行われているため、デンマークの高齢者が社会の中で生活するにあたって、ITのサポートはとても大切である。

「地域での影響力」とは、エルドア・セイエン自身は、特定の政党とは無関係で、直接的な政治へ関与する仕組みがあるわけではない。しかし、全国の高齢者に日々、直接関わっており、かつ高齢者の環境・状況に関する調査・研究も常に行っており、情報も多い。そこで、国やコムーネに対し、環境改善に向けて働き掛けることが多い。

「社会人道的取り組み」は、弱った高齢者へ地域で暮らし続けるための安心感と一人ではないという共生感を生み出すための取り組みである。その中で、「寝ずの番」とは、ターミナルケアを受けている身寄りがない高齢者に対し、一定の時間寄り添つてあげるというボランティアである。ただし、なに

がしかのケアの手伝いをするわけではなく、あくまで精神的なサポートである。また、「訪問の友」とは、独居で話し相手がない高齢者に対し、1~2時間程度、訪問して話し相手、散歩相手、医者と一緒に行く、などのサポートをする。「おしゃべりカフェ」は集って話す場である。「横に座る人」は、コムーネ職員や医師らとの話し合いで、発語や理解が難しかったり、独りでは心もとないという高齢者に対し、そばにいて手助けをするボランティアである。このボランティアは専門性も必要なため、2日間の講習を受けることになっている。

「学校の友」「幼稚園の友」「読書おばさん」は、子供たちとの関わりを持つものである。

「社会分析」では、「地域での影響力」にも関連し、エルドア・セイエンは政治団体ではないが、高齢者のアクティヴィティーを提供する団体であり、地域において不可欠の存在である。そのためコムーネや国に大きな発言力があり、その影響力を裏付けるためのデータを得る調査を積極的に行ってい

表2. エルドア・セイエンの主な活動内容

イベント・アクティヴィティー	歌の集い、映画上映会、バス旅行、語学教室、講演会などさまざま
ITとテクノロジー	IT利用者が取り扱かりや操作に慣れるのを助ける。地域のITに慣れた高齢者が訪問して手伝うこともある。
地域での影響力	コムーネにおけるエルドア・セイエンの政治的案件について話す。
運動と健康	健康または弱った高齢者両方への運動
組織の業務	理事会、事務、会計、編集、秘書など
PRとコミュニケーション	ウェブサイト、ローカルページの編集、マスコミ対応
社会人道的取り組み	弱った高齢者への安心感と共生感の創造

	Ex. 「寝ずの番」、「訪問の友」、「おしゃべりカフェ」 「横に座る人」
世代の出会い	「学校の友」、「幼稚園の友」、「読書おばさん」など
孤独	食事のアレンジなどで孤独感を減らす
社会分析	高齢者の環境や状況について調査、分析し、政治への影響力を行使するための戦略を立てる
アドバイス	電話などでの相談を弁護士やソーシャルワーカーが応じる

※ソーレンセン氏説明資料(2018)をもとに筆者加筆

#### (4) 高齢者委員会と国との関係

高齢者委員会と国とは直接的な関係はない。しかし、さまざまな調査を実施して得た情報をもとに、高齢者の環境改善に向けて、全国の支部とともに働きかけを行う。

#### (5) 取り組み事例

国が住居手当の取得条件を2017年により厳格に変更しようとしていたが、これまでの調査結果をもとに、高齢者の環境が大きく変わると反対した結果、変更にはならなかった。

#### (6) 認知症への取り組み

高齢者が増加する中、重点を置いて、調査研究や対応について取り組んでいる。

### 3) ミドルファート・コムーネ

#### (1)概要

ミドルファート・コムーネはデンマーク中南部のフュン島西部に位置する。フュン島からユトランド半島にわたるリレベルト大橋があり、国内の交通の要衝である。

コムーネの面積は298.8 km<sup>2</sup>で、2017年の人口は約38,095人。65歳以上人口は約8,343人で、高齢化率は21.9%である。2029年には26.2%にまで上昇するとみられている(Middelfart Kommune 2017:5)。

コムーネの予算は 2018 年度当初予算案で約 22 億 5,000 万 kr(約 406 億円)、そのうち地方税が約 18 億 1,600 万 kr(約 327 億円)で約 80.6%を占める。

## (2)ミドルファート高齢者委員会

ハンナ・ラウリットセン氏へのヒアリングとミドルファート・コムーネのホームページによる。

### ①目的

1. すべての高齢者住民は、権利を有し、必要とする個人サービスを受ける
2. 予防は可視的に
3. 高齢者は満足する
4. 住民、政治家、中央委員会、公務員とよい協働を行う
5. 高齢者分野の予算は重視される開発プロジェクトを反映する

### ②委員構成、経歴、動機

2018 年 8 月時点で、委員 9 人で、男女の構成は男 4 人、女 5 人。ヒアリングに応じたハンナ・ラウリットセン氏は、35 年間市議を務め、「積極的な生活を続けたい」との動機から立候補し、2017 年 11 月の選挙で当選した。

### ③選挙の投票率

ネット投票を導入したため、2017 年 11 月は 32.8%に低下。

### ④運営

委員会には、委員長、副委員長、会計の役職があり、そのほかは一般の委員。毎月 1 回、第 4 木曜日に委員会が開かれる。一回の案件は平均して 10 件ぐらいで、所要時間は 2 時間ぐらい。

### ⑤委員会の活動内容、範囲

扱う案件は、多岐にわたるが、予算、建設、交通、介護に関することが多い。

### ⑥委員会と議会、市役所との関係

市役所職員が事務局を担っており、予算などの複雑な事案の場合は担当職員が説明に来る。年 3 回、コムーネ議会の社会委員会と「カフェ会議」という名称の非公式の意見交換会を開く。

### ⑦認知症への取り組み

注目しているとのみ回答。

### ⑧影響力を行使できた事例

デンマークでは昔からの習慣で温かい料理は昼食に出し、夕食にはサンドイッチなどの冷たい食事を取るのが普通で、高齢者の施設や在宅ケアの配食でも同じであった。しかし、時代とともに生活習慣も変化してきており、夕食に温かい料理を食べたいという要望が高まり、高齢者委員会がその声を受けてコムーネに掛け合い、実現に成功したという。

## (3)エルドア・セイエン・ミドルファート

ヘルイエ・ピーター・セン理事長へのヒアリングとエルドア・セイエン・ミドルファートのホームページによる。

### ①目的

年齢に関わらず、すべての成人が自身の生活に関して決定し、意味ある生活を送り、社会に積極的に参加することを可能とする権利を持てるよう努める。

### ②会員

理事会は、7 人の理事で構成されており、秘書が 1 人いる。年間 10 回理事会が開かれる。会員数は約 6,000 人。そのうち 120 人が活動的ボランティアで、さらにそのうち 40 人が、専門性が必要な特定業務を行っている。

### ③活動内容

4 つの部会が存在し、それぞれが担当する分野で活動が行われている。

#### 1. 社会人道的活動

#### 2. 訪問の友

#### 3. 認知症

#### 4. イベントやアクティヴィティーの調整

### ④高齢者委員会と市（国）との関係

高齢者委員会や市とはあくまで独立した関係。特別な連携はしていない。

### ⑤取り組み事例

市内各地域に計 52 の組合・協議会があり、それらと連携し、イベントを開催している。

### ⑥認知症への取り組み

認知症だけではなく、精神疾患を抱えた高齢者らへ一緒に食事を作つて食べる活動をしている。

## 4) ノアフェンス・コムーネ

### (1)概要

フュン島北部に位置するコムーネで面積 452.72 km<sup>2</sup>. 人口 29,517 人 (2018) で高齢化率 22% (Nordfyns kommune 2018). コムーネの 2019 年度予算は約 18 億 kr(約 324 億円) (Nordfyns kommune 2019).

### (2)ノアフェンス高齢者委員会

千葉忠夫氏へのヒアリングとノアフェンス・コムーネのホームページによる.

#### ①設立経緯と目的

ノアフェンス・コムーネでは、高齢者委員会 (Elderråd) は、シニア委員会 (Seniorråd) と呼ばれる。「高齢者」よりも「シニア」の方が響きがいい、との判断で 2013 年に変更された。

ホームページによれば、目的は以下のとおり。

1. コムーネの高齢者施策を発展、強化させる
2. 高齢者の問題がコムーネ議会に提案されることを確実にする

#### ②委員構成、経歴、動機

委員は 11 人。委員長は以前、地域誌の編集者をしていた。

#### ③選挙の投票率

2017 年 11 月に統一地方選と共に実施された選挙の投票率は 72.98% であった。

#### ④運営

コムーネ職員が事務局を務める。委員会は年 10 回程度開催される。秋の予算確定の時期は頻繁に開催される。委員は、委員会出席のための交通費と時間あたりの手当が支給される。これは、高齢者委員会だけではなく、公の業務に携わった場合に公的に支給される基準に則ったものである。

#### ⑤委員会の活動内容、範囲

以下の内容を話し合って結果をコムーネや議会に提案する。

1. 年間予算
2. コムーネのクオリティスタンダード
3. 高齢者向け建物の計画

#### 4. 高齢者向けの交通手段、環境、入り口整備

#### 5. 文化サービス、図書館

#### 6. 保健

#### 7. 食事

#### 8. コムーネの高齢者施設への監査報告

#### 9. 諮問

#### ⑥委員会と議会、市役所との関係

友好的関係にある。

#### ⑦認知症への取り組み

アルツハイマー協会と連携

#### ⑧影響力を行使できた事例

高齢者の緊急入所のための部屋確保

## (3)エルドア・セイエン・ノアフェン

ビアギッテ・マドセン副理事長へのヒアリングとエルドア・セイエン・ノアフェンのホームページによる。

#### ①設立の経緯と目的

全国的に支部設立の流れの中で 1987 年 10 月 23 日に設立され、最初の会員数は 43 人ではじまった。

#### ②会員

約 4,000 人。活動的ボランティアは約 20 人。ボランティアに対して交通費を支給する。理事会の理事は 8 人で、毎月 1 回会議を開く。理事になる動機は、「時間がある」「前任者から声を掛けられる」「前の仕事の続き」とさまざまである。

#### ③活動内容

拠点を 4 か所に設け、それぞれで活動している。

#### ④高齢者委員会とコムーネとの関係

あくまでもボランティア団体のため、特別な関係はなし。しかし、高齢者に身近に接しているため、ニーズをくみ取り、コムーネに伝えることはある。

#### ⑤取り組み事例

高齢者向けの運動教室。2 人乗り自転車を購入し、アクティヴィティーに使用する。

#### ⑥認知症への取り組み

様々な取り組みに認知症対応の意識を盛り込む。

## IV. 考察

デンマークの高齢者委員会とエルドア・セイエンの活動を、全国レベルとノアフュンス・コムーネ、ミドルファート・コムーネの支部レベルからみてきた。以下、高齢者委員会とエルドア・セイエン、そしてそれらを合わせたデンマークの高齢者の主体的な活動に分けて考察する。

### 1. 高齢者委員会

高齢者委員会は、高齢者自身が自らに関連する施策に声を挙げられる仕組みとして機能している。「公共サービスを享受する特定のユーザー（利用者）を、地方自治体の政策決定および実施過程に直接参加させる」「ユーザーデモクラシー」（朝野ほか2005:i）が生まれた国として、世界でも珍しい仕組みである。国や地方自治体も公選で選ばれた委員会の声を諮問などの形でしっかりと反映させ、高齢者本位の施策を実現させていた。

ただ、2つのコムーネを比べるに、ミドルファートでは、ルンスゴー氏が「機能しているひとつ」というだけに、現実的な社会的課題こそあれ、市役所や市議会との連携を含めた運営は機能していた。一方、ノアフュンでは、市議会などとの連携において、あまり積極的な姿勢は伺えなかった。コムーネによって議会との間に温度差があるのが見受けられた。

また、ルンスゴー氏が言うように、実質的決定権を持たない高齢者委員会が形骸化する危険性についても存在していた。

しかし、水谷（2002:91）は「昨今、わが国の地方自治において地方議会は、地方政府の行政官僚制を適切にチェックすることが困難で、時代の課題に十分に取り組むことができていない」と指摘し、デンマークの高齢者委員会や高齢者、議会との協働が「NPOを含む市民・住民の参加を政策過程の政策立案や政策決定の段階にいかに組み込むかを考える」のに参考になるとしている。高齢者が“高齢者”としての権利を保持しながら、自らの状況改善のために主張できる高齢者委員会のような仕組みは、日本

においても市民会議、地域ケア会議などで部分的にはみられるが、決して制度として普遍的に利用されているとはいはず、今後の日本の取組みへの示唆に富む。

### 2. エルドア・セイエン

全国レベル、コムーネレベルでの会員加入率はとても高い。全国では高齢者人口約110万人に対して約80万人と8割近くがエルドア・セイエンに会員登録している。背景には、地域におけるインフォーマルサービスを提供するエルドア・セイエンへの期待値の高さもある一方で、デンマーク人は、成人期の労働人生のころから労働組合への加入に慣れ、組織を生活向上の手段に使っていることが挙げられる。2016年の労働組合の組織率（労働政策研究・研修機構2018:226）では、日本が17.3%に対し、デンマークは67.2%である。デンマークの「労使は『社会的パートナー』と呼ばれ、職業教育プログラムの作成等多くの分野で積極的な役割を果たしている」

（日本弁護士連合会2011:2）ことがひとつの要因として挙げられるが、デンマーク人が「ユーザーデモクラシー」を実践し、主体的に人生を生きていく姿勢も考えられる。原田ほか（2005:124）は、エルドア・セイエンなどの高齢者ボランティア団体は「高齢期の人生を受け身ではなく主体的に選び取っていく人々の姿、そして自らによって自らを支えようとする仕組み」としており、そこには高齢者が自ら参加し、自己決定をしながら、有意義な人生を続けていく姿勢が伺える。

組織率の高さからか、コムーネレベルでは、拠点を複数設置したり、地域組織と連携したりすることが可能となっていた。両コムーネでは、活動的ボランティアには大きな違いはあったが、ノアフュンでは活動の維持のために、満遍なくではなく、拠点化を行うことで補おうとしていた。これはノアフュンは面積が広く、人口もより希薄であることが影響しているとみられる。

### 3. デンマークの高齢者の主体的な活動

高齢者委員会とエルドア・セイエンいずれの活動

も、デンマークの高齢者の主体的な活動の実践であり、同時にその活動を支えているものと言える。公的な福祉サービスが充実しているデンマークだが、それでもサービスが不十分であったり、時代にマッチしていない点は出てくる。そうした点に対して高齢者委員会という高齢者自らが意見を言う場が確保されている。だが公共任せにはせず、エルドア・セイエンとして自らが活動することでインフォーマルサービスでサービスを補完していく。しかしながら、あくまでフォーマルサービスを補完する役割が前提ではなく、主体的な意思に基づくインフォーマルサービスである。

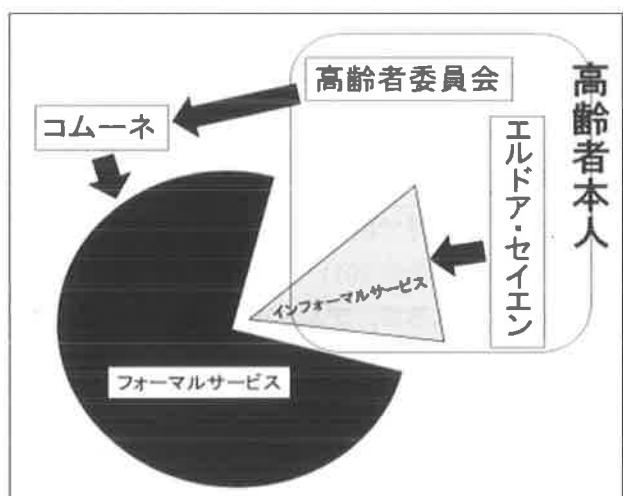


図4. デンマークの高齢者本人が関わる仕組み  
※筆者作成

日本においても、自治会や町内会という地域単位でのさまざまな自主活動が存在している。そこには、黒岩（2014:59）は「専門職ではなく、地域住民だからこそ気づくことのできるニーズに対応したサービスや、地域住民ならではのサービスを提供することにこそ、住民参加型在宅福祉サービスの今日的意義がある」とし、インフォーマルサービスの重要性は認められる。しかし、「介護保険制度のサービスに届かない部分や介護保険制度のすき間のニーズに対して、ボランティア精神をもって自由闇達に対応している住民グループが、市を中心とした地域包括ケアシステムの中に組み込まれることにより、

そのモチベーション等に影響を与えないかとの懸念もある」（木村 2015:115）とされる。つまり、高齢者主体の活動は、地域においてフォーマルサービスの補完を前提としたものであってはならないのである。

その点で、デンマークでは、あくまでフォーマルサービスに責任があり、そこに高齢者自身が関与しながら、インフォーマルサービスの利点も生かしていると言える。日本でも、まずは高齢者の関与の下にフォーマルサービスを充実させたうえで、高齢者自身が提供するインフォーマルサービスとの関係を発展させていくことが大切である。

## V. おわりに

超高齢社会である日本において、高齢者は地域における中心的存在となっていっている。国がうたっている「地域共生社会」を創造するためには、地域の高齢者の活躍なくしてはできないだろう。この活躍を支える手段として、高齢者への施策に高齢者自身が物申す高齢者委員会と、とても高い組織率で地域のインフォーマルサービスを実践していくエルドア・セイエンの活動は示唆に富むものであった。

本稿では、デンマークの高齢者の主体的な活動に焦点を置いたため、日本との比較は不十分であった。日本になぜ主体的な施策へのチェック体制が築けないのか、日本にもある住民活動がなぜ全国的な運動へつながっていないのか、もちろんデンマークと同じ仕組みがあれば日本の社会が必ずしもよくなるわけではないが、本人が主体となる活動は必ず本人のためになるものである。

今後はデンマークの高齢者委員会の各コムーネでの活動実態やエルドア・セイエンの組織率の背景について深め、一方で、日本の高齢者主体の活動についての現状について研究をすすめ、応用策を検討することで、真に本人のためとなる社会の創造に寄与していきたい。

### 注

- 1) エルドア・セイエンだけではなく、ほかにも高

齢者ボランティア団体は存在する。「エルドア・モビリセアイング」(高齢者関連団体の集合体)と「ダンスク・シニオア」(会員数13万人), 「ファオリー・シニア」(同23万人)などがあり、各地域においてエルドア・セイエンと同様の活動もしている。

### 引用・参考文献

- 朝野賢司・生田京子・西英子・原田亜紀子・福島容子(2005)「デンマークのユーザー・デモクラシー」新評論,
- Ældre Sagen(2019)「Ældre Sagen Nordfyn」  
(<https://www.aeldresagen.dk/lokalafdelinger/nordfyn>, 2019.3.25)
- Ældre Sagen(2019)「Ældre Sagens historie」  
(<https://www.aeldresagen.dk/om-aeldresagen/aeldresagen/organisation/saadan-arbejder-vi/vores-historie>, 2019.3.25)
- Ældre Sagen(2019)「Ældre Sagen Middelfart」  
(<https://www.aeldresagen.dk/lokalafdelinger/middelfart>, 2019.3.25)
- OECD(2017)「Health at a glance 2017」
- 笠原幸子(2009)「介護福祉用語辞典」住居広士編, ミネルヴァ書房
- 川上富雄(2009)「社会福祉基礎構造改革と地域支援」社団法人日本社会福祉士会編,『社会福祉基礎構造改革と地域支援 新 社会福祉援助の共通基盤 第2版(下)』中央法規, 22-37
- 木村素子(2015)「住民主体によるインフォーマルサービスの課題とその支援について—住民グループ代表へのグループ面接をとおしてー」『帝塚山大学心理学部紀要』4, 115-125
- 黒岩亮子(2014)「高齢者福祉における支え合い活動の展開と課題—住民参加型在宅福祉サービスを事例としてー」『社会福祉研究』119, 57-64
- 小池直人(2017)「デンマーク共同社会の歴史と思想—新たな福祉国家の生成」大月書店
- 白澤政和(2018)「地域包括ケアシステムは機能するか(vol. 5) 地域包括ケアシステムの深化としての地域共生社会の実現に向けて」『医学の歩み』267(7), 536-542
- 錢本隆行(2018)「デンマークの高齢者ケアシステムの日本への有効性について」『日本医療大学紀要』4, 3-12
- DANMARKS STATISTIK(2018)「DANMARK I TAL 2018」
- 内閣府(2016)「ニッポン一億総活躍プラン」
- 中田雅美(2015)「高齢者の『住まいとケア』からみた地域包括ケアシステム」明石書店
- 日本弁護士連合会貧困問題対策本部(2011)「デンマーク調査報告書」
- 野口定久(2018)「ゼミナール 地域福祉学 図解でわかる理論と実践」中央法規
- 野口典子編(2013)「デンマークの選択・日本への視座」中央法規
- Nordfyns Kommune(2018)「Befolkningsprognose 2018-2030」
- Nordfyns Kommune(2019)「Budget2019」  
(<https://www.nordfynskommune.dk/Om-Kommunen/Generel-information/Budget-og-regnskab/Budget-2019>, 2019.3.26)
- Nordfyns Kommune(2019)「Seniorrådet」  
(<https://www.nordfynskommune.dk/Politik/Raad-naevn-og-udvalg/Raad/Seniorraadet>, 2019.3.25)
- 船曳建夫(2003)「『日本人論』再考」NHK出版,
- 松岡洋子(2001)「『老人ホーム』を超えて—21世紀◆デンマーク高齢者福祉レポート」クリエイツかもがわ
- 松岡洋子(2005)「デンマークの高齢者福祉と地域居住 最期まで住み切る住宅力・ケア力・地域力」新評論
- 水谷利亮(2002)「デンマークの高齢者住民委員会と市民参加—転換期の保健福祉政策における地方自治のあり方をめぐって」『高知短期大学研究報告. 社会科学論集』83, 89-116
- Middelfart kommune(2017)「Befolkningsprognose 2017-29」
- Middelfart kommune(2018)「Budget 2018」
- Middelfart kommune(2019)「Aldererådet」  
(<https://www.middelfart.dk/Borger/Aeldre/Aeleradet>, 2019.3.25)

Rikke Sørensen(2018)「Ældrer Sagen」説明資料  
労働政策研究・研修機構(2018)「データブック国際  
労働比較 2018」

## Summary

In the super aged society, the presence of elderly people in the local communities is increasing. And to become a society where the community can live safely, securely and richly for the elderly, involvement of the elderly person himself has become necessary. However, Japanese are not good at subjective involvement and tend not to take volunteer and political involvement positively.

Meanwhile, in Denmark, the elderly committee established in each local government is selected by direct election from elderly people aged 60 or older, and it has a great influence as an advisory body for policies of local governments for the elderly.

In addition, elderly volunteer organization, "Ældre Sagen" who performs volunteer activities of the community by the elderly as the subject, carries much of local informal service and realizes society for the elderly. In this paper, the purpose of the elderly committee and Ældre Sagen are to study and to present suggestions for subjective activities of Japanese elderly people who should be more necessary in the future.

Key words: elderly, subject, Denmark, elderly committee, volunteers

【研究報告】

## 高等教育機関に所属する学生の抑うつ症状と 首尾一貫感覚 (Sense of Coherence) およびレジリエンスとの関連 ～性別検討～

Relationship Among Depression Symptoms , Sense of Coherence and Resilience in  
University Students  
– Examination by gender –

米田 龍大(北海道医療大学大学院看護福祉学研究科 修士課程)  
志渡 晃一(北海道医療大学大学院看護福祉学研究科)  
松本 望 (北海道医療大学看護福祉学部)

### 要旨 :

高等教育機関に所属する学生（以下；学生）の抑うつ症状（以下；CES-D）の予防に向けた示唆を得ることを目的として、CES-D と首尾一貫感覚（以下；SOC）およびレジリエンスとの関連について男女別に検討を行なった。学生 2,523 名を対象とした（有効回答数：1,983 名：男性 621 名、女性 1,362 名）。目的変数を CES-D、説明変数を SOC および精神的回復力尺度（以下；ARS）の合計点および各項目とした。高うつ群（CES-D16 点以上）該当率は男性 44.6%、女性 50.7% であり、女性の該当率が有意に高かった（ $p=0.01$ 、Fisher の直接確率検定）。ロジスティック回帰分析（調整変数：年齢）の結果、CES-D と SOC および ARS 合計点との関連について、男女ともにそれぞれに独立性が示唆された。CES-D と SOC および ARS 各項目との関連についてロジスティック回帰分析（調整変数：年齢）を行なった結果、男女ともに計 12 項目（男性：SOC5 項目、ARS7 項目。女性：SOC6 項目、ARS6 項目）で独立した関連が認められ、該当項目には男女差が示された。

Key word : 大学生、抑うつ、首尾一貫感覚 (Sense of Coherence)、レジリエンス (Resilience)

### I. はじめに

高等教育機関に所属する学生（以下；学生）の多くが該当する 10 代後半から 20 代にかけての死因別死亡率第一位は「自殺」である（厚生労働省 2017）。自殺のリスク要因の中でも、うつ病は重大なリスク要因と指摘されている（内田 2010；WHO2012 : 17）。自殺まで至らない場合でも、うつ病は生活の質（Quality of Life；以下 QOL）に悪影響を与える可能性が示唆されており（中根 2006），学生の抑うつ症状の予防は自殺予防と健康で有意義な学生生活の実現にむけた喫緊の課題である。

著者らは疫学的指標（The Center for Epidemiologic Studies Depression Scale；以下 CES-D）を用いて、学生の抑うつ症状と関連要因に関する継続的な研究を行なっている（木口・米田・安藤・ほか 2017；峯岸・上原・佐藤・ほか 2013；志渡・米田・吉田 2014；米田・児玉・小川・ほか 2018）。これまでの研究では、学生の約半数が抑うつ症状を示しており、これは他の研究結果とも一致している（江口・山口・種市 2017；藤井・桑田 2016；小西・百武 2015；庄司・堀内・青木 2017）。同研究では、抑うつ症状の予防要因として生活習慣の改善、主観的幸福感等の向上、首尾一貫感覚（Sense of Coherence；以下 SOC）やレジ

リエンス (Resilience) の強化が有効である可能性を示唆している (木口・米田・安藤・ほか 2017; 峯岸・上原・佐藤・ほか 2013; 志渡・米田・吉田 2014; 米田・児玉・小川・ほか 2018)。

抑うつ症状の予防要因の中でも, SOC (「自分の生きている世界は首尾一貫している, 筋道が通っている, 脇に落ちるという感覚 (山崎・戸ヶ里, 2017)」) は, 一貫して抑うつ症状と強い負の相関を示しており, 抑うつ症状の重要な予防要因である (木口・米田・安藤・ほか 2017; 峯岸・上原・佐藤・ほか 2013; 志渡・米田・吉田 2014; 米田・児玉・小川・ほか 2018)。一方, 「逆境, 外傷, 悲劇, 脅威, さらには重大なストレス源にも適応する能力 (American Psychological Association(2012))」を示すレジリエンスも抑うつ症状と負の関連を示すことが報告されている (平野 2012; 田中・児玉 2010; 立石・立石 2011; 米田・児玉・小川・ほか 2018)。また, SOC とレジリエンスは類似概念だといわれているものの, 抑うつ症状に対して, それぞれ独立に負の関連を示す可能性が示唆されている (米田・児玉・小川・ほか 2018)。

うつ病発症の性差には器質的要因に加えて, 社会的要因との関連も示唆されており (高橋 2003), 予防要因についても男女別に検討する必要が考えられる。しかし, 類似概念である SOC とレジリエンスが抑うつ症状に対して独立に負の関連を示すか, 男女別に検討した研究はみられない。そこで本研究では, 学生の性別に合わせた抑うつ症状の予防策を検討するための資料を得ることを目的として, 男女別に SOC とレジリエンスがそれぞれ独立に抑うつ症状と負の関連を示すか検討する。さらに, より簡易かつ感度の高い抑うつ症状の予防策検討にむけた示唆を得るために, 抑うつ症状の予防要因である SOC とレジリエンスの各項目から, 特に抑うつ症状と関連の強い項目の探索的抽出, 検討を行うこととした。

## II. 方法

### 1. 期間・対象・実査方法

2018年4月から8月に北海道内にある12の高等教育機関（大学および専門学校）に所属する学生2,523名を対象として, 無記名自記式質問紙票を用いた集合調査を行った。

### 2. 調査項目

調査項目は, 1) 基本属性 (性・年齢), 2) CES-D 日本語版 20 項目, 3) SOC 日本語版 13 項目, 4) 精神的回復力尺度 (Adolescent Resilience Scale 以下; ARS) 21 項目, 計 56 項目とした。

### 3. 集計・分類方法

回収した質問紙票をもとにデータセットを作成した (Microsoft Excel を使用)。質問紙票の回収数は 2,171 名 (回収率 86.0%) であった。調査項目の回答に不備のあった者を除外した 1,983 名 (有効回答率 78.6%) を分析対象とした。

#### 1) CES-D

抑うつ症状の測定には CES-D を用いた。CES-D は 20 項目 4 件法であり, 規定の方法にて合計点を算出した。合計点は 0 点から 60 点の範囲に分布する。Cut off 値は先行研究 (木口・米田・安藤・ほか 2017; 島・鹿野・北村・ほか 1985) を参考に 16 点とした。16 点以上を「高うつ群」, 16 点未満を「低うつ群」として 2 群に分類した。

#### 2) SOC

SOC は 13 項目 7 件法であり, 各項目で「1 点 : とてもよくある」から「7 点 : まったくない」のうち, 該当するものひとつを選択してもらった。合計点は規定の方法にて算出し, 13 点から 91 点の範囲に分布する。SOC は先行研究において, 把握可能感 5 項目, 処理可能感 4 項目, 有意味感 4 項目の 3 下位尺度が設定されている (戸ヶ里・山崎 2005)。合計点の Cut off 値は先行研究 (戸ヶ里・山崎・中山ほか 2015) を参考に 59 点とし,

59点以上を「高SOC群」、59点未満を「低SOC群」として2群に分類した。各項目のCut off値は、1点から3点を「s該当群」、4点を「s中間群」、5点から7点を「s非該当群」として3群に分類した。

### 3) ARS

ARSは21項目5件法であり、項目ごとに「1点：いいえ」から「5点：はい」のうち、最も当てはまる点数を選択してもらった。合計点は規定の方法にて算出した。合計点は21点から105点の範囲に分布する。合計点のCut off値は先行研究（児玉・米田・小川・ほか2018）を参考に74点とした。74点未満を「低ARS群」、74点以上を「高ARS群」として2群に分類した。下位尺度は、新奇性追求7項目、感情調整9項目、肯定的な未来志向5項目が設定されている（小塩・中谷・金子・ほか2002）。項目ごとのCut off値は1点から2点を「a非該当群」、3点を「a中間群」、4点から5点を「a該当群」として3群に分類した。

### 4. 解析方法

解析にあたり、目的変数をCES-D、説明変数をSOC合計点および各項目、ARS合計点および各項目とした。CES-DとSOC合計点およびARS合計点との関連は単変量解析としてFisherの直接確率検定、多変量解析としてロジスティック回帰分析（ステップワイズ法、調整変数：年齢）を用いて関連を検討した。CES-DとSOC各項目およびARS各項目との関連は単変量解析としてロジスティ

ック回帰分析、多変量解析としてロジスティック回帰分析（ステップワイズ法、調整変数：年齢）を用いて関連を検討した。

### 5. 倫理的配慮

調査対象となる学生に対し、1)公表に当たり、結果は統計的処理を行い、個人が特定されることはないこと、2)得られたデータは研究以外の目的での使用はしないこと、3)調査への参加・不参加により不利益を被ることはないこと等を書面及び口頭で十分に説明し、同意した対象者のみ質問紙票に記入を依頼した。北海道医療大学看護福祉学部・看護福祉学研究科倫理委員会の承認を得て行った（承認番号：17N024024）。

## III. 結果

### 1. 対象者の基本属性・尺度の分布

表1に対象者の基本属性および各尺度の得点分布を示した。対象者の基本属性は男性621名、女性1,362名であり、年齢（平均±標準偏差[以下；SD]）は男性 $19.2 \pm 1.1$ 歳、女性 $19.5 \pm 1.9$ 歳であった。

CES-D得点（平均値±SD）は男性 $15.8 \pm 9.3$ 点、女性 $17.2 \pm 9.6$ 点であった。高うつ群の該当率は男性44.6%（277名）、女性50.7%（690名）であり、男性と比較し、女性で高うつ群の該当率が有意に高かった。

SOC得点（平均値±SD）は男性 $50.6 \pm 10.7$ 点、女性 $48.7 \pm 9.7$ 点であった。高SOC群の該当率は

表1. 基本属性・各尺度の分布

N	平均年齢	CES-D			p	SOC			ARS			N(%)
		平均値	高うつ群	p		平均値	高SOC群	p	平均値	高ARS群	p	
男性	621	$19.2 \pm 1.1$	$15.8 \pm 9.3$	277 (44.6)	0.01	$50.6 \pm 10.7$	131 (21.1)	<0.01	$71.0 \pm 12.9$	263 (42.4)	0.49	
女性	1362	$19.5 \pm 1.9$	$17.2 \pm 9.6$	690 (50.7)		$48.7 \pm 9.7$	192 (14.1)		$70.8 \pm 11.9$	554 (40.7)		

CES-D: the Center for Epidemiologic Studies Depression scale.

SOC: Sense Of Coherence.

ARS: Adolescent Resilience Scale.

高うつ群: CES-D得点16点以上。高SOC群: SOC得点59点以上。高ARS群: ARS得点74点以上。

p: Fisherの直接確率検定

男性 21.1% (131名), 女性 14.1% (192名) であり, 女性と比較し, 男性で該当率が高かった. ARS 得点 (平均値±SD) は男性  $71.0 \pm 12.9$  点, 女性  $70.1 \pm 11.9$  点であった. 高 ARS 群の該当率は男性 42.4% (263名), 女性 40.7% (554名) であり, 性別で有意差は認められなかった.

表2. CES-DとSOC合計点およびARS合計点との関連

男性				女性			
高うつ群 277 (100.0)	低うつ群 344 (100.0)	$P_1$	$P_2$ OR (下限 - 上限)	高うつ群 690 (100.0)	低うつ群 672 (100.0)	$P_1$	$P_2$ OR (下限 - 上限)
高SOC群 15 ( 5.4)	116 ( 33.7)	<0.01	0.16 (0.09 - 0.28)	29 ( 4.2)	163 ( 24.3)	<0.01	0.21 (0.14 - 0.32)
高ARS群 62 ( 22.4)	201 ( 58.4)	<0.01	0.28 (0.19 - 0.41)	171 ( 24.8)	383 ( 57.0)	<0.01	0.32 (0.25 - 0.41)

$P_1$ :Fisherの直接確率検定

$P_2$ :ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法, 調整変数:年齢)

OR: Odds Ration

CES-D: the Center for Epidemiologic Studies Depression scale.

SOC: Sense Of Coherence.

ARS: Adolescent Resilience Scale.

高うつ群: CES-D得点16点以上. 高SOC群: SOC得点59点以上. 高ARS群: ARS得点74点以上.

### 3. CES-D と SOC 各項目との関連

表3にCES-DとSOC各項目との関連を男女別に示した. 単変量解析の結果, 男性では12項目, 女性では13項目で有意な関連が示された. 多変量解析の結果, 抑うつ症状と独立した関連が認められた項目を下位尺度ごとにみると, 男性では, 把握可能感2項目, 処理可能感3項目, 有意味感3項目の計8項目であった. 女性では把握可能感1項目, 処理可能感3項目, 有意味感3項目の計7項目であった. オッズ比(以下; OR)に注目すると, 男性では「8. 気持ちや考えが混乱することがある (OR=4.7)」が最も強く, 「9. 本当なら感じたくない感情を抱いてしまうことがある (OR=4.3)」および「12. 日々の生活で行っていることは意味がないと感じることがある (OR=4.3)」の順であった. 女性では, 「10. これまでに「自分はダメな人間だ」と感じたことがある (OR=5.0)」が最大であり, 次いで「13. 自制心を保つ自信が無くなることがある (OR=4.4)」「12. 日々の生活で行っていることは意味がないと感じることがあ

### 2. CES-D と SOC および ARS 合計点との関連

表2にCES-DとSOCおよびARS合計点との関連について男女別に示した. 単変量解析の結果, 男女とも低うつ群と比較し, 高うつ群では, 高SOC群, 高ARS群の該当率が有意に低かった. 多変量解析の結果, 男女ともにSOCおよびARS合計点に独立性が認められた.

る (OR=4.2)」であった.

### 4. CES-D と ARS 各項目との関連

表4にCES-DとARS各項目との関連を男女別に示した. 単変量解析の結果, 男性では20項目, 女性では21項目で関連が示された. 多変量解析の結果, 男性は新奇性追求1項目, 感情調整3項目, 肯定的な未来志向2項目の計6項目, 女性では感情調整5項目, 肯定的な未来志向3項目の計8項目で独立した関連が示された. ORをみると, 男性では「6. 将来の見通しは明るいと思う (OR=10.1)」が最大であり, 次いで「3. 自分の未来にはきっといいことがあると思う (OR=6.5)」「17. つらい出来事があると耐えられない (OR=4.7)」および「9. 自分の将来に希望を持っている (OR=4.7)」であった. 女性では, 「6. 将來の見通しは明るいと思う (OR=9.1)」が最も大きく, 次いで「3. 自分の未来にはきっといいことがあると思う (OR=7.3)」「9. 自分の将来に希望を持っている (OR=5.8)」の順であった.

表3 CES-DとSOC各項目との関連

ORの出現方向	男性			女性					
	単変量			多変量					
	OR	p	β	OR	p	β			
2 今まで、よく知っている人の思ひぬ行動に驚いたことがある	(s該当群/s非該当群)	n.s.		1.6	*	0.22			
6 不慣れな状況下では、どうすればよいかわからないことがある	(s該当群/s非該当群)	2.2	*	0.40	2.1	*	0.37		
8 気持ちや考えが混乱することがある	(s該当群/s非該当群)	4.7	*	0.78	5	3.3	*	0.60	5
9 本当に感じたくない感情を抱いてしまうことがある	(s該当群/s非該当群)	4.3	*	0.73	5	3.4	*	0.61	
11 何かが起きたら(過大・過小評価をせず)適切な見方ができる	(s非該当群/s該当群)	1.9	*	0.32	1.7	*	0.26		
3 あてにしていた人にがっかりさせられたことがある	(s該当群/s非該当群)	1.9	*	0.32	2.6	*	0.49		
5 不当な扱いを受けているという気持ちになることがある	(s該当群/s非該当群)	3.1	*	0.57	5	4.1	*	0.71	5
10 これまでに「自分はダメな人間だ」と感じたことがある	(s該当群/s非該当群)	3.6	*	0.64	5	5.0	*	0.81	5
13 自制心を保つ自信が無くなることがある	(s該当群/s非該当群)	3.6	*	0.64	5	4.4	*	0.74	5
1 自分の周りの出来事をどうでもよいと思うことがある	(s該当群/s非該当群)	2.0	*	0.34	2.9	*	0.54	5	
4 今までの人生に明確な目標や目的がある	(s非該当群/s該当群)	2.1	*	0.37	5	1.6	*	0.24	
7 毎日していることは喜びと満足を与えてくれる	(s非該当群/s該当群)	4.0	*	0.69	5	3.9	*	0.68	5
12 日々の生活で行っていることは意味がないと感じることがある	(s該当群/s非該当群)	4.3	*	0.73	5	4.2	*	0.72	5

単変量:ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法.)

多変量:ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法. 調整変数:年齢)

OR:Odds Ratio, s該当群/s非該当群(項目番号:4, 7, 11)はs非該当群/s該当群の高うつ群出現率を示した。

CES-D:the Center for Epidemiologic Studies Depression scale.

SOC:Sense Of Coherence.

表4. CES-DとARS各項目との関連

ORの方向	男性			女性					
	単変量			多変量					
	OR	p	β	OR	p	β			
1 色々なことにチャレンジするのが好きだ	(a非該当群/a該当群)	1.9	*	0.33	2.0	*	0.35		
4 新しいことや珍しいことが好きだ	(a非該当群/a該当群)	2.1	*	0.36	1.7	*	0.27		
7 ものごとに対する興味や関心が強い方だ	(a非該当群/a該当群)	3.4	*	0.61	5	2.0	*	0.35	
10 私は色々なことを知りたいと思う	(a非該当群/a該当群)	3.4	*	0.62	2.4	*	0.43		
13 困難があっても、それは人生にとって価値のあるものだと思う	(a非該当群/a該当群)	3.4	*	0.62	3.4	*	0.61		
16 慣れないことをするのではなく	(a該当群/a非該当群)	2.2	*	0.40	2.0	*	0.35		
18 新しいことをやり始めるのは面倒だ	(a該当群/a非該当群)	2.5	*	0.46	2.4	*	0.43		
2 自分の感情をコントロールできる方だ	(a非該当群/a該当群)	3.8	*	0.67	2.6	*	0.48		
5 動揺しても、自分を落ち着かせることができる	(a非該当群/a該当群)	2.9	*	0.53	3.5	*	0.63		
8 いつも冷静でいられるよう心がけている	(a非該当群/a該当群)	n.s.		1.5	*	0.22			
11 わねり強い人間だと思う	(a非該当群/a該当群)	2.8	*	0.51	2.5	*	0.46		
14 気分転換がうまくできない方だ	(a該当群/a非該当群)	3.8	*	0.66	5	3.8	*	0.66	5
17 つらい出来事があると耐えられない	(a該当群/a非該当群)	4.7	*	0.77	5	4.1	*	0.71	5
19 その日の気分によって行動が左右されやすい	(a該当群/a非該当群)	4.0	*	0.69	5	3.2	*	0.57	5
20 あきっぽい方だと思う	(a該当群/a非該当群)	2.6	*	0.48	2.3	*	0.41	5	
21 怒りを感じるとおさえられなくなる	(a該当群/a非該当群)	2.8	*	0.52	3.3	*	0.60	5	
3 自分の未来にはきっといいことがあると思う	(a非該当群/a該当群)	6.5	*	0.94	5	9.1	*	1.10	5
6 将来の見通しは明るいと思う	(a非該当群/a該当群)	10.1	*	1.16	5	7.3	*	1.00	5
9 自分の将来に希望を持っている	(a非該当群/a該当群)	4.7	*	0.77	5	5.8	*	0.88	5
12 自分には将来の目標がある	(a非該当群/a該当群)	2.6	*	0.49	2.9	*	0.53		
15 自分の目標のために努力している	(a該当群/a非該当群)	3.0	*	0.55	2.4	*	0.44		

単変量:ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法)

多変量:ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法. 調整変数:年齢)

OR:Odds Ratio, a非該当群/a該当群(項目番号:14, 16, 17, 18, 19, 20, 21)はa該当群/a非該当群の高うつ群出現率を示した。

CES-D:the Center for Epidemiologic Studies Depression scale.

ARS:Adolescent Resilience Scale.

## 5. CES-D と SOC および ARS 各項目との関連 (最終変数選択 model)

表5にCES-DとSOCおよびARS各項目との関連(最終変数選択 model)を男女別に示した。男性ではSOC5項目, ARS7項目の計12項目, 女性ではSOC6項目, ARS6項目の計12項目で独立した関連が認められた。男女共通に独立性の認められた項目は計8項目あり, SOCでは「13. 自制心を保つ自信が無くなることがある」, 「7. 毎日していることは喜びと満足を与えてくれる」, 「12. 日々の生活で行っていることは意味がないと感じることがある」の3項目, ARSでは「14. 気分転換がうまくできない方だ」, 「17. つらい出来事があると耐えられない」, 「19. その日の気分によって行動が左右されやすい」, 「3. 自分の未来にはきっといいことがあると思う」, 「6. 将来の見通しは明るい

と思う」の5項目であった。

男性のみ関連が示された項目は計4項目あり, SOCでは「8. 気持ちや考えが混乱することがある」, 「9. 本当なら感じたくない感情を抱いてしまうことがある」の2項目, ARSでは「7. ものごとにに対する興味や関心が強い方だ」, 「8. いつも冷静でいられるよう心がけている」の2項目であった。ARSの「8. 物事を冷静でいられるよう心掛けている」は逆転したORが示された。女性のみ関連の認められた項目は, SOCでは「3. あてにしていた人にがっかりさせられたことがある」, 「5. 不当な扱いを受けているという気持ちになることがある」, 「10. これまでに「自分はダメな人間だ」と感じたことがある」の3項目, ARSでは「20. あきっぽい方だと思う」の1項目, 計4項目であった。

表5. CES-DとSOCおよびARS各項目との関連(最終変数選択Model)

尺度	下位項目	独立変数	ORの出現方向	男性			女性		
				OR	p	β	OR	p	β
SOC	把握可能感	8 気持ちや考えが混乱することがある	(s該当群/s非該当群)	2.0	0.01	0.35	—	—	—
		9 本当なら感じたくない感情を抱いてしまうことがある	(s該当群/s非該当群)	2.5	<0.01	0.45	—	—	—
	処理可能感	3 あてにしていた人にがっかりさせられたことがある	(s該当群/s非該当群)	—	—	—	1.5	0.02	0.19
		5 不当な扱いを受けているという気持ちになることがある	(s該当群/s非該当群)	—	—	—	2.5	<0.01	0.46
		10 これまでに「自分はダメな人間だ」と感じたことがある	(s該当群/s非該当群)	—	—	—	2.0	<0.01	0.35
		13 自制心を保つ自信が無くなることがある	(s該当群/s非該当群)	1.9	0.02	0.32	1.8	<0.01	0.31
	有意味感	7 每日していることは喜びと満足を与えてくれる	(s非該当群/s該当群)	2.5	<0.01	0.46	2.3	<0.01	0.43
		12 日々の生活で行っていることは意味がないと感じることがある	(s該当群/s非該当群)	2.3	<0.01	0.41	2.0	<0.01	0.35
	ARS	新奇性追求	7 ものごとにに対する興味や関心が強い方だ	(a非該当群/a該当群)	2.0	0.03	0.34	—	—
		8 いつも冷静でいられるよう心がけている	(a非該当群/a該当群)	0.6	<0.05	-0.29	—	—	—
		14 気分転換がうまくできない方だ	(a該当群/a非該当群)	1.7	0.03	0.27	1.8	<0.01	0.30
		17 つらい出来事があると耐えられない	(a該当群/a非該当群)	2.1	<0.01	0.37	1.9	<0.01	0.31
		19 その日の気分によって行動が左右されやすい	(a該当群/a非該当群)	2.4	<0.01	0.43	1.6	0.01	0.22
		20 あきっぽい方だと思う	(a該当群/a非該当群)	—	—	—	1.5	0.02	0.21
肯定的な未来志向	3 自分の未来にはきっといいことがあると思う	(a非該当群/a該当群)	2.2	0.03	0.39	2.3	<0.01	0.41	
	6 将來の見通しは明るいと思う	(a非該当群/a該当群)	3.0	<0.01	0.55	2.1	<0.01	0.38	

ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法、調整変数:年齢)

OR: Odds Ration.

各尺度の該当群/非該当群(SOCの7, ARSの3, 6, 7, 8は非該当群/該当群)の抑うつ症状出現率。

CES-D: the Center for Epidemiologic Studies Depression scale.

ARS: Adolescent Resilience Scale.

SOC: Sense of Coherence.

#### IV. 考察

学生の健康で有意義な学生生活の実現に向けて精神的健康を保つことは、福祉上重要な課題であるという視点から、学生の自殺やQOL低下の一因ともいえる、抑うつ症状の予防に向けた資料を得ることを目的として、男女別に抑うつ症状とSOCおよびレジリエンスとの関連を検討した。さらに、より簡易かつ感度の高い抑うつ症状の予防策検討にむけた示唆を得るために、抑うつ症状の予防要因といわれるSOCおよびレジリエンスの各項目中から、特に抑うつ症状と関連の強い項目の探索的抽出、検討を行うこととした。

まず、対象者の抽出法については、機縁法を用いて対象機関を抽出しているものの、北海道内各地にある12の高等教育機関に所属する、様々な専攻の学生2,500名超を対象としていること、回収率や有効回答率も高いことから、得られた知見は代表性の担保されたものだと考える。また、抑うつ症状の測定に用いたCES-Dは信頼性・妥当性の検証された尺度である。Cut off値については議論があるものの、一般に16点以上を抑うつ症状ありとみなしており、臨床診断の際に補助としても使用されていることから、妥当性のある知見が得られたと推察する。

高うつ群の該当率は男性44.6%（277名）、女性50.7%（690名）であり、男性と比較して女性で高うつ群の該当率が有意に高かった。これは大学生（川久保・小口2016）や、日本在住的一般成人を対象とした研究（今野・鈴木・大寄・ほか2010）と同様の傾向であった。さらに、本研究で示された高うつ群該当率の男女の傾向（男性<女性）は、うつ病の発症傾向（American Psychiatric Association=2014）とも同様であった。高SOC群の該当率は男性21.1%（131名）、女性14.1%（192名）であり、女性よりも男性の該当率が高く、先行研究（銅直2015；落合・大東・青木2011）を支持する結果であった。また、高ARS群の該当率は男性42.4%（263名）、女性40.7%（554名）であり、性別で有意差は認められなかった。これは児玉・米田・安藤ほか（2018）と同様の結果であった。

CES-DとSOC合計点及びARS合計点との関連をみると、単変量解析の結果、男女ともに、低SOC群、低ARS群と比較し、高SOC群、高ARS群では、高うつ群の該当率が低かった。また、多変量解析の結果、男女共通にSOCおよびARS合計点はそれぞれ独立に負の関連が示された。これは全体を対象とした先行研究（米田・児玉・小川・ほか2018）と類似する結果であり、男女ともにSOCとレジリエンスは、それぞれ独立に抑うつ症状の予防に有効である可能性が示唆された。

抑うつ症状とSOCおよびARS項目との関連についての探索的抽出の結果、男女共通に関連のみられた項目は計8項目あった。下位尺度を参考に概観すると「有意味感（SOC）」、「感情調整（ARS）」、「肯定的な未来志向（ARS）」に該当する項目が多くみられた。

有意味感に含まれる項目は、日常生活への満足感や意味付けを示す項目であった。大学生活の満足度が低い学生は精神的健康度が低いことや（三浦・青木2009）、抑うつ傾向のある者は日常生活満足度が低い可能性が示されており（安藤・小川・米田・ほか2017）、これを支持する結果であった。次に、感情調整に関する項目は、気持ちの切り替えやストレス耐性など全般的な感情を問う項目であった。抑うつ症状が個人の感情やストレス状態に深く関連することは広く知られており、男女ともに抑うつ症状との関連が示唆されたと推察する。肯定的な未来志向に該当する項目は、将来への見通しや期待感を表す項目であった。学生の悩みの第一位は「就職や将来の進路」である（一般社団法人日本私立大学連盟2015）。単変量解析の結果を見ても、将来への見通しを問う項目のORは男女とも最大であり、学生の抑うつ症状と将来への見通し感が深く関連している可能性を考えらえる。男女共通に独立性の認められた「日常生活満足度」、「将来への見通し」、「感情調整」の3要素は学生の抑うつ症状予防の中核となる可能性が考えられる。

これら男女共通にみられた項目に加えて、男性では「把握可能感（SOC）」、「新奇性追求（ARS）」に関する項目、女性では「処理可能感（SOC）」に関する項目で関連が示唆された。男性で関連の見られた把

握可能感は、自分自身の置かれている状況を把握できる、今後の状況がある程度予想できるという感覚を指す。新奇性追求は、新たなできごとに興味や関心を持ち、様々なことにチャレンジしていくとする心理的能力を示す。また高うつ群の具体的特徴をみると、「気持ちや考えが混乱することがある」、「本当なら感じたくない感情を感じてしまうことがある」、「物事に対する興味や関心が強い方ではない」、「冷静でいられるよう心掛けている」という特徴がみられた。女性で関連のみられた処理可能感は、自分自身が置かれている事態を対処できる感覚を示す。また、「あてにしていた人にはがっかりさせられたことがある」、「これまでに自分はダメな人間だと感じたことがある」、「不当な扱いを受けているという気持ちになることがある」の項目で関連が示された。

これらの知見から、青年期の男性の抑うつ症状の予防に向けた支援を行うには、対象者自身の気持ちや感情の整理を支え、どの様な状況下にあるかを把握するための支援を行うこと、個人のチャレンジ精神を導くための働きかけを行うことが重要である可能性が推察される。女性の抑うつ症状予防に向けては、自分が置かれている状況は自分で対処することができるという感覚を高めることが有効であり、そのためには自分自身は大切にされているという感覚や自分自身をゆるすことができる力を高めるための関わりが有効と考える。

本研究の有効性は、男女ともに類似概念であるSOCとレジリエンスが抑うつ症状と独立した負の関連にあり、それぞれを高めることができが抑うつ症状の予防に有効である可能性を示したことである。また、簡易かつ感度の高い抑うつ症状の予防策検討に向けて、これまで予防要因とされているSOCとレジリエンスの項目の中でも、特に抑うつ症状と関連の強い項目を男女別に示唆した点である。現在、精神的健康の向上に向けた概念は多々存在するものの、項目レベルでは類似しているものが多い。今後、自殺予防や学生の精神的健康の向上に取り組むためには、複数ある概念から特に予防の中心となる項目を抽出することで、より簡易かつ感度の高い抑うつ症状の予防策を講ずることが可能になると推察する。

限界および課題は、項目の検討を行なう際のCut off値を操作的に定義している点がある。今後、各項目の分布などを見ながらCut off値を検討する必要がある。また、うつ病の発症には、個人要因のみならず、環境要因の評価・介入も必要である。本研究では抑うつ症状と個人の内的予防要因との関連に注目しており、対人関係等の環境要因は加味できていない。今後、環境要因についても評価し、包括的な検討を行う必要がある。

## 注

1) 本稿は、北海道医療大学大学院看護福祉学研究科提出の修士論文を一部改編、加筆修正し掲載。

## 文献

- American Psychiatric Association (2013) 「*Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition*」 (=2014, 高橋三郎・大野裕監訳『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院)。
- 銅直優子 (2015) 「大学生の友人関係態度と首尾一貫感覚 (Sense of Coherence) が日常いらだちに与える影響について」『流通科学大学論集. 人間・社会・自然編』28, 85-93.
- 江口慧・山口一・種市康太郎 (2018) 「大学生のソーシャルスキルと家族機能および抑うつの関連」『心理学研究: 健康心理学専攻・臨床心理学専攻』8, 19-32.
- 藤井厚志・桑田有 (2016) 「日本の大学生における食品摂取パターンと抑うつ状態の関連」『民族衛生』82(6), 217-227.
- 平野真理 (2012) 「二次元レジリエンス要因の安定性およびライフイベントとの関係」『パーソナリティ研究』21, 94-97.
- 一般社団法人日本私立大学連盟 (2015) 『私立大学 学生生活白書 2015』 一般社団法人日本私立大学連盟。
- 川久保惇・小口孝司 (2016) 「自己開示と対人ストレッサーが抑うつに及ぼす影響」 『立教大学心理学研究』58, 13-22.

- 木口幸子・米田政葉・安藤陽子・ほか (2017) 「北海道内の高等教育機関に所属する学生の CES-D と SOC の関連」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』13, 49-54.
- 厚生労働省 (2018) 『平成 29 年 (2017) 人口動態統計月報年計(概数)の概況』(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai17/dl/h7.pdf>, 2018.11.30).
- 小西香苗・百武愛子 (2015) 「大学生における抑うつ症状および非定型うつ特徴とその関連要因の検討」『学苑・生活科学紀要』902, 21-33.
- 今野千聖・鈴木正泰・大寄公一・ほか (2010) 「日本在住一般成人の抑うつ症状と身体愁訴」『女性心身医学』15 (2), 228-236.
- 峯岸夕紀子・上原尚絃・佐藤巖光・ほか (2013) 「新入学生のうつ傾向とその関連要因」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』9, 141-145.
- 三浦理恵・青木邦夫 (2009) 「大学生の精神的健康に関する要因の文献的研究」『山口県立大学大学院論集』2, 175-183.
- 中根允文 (2006) 「精神障害における QOL」『長崎国際大学論叢』6, 153-159.
- 落合龍史・大東俊一・青木清 (2011) 「大学生における SOC 及びライフスタイルと主観的健康感との関係」『心身健康科学』7 (2), 91-96.
- 小塩真司・中谷素之・金子一史・ほか (2002) 「ネガティブな出来事からの立ち直りを導く心理的特性 -精神的回復力尺度の作成」『カウンセリング研究』35, 57-65.
- 志渡見一・米田政葉・吉田貴普 (2014) 「医療福祉系大学に所属する学生の抑うつ症状とその関連要因について」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』10, 39-42.
- 島悟・鹿野達男・北村俊則・ほか (1895) 「新しい抑うつ性自己評価尺度について」『精神医学』27 (6), 717-723.
- 庄司文仁・堀内聰・青木俊太郎 (2017) 「抑うつ状態の大学生および専門学校生の認知的・行動的特徴」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』19, 73-88.
- 高橋清久 (2003) 「精神医学とジェンダー」『学術の動向』8 (4), 13-19.
- 田中千晶・児玉憲一 (2010) 「レジリエンスと自尊感情、抑うつ症状、コーピング方略との関連」『広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要』9, 67-79.
- 立石恵子・立石修康 (2011) 「作業療法科学生の臨床実習における抑うつとレジリエンス」『九州保健福祉大学研究紀要』12, 113-116.
- 戸ヶ里泰典・山崎喜比古・中山和弘・ほか (2015) 「13 項目 7 件法 sense of Coherence スケール日本語版の基準値の算出」『日本公衆衛生雑誌』62 (5), 232-237.
- 戸ヶ里泰典・山崎喜比古 (2005) 「13 項目 5 件法版 Sense of Coherence Scale の信頼性と因子的妥当性の検討」『民族衛生』71 (4), 168-182.
- 内田千代子 (2010) 「21 年間の調査から見た大学生の自殺の特徴と危険因子—予防への手がかりを探る—」『精神神経学雑誌』112 (6), 543-560.
- World Health Organization (2012) 『Department of Mental Health and Substance Abuse』([http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/75166/9789241503570\\_eng.pdf;jsessionid=04F7A165F77C9505CA08CC55118341C0?sequenCe=1](http://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/75166/9789241503570_eng.pdf;jsessionid=04F7A165F77C9505CA08CC55118341C0?sequenCe=1), 2018.11.30).
- 米田龍大・児玉壮志・小川克子・ほか (2018) 「高等教育機関に所属する学生の抑うつ傾向と SOC 及びレジリエンスの関連」『北海道公衆衛生学雑誌』31 (2), 131-135.

## **機関誌『北海道社会福祉研究』編集規程**

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
  2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
  3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
  4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
  5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
  6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
  7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
  8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
- (附則)
1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
  2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。

## **機関誌『北海道社会福祉研究』投稿規程**

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F二重投稿・多重投稿」を参考し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、3月、7月、11月末日の年3回とする。
6. 印刷した原稿およびUSBメモリあるいはCD-R等の提出媒体を、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てに送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿は2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえ北海道社会福祉学会HPへWEB登録される。また、J-STAGEでの閲覧が可能となる。その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

- 付則 1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。  
2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。  
3. 本規程は、2017年4月1日より施行する。

## 機関誌『北海道社会福祉研究』執筆要領

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 本誌には、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、研究動向、書評などの欄を設けるが、原則として研究動向及び書評以外は本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて2万字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで2万字以内を厳守すること。ただし1頁全体を使用する図表については1600字換算とする。
5. 投稿の締切りは、3月、7月、11月末とし、末日消印有効とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
  - ・原則としてワープロまたはパソコンで作成し、縦置A4版用紙に横書きで、1600字（40字×40行）で印字した原稿2部とCD-Rを提出する。
  - ・投稿に際しては、印字した原稿に2枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
  - ・表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。なお、掲載時には読者からの問い合わせを可能にするために、原則として連絡先（住所または電子メールアドレス）も掲載するが、希望しない場合はその旨明記すること。また、原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④資料解題、⑤書評から選択する。
  - ・表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）
  - ・掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
    - ① 本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル（添付ファイル送付可）および縦置きA4版用紙に編集委員会の指定による様式（40行×23字の2段組み）、タイトルはゴシック16ポイント、著者名は12ポイント、本文は10.5ポイント明朝で印字した原稿を1部提出する。
    - ②図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別な作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。
8. 原稿およびCD-R等は、北海道社会福祉学会編集委員会事務局に送付する。
9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。
10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。
11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。
12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。

(附則)

1. 本要領は、2017年4月1日より施行する。

## □第39号《編集後記》

○札幌の雪祭りも終わり、今年も春の訪れを感じる季節になってきた。雪祭りと言えば、多くの外国人観光客で賑わいを見せるが、インバウンド需要も含め、とりわけ北海道は福祉支援や一次産業の担い手として、外国人労働力に頼らざるを得ない状況が目の前に来ている。ダイバーシティーとナショナリズムの狭間で揺れ動く国際社会の中にあって、見方を変えれば北海道は、日本の、いや世界の”最先端の福祉フィールド”と言えるかもしれないなあ、などと思いつつ。(Y)

○今年度から編集委員を担当させていただいております、投稿された原稿の見どころや改善点について委員同士が活発に意見を交わし、教育的査読がなされていることを強く感じます。特に、若手の研究者の方々（研究歴の若い方を含め）、どうぞ安心して投稿してください。所属する研究室とは違う目線で意見を得られる貴重な機会になるかもしれません。それについても査読を快くお受けくださる先生方がいらしてこそその学会誌編集です。この場を借り、心からお礼申し上げます。(M)

○年度をまたいでのチャレンジをしてくださる投稿者の方も多くなり、共に作りあげていく学会誌という、この数年間の編集方針がようやく軌道に乗ってきたように感じています。

とはいっても、社会福祉をとりまく現状は相当のスピードで変化しています。北海道の実情と課題を示し蓄積していく役割も、今後は果たしていくべきではないかと感じています。

ぜひとも、各地域の福祉課題を研究の視点で分析した投稿をお願いしたいと思います。(O)

○日々の忙しさのなか研究がままならない時もありますが、この『北海道社会福祉研究』の編集では、論文を書き、同じ地域の研究者同士で研鑽し合うことの意義を強く意識します。

今年度はたくさんのご投稿をいただき、誠にありがとうございました。

投稿者と査読者のやり取りを通じて、より良い論文を作っていく体制が整ってきたことをうれしく思っています。(N)

○今年の冬は雪解けが早く、大分楽をしていたところにまた大荒れの天気でした。人間が天候を操る日が来るのかはわかりませんが、今のところ思い通りにはなりません。論文を書くというのも、そうそう思い通りに進むものではないでしょう。でもそれを堪えて乗り越えたところに、大空は拓け、絶景が待っているのではないでしょうか。

平成から新しい時代になろうとしている2019年は、福祉も転換の時なのかもしれません。これから時代を背負っていく若い人たちが大いに議論し、新たな福祉の時代を切り開いていって欲しいと願っています。(K)

○平成最後の発行となります。

新たな時代が会員の皆様にとっての有意義な時代となり、活発な研究ができる事を祈念して…

(O)

## 北海道社会福祉研究 第39号

---

発行日 2019年3月31日

編 集 (社)日本社会福祉学会北海道地域ブロック編集委員会

発行者 中村 和彦（会長）

発行所 (社)日本社会福祉学会北海道地域ブロック

〒004-8631 札幌市厚別区大谷地西2丁目3-1

北星学園大学社会福祉学部 松岡 是伸 研究室

Tel 011-891-2731(代表) fax 011-896-7660

印 刷 北海道リハビリー 〒061-1195 北広島市西の里507番

---





